







厳正な調査をしていないばかりでなく、査定にあつては、地元の技術上、事務上の能力とともにその財政上の負担能力をも精査し、資金あつ旋等の適宜の処置を執る必要があるのに、明らかに負担能力の限界をはるかに超過すると認められるような多額の工事費を査定しながら対策を考慮しなかつたため不当な結果を招いたと認められるものがある。たとえば、山口県佐波郡出雲村七億八千四百余万円、同郡八坂村五億三千五百余万円、大阪府泉南郡東鳥取村二億七千二百余万円、愛知県幡豆郡福地村一億九千九百余万円、同郡三和村一億九千九百余万円等はその事例で、このように極端に多額の工事費を査定した地区について調査すると、堤体等のコンクリート用骨材あるいは石材を現地付近で採取して施行することができぬのに設計ではこれらを遠隔の地点から運搬することとして工事費を増大させていたり、実際には災害を受けていない施設まで災害を受けたこととして該施設の改良工事を施行していたり、工事をそれぞれ施行能力のない地元受益者に分配して国庫補助金の範囲内で再災害のおそれある粗漏な工事を施行していたり、同一地区内の他種工事と同時に施行しているのにそれぞれ別個の査定を受けているため掘さく土、運搬土が多額に重複積算されているなど設計施行の著しく不当なものも多く、除外すべき国庫補助金も多額に達していることが発見され、是正方について注意した状況である。

(一) 農業施設

(六〇二) 農業施設について市、町、村、農業協同組合等の団体が施行する土地改良、地盤沈下対策、災害復旧工
(一三七二)

事等に対する本院の实地検査は、全国都道府県の工事現場五八、五八八のうち五・六％に相当する三、二八七その工事費七、〇三七、八七一、九五二円（国庫補助金相当額四、四二〇、二四一、〇三〇円）に及んだが、その結果は、護岸工事における延長、面積、胴込量、裏込量が設計に比べ不足していたり、井ぞき工事におけるコンクリートの配合比あるいはその打設量が相違していたり、ため池工事における切盛土量その運搬距離あるいはそのつき固めが設計と相違していたり、または石材コンクリート用骨材の採取場所が設計に比べて近距離となっているなどのため国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の四六・七％に相当する一、五三八に上り、その額五九一、七六〇、八二二円に達した。

しかも、事業主体において工事費の経理に關し事実に関わらない書類を作成して正当な自己負担を免かれていくことの判明したものが、そのうち八七・二％に相当する一、三四二で五〇八、六一六、九三五円の多額に上っているのは、昨年度既に当局者に対し嚴重な注意を促しておいたにもかかわらずいまだに是正改善の方向に進んでいないことを示すもので、そのうちには昨年度検査において指摘したにもかかわらずその後に着工した新規工事についても再び同様のことを繰り返した事業主体さえ存する状況であり、また、本年度国庫補助の対象となつた工事のうちには、既に過年度の旧単価で工事を完了しているのに、ことさら昭和二十七年の古い単価で設計して国庫補助金を増額交付したため補助超過となつたものが多い。

いま、農業施設関係の不当工事一、五三八のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものを

事業主体および事項別にあげると左表のとおり七七一件五〇七、三七三、九七〇円で、そのうち代表的な事例を説明すると次のとおりであるが、なお右のほか、工事の施行が粗漏で補助の目的を達していないもの、災害復旧とは認められない改良工事あるいは災害の事実もなく、また、施行の要がない架空工事で、当該工事に対する国庫補助金が二十七年まで交付されていないものについては、個別に掲記することなく事業主体に再施行させあるいは農林省に補助取消等の処置を執るよう注意を促して是正させたものが、盛岡市河北幹線水路二十六

- 年災害復旧工事ほか三〇工事三六、五七八、四一三円、国庫補助金相当額二三、五八三、二一八円となっている。
- (1) 秋田県北秋田郡上川沿村外二ヶ町村土地改良区が施行した中山頭首工および中山水路災害復旧工事は、八四〇、〇〇〇円（国庫補助金六七二、〇〇〇円）で頭首工八メートルおよび水路一五〇メートルを復旧したこととして、被災の事実がなく工事も施行していないし、二九〇、〇〇〇円（国庫補助金二三二、〇〇〇円）で施行することとしている萩の下水路災害復旧工事も全く被災の事実がない。また、三関頭首工および餌釣溜池災害復旧工事は、一八、二一〇、〇〇〇円（国庫補助金一三、八九三、〇〇〇円）で木工沈床井ぞきおよびため池余水吐水路を復旧したこととしているが、木工沈床は、詰石および付帯護岸張石の運搬距離を過大に見込み、小規格の木材を使用しているばかりでなく上張コンクリートも不足し、また、ため池余水吐はコンクリート水路を設計より著しく小さい断面で施行していて、工事費は国庫補助金を下回る一〇、五七一、〇〇〇円で足り、同土地改良区はその負担したとしている四、三一七、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく

三、三三二、〇〇〇円の剰余を生じたこととなっている。

なお、右のほか同土地改良区が施行した他の水路および堤とう災害復旧工事四件七、四八〇、〇〇〇円（国庫補助金五、九六九、〇〇〇円）においても、出来高が不足していたり設計が過大となっているものが二、八八七、五〇〇円あるため同土地改良区が負担したとしている一、五一一、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく一、三七六、五〇〇円の剰余を生じたこととなっているものがある。

- (2) 愛知県幡豆郡三和村および三和土地改良区が一六五、四一八、〇〇〇円（国庫補助金八〇、二七一、五〇〇円）で、また、福地村および福地ほか一土地改良区が一七三、一四四、〇〇〇円（国庫補助金六一、七五八、五五〇円）で施行した高潮災害復旧、地盤沈下対策および区画整理各工事は、同一地区内の水路復旧、客土および区画整理を実施したものであるが、各工事を別個に設計したため高潮災害あるいは地盤沈下対策各工事の水路堤とうがそのまま区画整理の道路となっていたり、土取の跡地をそのまま道路として使用することができたのに別途に道路を新設することとなっていたり、農地復旧の客土により整地が完成しているのに別途にこれを施行したこととしていたり、あるいは施行の必要がない水路工事費を見積っているなど設計が重複または過大で実際に要する工事費は三和村分は一三八、九八一、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして五九、六〇八、七五〇円のうち二六、四三七、〇〇〇円を負担せず、また、福地村分は一六二、八九五、八〇八円で足り、事業主体はその負担したとしている九九、一〇六、二五〇円のうち九、九四〇、一九二円を負担し

設計出来高不足
事業主体負担不足

二重査定
設計出来高不足
事業主体負担不足

- (3) 京都府南桑田郡東別院村が施行した栢原、東掛農地災害復旧工事は、一九、四一〇、〇〇〇円（国庫補助金一四、七五一、六〇〇円）で農地二三町二反を復旧したこととしているが、排土および客土量を過大に見込んでいたため工事費は国庫補助金を下回る一三、〇五七、三七〇円で足り、同村はその負担したとしている四、六五八、四〇〇円を全く負担していないばかりでなく一、六九四、二三〇円の剰余を生じたこととなっている。

なお、右のほか同村が施行した農業用施設災害復旧工事四件六、四二八、〇〇〇円（国庫補助金五、四一九、九四〇円）においても、出来高が不足していたり設計が過大となっているものが一、〇九〇、七五〇円あるため同村が負担したとしている一、〇〇八、〇六〇円のうち九〇一、四〇〇円を負担していないものがある。

- (4) 大阪府南河内郡西浦村が施行した広田溜池災害復旧工事は、九七二、〇〇〇円（国庫補助金六三二、八〇〇円）で堤とう一五〇メートルを復旧したこととしているが、旧堤とうの浸しよくされた部分を補修している程度で、はがね土のつき固めも不十分ためうんでいて、工事の施行が著しく粗漏で工事費は国庫補助金を下回る一七五、〇〇〇円にすぎず、同村はその負担したとしている三四〇、二〇〇円を全く負担していないばかりでなく四五六、八〇〇円の剰余を生じたこととなっている。

粗漏工事
事業主体負担不足

(5) 愛媛県喜多郡天神村が施行したため池災害復旧工事は、三、一五〇、〇〇〇円(国庫補助金二、〇四七、五〇〇円)でため池堤とうおよび余水吐を復旧したこととしていたが、いずれも災害を受けたものでなく、この堤とうをかさ上げして、貯水量の増加を図り、これにより不用となつた他のため池を中学校敷地にしたものである。(改良その他補助の対象としてはならない工事)

道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
(六〇二)	北海道 芦別市芦別地区水路二 十六年災害復旧 水路すい道延長二〇〇メートルの復旧にあたり、岩盤掘さく七二〇立米は立米当り五、二七一円で施行したこととして るが、掘さく歩掛および火薬類の使用見込量が過大で、実際は立米当り三、六五二円で施行することができたものであり、 また、巻立コンクリートは三三〇立米を施行したこととしていたが、実際は二八六立米を施行したにすぎない。	下芦別土地 改良区	八、五五〇,〇〇〇円	五、五五七,五〇〇円	一、三〇〇,〇〇〇円	一、五八二,五二二円	(一〇八,六三三) (一〇八,六三三)	設 計 過 大
(六〇三)	同 雨龍郡幌加内村雨煙別 地区水路二十四年災害 復旧	幌加内土地 改良区	二、八〇〇,〇〇〇	一、八三九,五〇〇	一、八三九,五〇〇	四九,〇〇〇	三三,七〇〇	出 来 高 不 足
(六〇四)	同 雨龍郡妹背牛村小藤地 区水路二十四年災害復 旧	秩父別々	一、五〇六,六三三	一,〇一五,〇六一	一,〇一五,〇六一	三三三,二四三	三九,六〇九	同
(六〇五)	同 上川郡下川町パンケマ カナン地区井堰二十四 年災害復旧	受益者共同 施行	一四,八九〇,七	九七七八五四	九七七八五四	四六,一八五	二九,七七〇	設計過大、事業 主体負担不足
(六〇六)	同 空知郡上富良野町井堰 二十七年災害復旧	草分土地改 良区	四,五六二,〇〇〇	二,六五三,〇〇〇	一,四三〇,〇〇〇	九六二,〇〇〇	六六八,三〇〇 (六六八,三〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足

(六〇七)	同 空知郡北村美唄連布地 区軌道客土	北村農業協 同組合	二二,九〇〇,〇〇〇	六,七四〇,〇〇〇	六,七四〇,〇〇〇	一,二五六,八一七	七五四,〇九〇	同
(六〇八)	同 十勝郡浦幌村農道二十 七年災害復旧	浦幌村々	九六六,〇〇〇	六〇一,九〇〇	六〇一,九〇〇	五五,四〇〇	四一,一〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(六〇九)	同 三石郡三石町井堰二十 五年災害復旧	受益者共同 施行	四,七五四,〇〇〇	三,〇七〇,一〇〇	一,九六五,六〇〇	九五五,〇〇〇	六〇,七五〇 (六〇,七五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六一〇)	青森県 上北郡大深内村牛鍵地 区二十五年災害復旧	大深内村土 地改良区	八八〇,〇〇〇	五七二,〇〇〇	二七二,〇〇〇	八八〇,〇〇〇	五七,一〇〇	粗漏工事、事業 主体負担不足
(六一一)	同 上北郡大深内村深持水 路二十四年災害復旧	受益者共同 施行	一六,一〇〇,〇〇〇	一,〇四六,五〇〇	八四四,〇〇〇	五六〇,〇〇〇	(一〇,一五〇,〇〇〇) (一〇,一五〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六一二)	同 上北郡三本木町三六号 水路二十四年災害復旧	三本木町	一八,五〇〇,〇〇〇	一,一〇一,五〇〇	九三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	(三三三,〇〇〇) (三三三,〇〇〇)	出来高不足
(六一三)	同 上北郡天間林村水路二 十四年災害復旧	受益者共同 施行	二二,五〇〇,〇〇〇	一,五七五,七〇〇	一,〇九二,〇〇〇	六二二,八六六	(三〇,八三三) (三〇,八三三)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六一四)	同 上北郡天間林村天間館 隧道二十四年災害復旧	同	一八,五〇〇,〇〇〇	一,一〇二,五〇〇	一,一〇二,五〇〇	四六二,五〇〇	三〇〇,六三三	同
(六一五)	同 上北郡天間林村天間館 水路二十六年災害復旧	天間林村用 水組合	一,〇〇〇,〇〇〇	八四五,〇〇〇	四八七,五〇〇	四五五,〇〇〇	(一九五,七五〇) (一九五,七五〇)	同
(六一六)	同 池田郡天間林村野崎溜 池二十五年災害復旧	受益者共同 施行	二四,九〇〇,〇〇〇	一,二三八,五〇〇	七七八,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	(三三三,〇〇〇) (三三三,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(六一七)	同 北津軽郡飯詰村常盤堰 護岸二十六年災害復旧	同	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	(六〇,〇〇〇) (六〇,〇〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
(六一八)	同 北津軽郡武田村鳥谷川 護岸二十四年災害復旧 ほか一	武田村農業 協同組合	一〇,〇〇〇,〇〇〇	七,〇一〇,〇〇〇	一,〇六〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	(八,二二五,〇〇〇) (八,二二五,〇〇〇)	出来高不足
(六一九)	同 北津軽郡長橋村下溜池 二十六年災害復旧	長橋村中溜 池土地改良 区	二二,〇〇〇,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇	一,一四〇,〇〇〇	四六〇,〇〇〇	(二九,〇〇〇) (二九,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (六一〇—六一九)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付す る額 を 要する額	摘 要
青森県	北津軽郡七和村高野大溜池二十五年度災害復旧	受益者共同	二四〇,〇〇〇	一五八,〇〇〇	一三六,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	出来高不足
同	北津軽郡松島村大溜池二十五年度災害復旧	松島村大溜池土地改良区	三〇〇,〇〇〇	二一四,〇〇〇	一〇六,〇〇〇	三三三,〇〇〇	二二七,七三〇	同
同	三戸郡上郷村農地二十年災害復旧	上郷村	八二六,〇〇〇	四一五,〇〇〇	一〇六,九〇〇	一六五,三〇〇	八二六,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	西津軽郡大戸瀬村田の沢護岸二十六年災害復旧	大戸瀬村農業協同組合	四七〇,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	五二五,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	三三二,五〇〇	同
同	西津軽郡深浦町香妻護岸二十五年災害復旧	深浦町	二二二,〇〇〇	一四六,五〇〇	七二,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二二七,五〇〇	出来高不足
同	東津軽郡後瀧村後瀧井堰二十四年度災害復旧および小橋護岸二十五年度災害復旧	後瀧村水利組合	一八六,〇〇〇	一一〇,九〇〇	七六,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三〇五,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	東津軽郡後瀧村六枚橋井堰二十六年災害復旧	後瀧村農業協同組合	一五〇,〇〇〇	九七,五〇〇	五五,九〇〇	三三〇,〇〇〇	二二四,五〇〇	出来高不足
同	東津軽郡西平内村小豆沢溜池二十六年災害復旧	西平内村	一一〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇	四七,五〇〇	四二〇,〇〇〇	二六八,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	東津軽郡西平内村藤沢水路二十六年災害復旧	同	一六〇,〇〇〇	一〇四,〇〇〇	五五,五〇〇	四〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	東津軽郡東平内村外童子樋門二十六年災害復旧	東平内村農業協同組合	一一〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	五九,五〇〇	五九,〇〇〇	八八,七〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足

一七四

同	東津軽郡蓬田村広瀬水路二十七年災害復旧	蓬田村	一一〇,〇〇〇	七〇,〇〇〇	四九,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二七六,七六〇	設計過大、事業主体負担不足
計			五,六三〇,〇〇〇	三,三九五,〇〇〇	一,六二〇,四〇〇	二,三九七,七六〇	八,一七〇,四七〇	
(六三〇) 同	胆沢郡相去村大関沢水路二十六年災害復旧	相去村	二四〇,〇〇〇	一五九,九〇〇	四二,七五〇	三九〇,〇〇〇	二五三,五〇〇	設計過大
(六三一) 岩手県	胆沢郡永岡村笹森井堰二十五年災害復旧ほか	永岡	五,一六〇,〇〇〇	三,三五四,〇〇〇	一,五〇一,五〇〇	一,三六〇,〇〇〇	八八四,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六三二) 同	岩手郡御所村大滝水路二十六年災害復旧	御所	一,四四一,〇〇〇	八七,一五〇	五二〇,〇〇〇	三三二,〇〇〇	二二五,一五〇	出来高不足
(六三三) 同	上閉伊郡大槌町大ヶ口水路二十六年災害復旧	大槌町	二,一〇〇,〇〇〇	一,三二〇,四〇〇	一,一五六,四〇〇	六四一,〇〇〇	四一六,六五〇	同
(六三四) 同	気仙郡上有住村寒倉井堰二十五年災害復旧	上有住村	九五〇,〇〇〇	六七,五〇〇	六七,五〇〇	三三〇,〇〇〇	二二四,五〇〇	同
(六三五) 同	下閉伊郡川井村川内護岸二十三年災害復旧	川井村農業協同組合	二九〇,〇〇〇	一八八,五〇〇	一八八,五〇〇	六〇〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	同
(六三六) 同	下閉伊郡川井村鈴久名護岸二十三年災害復旧	同	二八〇,〇〇〇	一八〇,〇〇〇	一八二,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	四三二,五〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六三七) 同	磐貫郡石鳥谷町大瀬川地区堤塘二十六年災害復旧	石鳥谷町	一八〇,〇〇〇	一八九,五〇〇	八四,五〇〇	一八三,〇〇〇	一八九,五〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(六三八) 同	水路延長三四メートルの練石積護岸七七六平米は法長河床上六〇センチメートルから二・九メートル、河床下平均七五センチメートルで平米当り胴込コンクリート〇・一一立米、裏込コンクリート〇・四五立米、総量四三四立米を施行したところとして、実際は根入部分をほとんど施行しないで河床上五九四平米を胴込および裏込コンクリートなしで施行し、工事が著しく粗漏である。なお、工事費は一、三七八、九一四円で足り、事業主体はその負担したとしている六四〇、五〇〇円のうち四五一、〇八六円を負担してゐない。							
(六三九) 同	磐貫郡内川目村楢花水路二十三年災害復旧	内川目村	一六〇,〇〇〇	八七,〇〇〇	八七,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	出来高不足

第二章 第四節 第九 農林省 (六三〇—六三九)

一七五

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額 要する額	摘 要
(六四〇)	岩手県	東盤井郡松川村岩ノ下 水路二十五年度災害復旧	松川村 1,000,000	650,000	650,000	350,000	375,000	出来高不足
(六四一)	同	和賀郡岩崎村荒屋水路 二十五年度災害復旧	岩崎 1,200,000	870,000	870,000	400,000	370,000	同
(六四二)	同	和賀郡黒沢尻町広瀬川 護岸二十三年災害復旧	黒沢尻町 1,200,000	830,000	830,000	300,000	245,000	同
(六四三)	同	和賀郡土沢町晴山用水 路二十三年災害復旧	土沢 775,000	503,750	503,750	230,000	158,000	同
(六四四)	同	水路延長四五六間のうち三八九間の練石積護岸一、〇五五面坪は法長三尺から一三二尺、胴込コンクリート面坪当り〇・一三 八立坪総量一四五立坪を施行したとしているが、實際は法長一尺から一二尺で九六七面坪、胴込コンクリート面坪当 り〇・〇四五立坪総量四三三立坪を施行したにすぎず、石積八八面坪、胴込コンクリート一〇二立坪が不足している。	横川目村 1,100,000	750,000	750,000	370,000	240,500	出来高不足、事 業主体負担不足
(六四五)	宮城県	古川市桜の目井堰二十 五年災害復旧	桜の目堰土 地改良区 1,250,000	1,250,000	775,500	450,000	269,750	出来高不足、事 業主体負担不足
(六四六)	同	刈田郡円田村山ノ入お よび塩沢地区水路二十 四年災害復旧	受益者共同 施行 1,200,000	1,170,000	433,500	500,000	134,000	同
(六四七)	同	刈田郡大鷹沢村谷津川 地区水路二十五年災害 復旧	大鷹沢村 2,900,000	1,885,000	1,755,000	865,000	562,250	同
計			3,456,000	2,291,250	1,763,400	1,032,000	674,830	

(六四八)	同	刈田郡福岡村深谷地区 水路二十三年災害復旧 ほか一	福岡村 3,485,860	2,265,809	1,875,809	956,091	621,459	同
(六四九)	同	加美郡小野田町明神井 堰二十五年災害復旧	色摩村ほか 一町明神堰 土地改良区 3,400,000	2,240,000	540,000	660,797	495,181	同
(六五〇)	同	加美郡小野田町立板井 堰二十五年災害復旧	西小野田農 業協同組合 2,000,000	1,100,000	625,000	675,000	487,500	同
(六五一)	同	栗原郡築館町成田井堰 二十六年災害復旧	築館町 2,200,000	1,250,000	546,000	800,000	1,200,000	同
(六五二)	同	栗原郡花山村浅布井堰 二十五年災害復旧ほか一	花山村 4,340,000	2,282,000	2,229,750	920,000	645,000	同
(六五三)	同	黒川郡粕川村行井堂井 堰二十三、二十四年災 害復旧	粕川 3,521,000	2,221,200	1,740,176	741,100	501,590	同
(六五四)	同	遠田郡大貫村蕪栗沼堤 塘二十三年災害復旧	蕪栗沼自作 農開墾地管 理組合 4,800,000	3,110,000	3,110,000	955,400	622,110	同
(六五五)	同	登米郡南方村野谷地干 貫地区橋梁二十五年災 害復旧ほか一	追川沿岸耕 作組合連合 会 2,200,000	1,260,000	1,260,000	840,000	546,000	同
(六五六)	同	登米郡南方村沼崎下堤 塘二十五年災害復旧	受益者共同 施行 1,000,000	650,000	500,000	350,000	227,500	同
(六五七)	同	登米郡吉田村見待井隣 道二十四年災害復旧	吉田村ほか 一箇村組合 1,200,000	1,179,000	722,650	464,000	301,600	同
(六五八)	同	登米郡米川村長畑地区 井堰二十三年災害復旧 ほか一	米川村 2,200,000	1,210,000	1,219,500	747,031	502,470	同
(六五九)	同	本吉郡新月村松川堤塘 二十三年災害復旧	新月 1,245,000	764,250	764,250	488,075	321,728	同

第二章 第四節 第九 農林省 (六六〇—六六三)

一七八

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 うち二十八 年度以降交付す る額 （定額中減額を 要する額）	摘 要
(六六〇) 宮城県	桃生郡中津山村新古川 水路二十三年災害復旧	北方土地改 良区	二九三,四三三	一八九,九五五	一八九,九五五	六四八,七三三	四三,八三三	出来高不足、事 業主体負担不足
(六六一) 同	亘理郡山下村高瀬川堤 塘二十三年災害復旧	山下村	二,四三三,〇〇〇	一,三九二,九九〇	一,三九二,九九〇	三二二,九九四	二〇,〇〇六	同
計			四,七〇六,四三三	二,九〇〇,〇九九	二,九〇〇,〇九九	一,〇八五,九九六	七〇,六三二 (三六四,六六六)	
(六六二) 秋田県	大館市釈迦溜池水路二 十四、二十七年災害復 旧	大館市長木 川関係土地 改良区	一,一五〇,〇〇〇	七,五七〇,〇〇〇	五,四四〇,〇〇〇	三,四八七,五〇〇	二,二六八,八七五 (一,〇九一,五〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
	水路延長二、二九〇メートルの復旧にあたり、ずい道五一九メートルの岩石掘さく一、七八四立米および支保工五一九メー トル、開き七四メートルの盛土二、五一六立米および三面張水路一、二七五メートルのコンクリート五七一立米を施行し たこととしているが、実際は岩石掘さく八八二立米、支保工二四〇メートル、盛土一、二五八立米、コンクリート三〇六 立米を施行したにすぎないなどのため工事費は八、〇六一、五〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている四、〇四 二、五〇〇円(五、〇三三、四八七、五〇〇円)を負担してゐる。							
(六六三) 同	能代市扇淵頭首工二十 五年災害復旧	解散法人檜 山扇淵連合 耕地組合	一〇,二一〇,〇〇〇	六,五八〇,〇〇〇	六,五八〇,〇〇〇	一,九一〇,〇〇〇	一,二四一,五〇〇 (二〇〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
	頭首工五箇所の復旧にあたり、掘さく三、一七九立米、えん体玉石コンクリート八八〇立米および練積石垣二、〇五〇平米 を施行したこととしているが、実際は掘さく一、八六一立米、玉石コンクリート七六五立米および練積石垣一、六二七平米 を施行したにすぎないなどのため工事費は八、二一〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている三、五四二、〇 〇〇円のうち一、九一〇、〇〇〇円を負担してゐる。							
(六六四) 同	横手市旭川三の揚四の 揚井堰二十三年災害復 旧	南旭川土地 改良区	五,一七〇,〇〇〇	三,四一五,五〇〇	三,四一五,五〇〇	六二一,〇〇〇	三九七,一五〇	出来高不足
(六六五) 同	雄勝郡駒形村大門護岸 二十五災害復旧	駒形村農業 協同組合	二,一〇〇,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇	四六五,〇〇〇	四〇,二二五 (四〇,二二五)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六六六) 同	雄勝郡東成瀬村小貫山 堰水路二十三年災害復 旧	東成瀬村	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	五四二,〇〇〇	五三,三〇〇	同
(六六七) 同	雄勝郡三関村三関溜池 二十五災害復旧	三関村	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	九一〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四五五,〇〇〇 (四五五,〇〇〇)	同
(六六八) 同	雄勝郡三梨村川西復旧 地水路二十六年災害復 旧	三梨村農業 協同組合	五,二〇〇,〇〇〇	三,三六〇,〇〇〇	三,三六〇,〇〇〇	一,五九〇,〇〇〇	一,〇一五,〇〇〇 (一,〇一五,〇〇〇)	同
(六六九) 同	雄勝郡三梨村五ヶ村堰 二十六年災害復旧	稲庭町外三 ヶ町村土地 改良区	三,一八〇,〇〇〇	二,〇六七,〇〇〇	二,〇六七,〇〇〇	七三〇,〇〇〇	六三三,四四〇 (六三三,四四〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六七〇) 同	雄勝郡三梨村与惣右エ 門堰二十六年災害復旧 ほか一	解散組合与 惣右エ門堰 水利組合	七八〇,〇〇〇	五,一八,五〇〇	一七九,六〇〇	二,三九〇,〇〇〇	一,五三三,五〇〇 (一,五三三,五〇〇)	同
(六七一) 同	雄勝郡三輪村貝沢頭首 工二十六年災害復旧	三輪村農業 協同組合	九七〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	一,三三〇,〇〇〇	二,六二〇,〇〇〇	一,六九六,五〇〇	同

水路延長四、〇〇〇メートルの復旧にあたり、練積石垣一、三九七平米を控三〇センチメートルの玉石で施行したこととし
ているが、実際は控二五センチメートルのもので四八〇平米を施行したにすぎないなどのため工事費は三、六四〇、〇〇〇
円で足り、事業主体はその負担したとしている一、八二〇、〇〇〇円のうち一、五六〇、〇〇〇円を負担してゐない。

続わく井せき延長三〇〇メートルは上幅六メートル、高さ一・四メートルで、また、水路側壁一、五二九平米は玉石練積で
施行したこととしているが、実際は続わくを上幅五・四メートル、高さ〇・八七メートルで、また、水路側壁をから積で施
行しているため、工事費は七、一六〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている三、四一九、五〇〇円のうち
二、六一〇、〇〇〇円を負担してゐない。

第二章 第四節 第九 農林省 (六六四—六七一)

一七九

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 のうち二十八年 度以降交付す る額を 要する額	摘 要
秋田県	鹿角郡馬内町汁毛川堤塘二十四年災害復旧	毛馬内町農業協同組合	二五七,000円	一六六,000円	一六六,000円	八八,000円	五七,二六五円	出来高不足、事業主体負担不足
(六七三)	同	同	三、四三〇,〇〇〇	二、四二二,五〇〇	七〇,000	四〇〇,000	二六〇,000	同
(六七四)	同	同	一、二四〇,〇〇〇	八〇,000	一一五,000	三九〇,000	二五三,五〇〇	出来高不足
(六七五)	同	同	六八六,〇〇〇	四四九,〇〇〇	二七九,五〇〇	二四〇,000	一、五〇六,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六七六)	同	同	三、六七〇,〇〇〇	二、三六五,五〇〇	一、三七〇,000	一、二八四,五〇〇	八四九,九〇〇	同
(六七七)	同	同	四、九〇〇,〇〇〇	三、一八五,〇〇〇	一、〇九〇,000	八五九,〇〇〇	五五八,五〇〇	同
(六七八)	同	同	二、六〇〇,〇〇〇	一、七九,五〇〇	二、三三〇,000	九〇〇,五〇〇	五九八,三三〇	同
(六七九)	同	同	一、六三〇,〇〇〇	二、三九一,〇〇〇	三、五五〇,000	七〇六,五〇〇	五、六六九,一〇〇	同
(六八〇)	同	同	八、四〇〇,〇〇〇	六、七二〇,000	二、一九〇,000	八四〇,000	六、八七〇,〇〇〇	同

(六八一)	同	同	九、四三〇,〇〇〇	六、八七〇,000	三、六八八,000	三、四九〇,000	二、五五五,五〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六八二)	同	同	三、九一〇,〇〇〇	二、四三六,五〇〇	七二二,000	二、〇三九,000	一、三三三,三三〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六八三)	同	同	八、一五〇,〇〇〇	五、二九七,五〇〇	一、一九四,八〇〇	三、〇二二,〇〇〇	二、四六六,五六〇	同
(六八四)	同	同	二、〇〇〇,〇〇〇	一、四一六,000	五二二,000	三、四〇〇,000	一、四一四,〇〇〇	同
(六八五)	同	同	二、二〇〇,〇〇〇	一、四三三,九〇〇	四七二,000	五三〇,000	三、六九一,一〇〇	同
(六八六)	同	同	五、五〇〇,〇〇〇	四、二七二,七〇〇	七六四,000	二、九四八,〇〇〇	二、二九九,九六〇	同
(六八七)	同	同	三、四〇〇,〇〇〇	二、六九九,〇〇〇	八五四,000	六四六,000	五、一六八,〇〇〇	同
(六八八)	同	同	二、三〇〇,〇〇〇	一、八二七,〇〇〇	二、七二,000	八五五,〇〇〇	六、三三、九五〇	同
(六八九)	同	同	三、二五〇,〇〇〇	二、一七六,〇〇〇	六二五,000	五二〇,000	三、三三、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六九〇)	同	同	六、五五〇,〇〇〇	四、一四三,三〇〇	一、三三三,四〇〇	二、二六二,三〇〇	一、四六九、八四五	出来高不足、事業主体負担不足
(六九一)	同	同	一、六七〇,〇〇〇	一、〇九三,〇〇〇	三、八六六、六〇〇	六四八、五〇〇	四、二二五、二五〇	同

第二章 第四節 第九 農林省 (六八一—六九一)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 補助金補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額	うち二十八年 度以降交付す る額	摘 要
----	-----	------	-----	----------------------	-------------------------------	-----------------------	----------------------	------------------------	-----

右のうち二井田堰第一工区二十五年災害復旧工事(工事費一〇、九〇〇、〇〇〇円、国庫補助金七、〇八五、〇〇〇円)は木工沈床井せき延長一五メートルを復旧するもので、方格材四二二立米、重石二、六八八立米、表面舗装コンクリート五四四立米、水たきコンクリート二五二立米を施行したこととしているが、実際は方格材二六四立米、重石二、一五〇立米、舗装コンクリート三二六立米、水たきコンクリート一五〇立米を施行したにすぎないなどのため工事費は七、〇八五、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている三、八一五、〇〇〇円を全く負担していない。

(六九二)	秋田県	北秋田郡花岡町島内頭 首工二十六年災害復旧	花岡町農業 協同組合	二、二〇〇,〇〇〇円	一、四九七,〇〇〇円	一、二五〇,〇〇〇円	九七〇,〇〇〇円	六六五,〇〇〇円 (四八七,〇〇〇)	出来高不足
(六九三)	同	北秋田郡真中村吉富士 水路二十五年災害復旧	解散法人 崎耕地整理 組合	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三三三,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	七八〇,〇〇〇	四六七,〇〇〇 (四六六,七〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六九四)	同	北秋田郡矢立村尻合沢 口頭首工二十六年災害 復旧	矢立村農業 協同組合	二,三〇〇,〇〇〇	一,七六〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	一,三五〇,〇〇〇	八八五,〇〇〇 (八五五,〇〇〇)	同
(六九五)	同	北秋田郡山瀬村落合頭 首工二十六年災害復旧 ほか五	山瀬村山田 農業協同組 合	二,五九〇,〇〇〇	二,九〇二,八〇〇	二,一七四,〇〇〇	六八二,六九七	五,三三〇,〇八九 (五,三三〇,〇八九)	同

(1) 落合頭首工二十六年災害復旧工事(工事費三、六三〇、〇〇〇円、国庫補助金二、七四五、〇〇〇円)は井せき二箇所を復旧するもので、水路延長三二六メートルの練積石垣九九六平米は胴込コンクリート平米当り〇・一〇九立米総量一〇八立米を施行し、また、盛土三、九二八立米を施行したこととしているが、実際は石垣六七二平米を胴込コンクリートなしで施行し、また、盛土も二、三二八立米を施行したにすぎないなどのため工事費は国庫補助金を下回る一、七七六、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている八八五、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく九六九、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(2) 長谷池頭首工二十六年災害復旧工事(工事費二、三九〇、〇〇〇円、国庫補助金一、八一六、四〇〇円)は井せき二箇所を復旧するもので、えん体コンクリート一一一立米および練積石垣護岸六九七平米を施行したこととしているが、実際はえん体の中詰を玉石としてコンクリート厚さ〇・一メートル総量三九立米で被覆し、練積石垣も一一二平米を施行したにすぎないため工事費は国庫補助金を下回る一、〇四〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている五七三、六〇〇円を全く負担していないばかりでなく七七六、四〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(六九六)	同	北秋田郡米内沢町鶴田 溜池二十六年災害復旧	米内沢町農 業協同組合	二,四〇〇,〇〇〇	一,四五六,〇〇〇	六四六,〇〇〇	一,六五〇,〇〇〇	一,〇七五,〇〇〇 (八七〇,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(六九七)	同	北秋田郡米内沢町根小 屋二六堰二十六年災害 復旧	米内沢町農 業協同組合	一,四〇〇,〇〇〇	八〇六,〇〇〇	三二五,〇〇〇	八四〇,〇〇〇	五四六,〇〇〇 (五四六,〇〇〇)	設 計 過 大
(六九八)	同	北秋田郡米内沢町本城 四箇村堰頭首工二十六 年災害復旧	米内沢町本 城農業協同 組合	四八五,〇〇〇	三三三,五〇〇	八六,四〇〇	一,七五〇,〇〇〇	一,一三七,五〇〇 (一,一三七,五〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(六九九)	同	仙北郡大川西根村雄物 川頭首工二十六年災害 復旧ほか二	大曲西根土 地改良区	三六九,〇〇〇	一八八九,〇〇〇	八七三,六〇〇	一,〇五〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇 (六八四,三三〇)	設計過大、事業 主体負担不足

県名	工	事業主体	工事費	同上に對する 補助金相 當額	同上のうち 二十七年度 から除外す べき額	補助工事費 から除外す べき額	度以降交付す る補助金相 當額	摘要
----	---	------	-----	----------------------	--------------------------------	-----------------------	-----------------------	----

右のうち雄物川頭首工二十六年災害復旧工事(工事費二〇、二〇〇、〇〇〇円、国庫補助金一四、五四四、〇〇〇円)は井せぎ延長一〇八メートルを復旧するもので、続わく木工沈床および鉄線しゃかこの中詰ぐり石四、二五七立米は立米当り一、〇〇〇円、コンクリートブロック二、五九八個は一個当り九〇〇円から九二〇円、鉄線しゃかご五七二本は一本当り二、八〇〇円で施行したこととしていたが、実際は中詰ぐり石立米当り五〇〇円、コンクリートブロック一個当り三〇〇円から三四五円、鉄線しゃかご一本当り一、七〇〇円で施行することができたものであり、また、続わくおよび木工沈床は人夫一三、八五〇人で施行したこととしていたが、実際は七、三七二人で足りたため工事費は国庫補助金を下回る一、二、〇二五、〇〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとしていた五、六五六、〇〇〇円を全く負担してはいないばかりでなく二、五一九、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(七〇〇) 秋田県

仙北郡大川西根村真木 井堰二十三年災害復旧 ほか一	大曲西根土 地改良区	八、五四四、〇〇〇	五、五五三、六〇〇	五、五五三、六〇〇	二、九八八、五〇〇	一、九四三、五五五	出来高不足、事業主体負担不足
---------------------------------	---------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------------

(七〇一) 同

右のうち真木井堰二十三年災害復旧工事(工事費四、五〇〇、〇〇〇円、国庫補助金二、九二五、〇〇〇円)は井せぎ三箇所を復旧するもので、玉石コンクリート二一七立坪、基礎ぐり石四六立坪を施行したこととしていたが、実際は玉石コンクリート一五八立坪を施行しただけで基礎ぐり石を全く施行してないなどのため工事費は二、九二五、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしていた一、五七五、〇〇〇円を全く負担してはいない。

(七〇二) 同

仙北郡雲沢村碓塚頭首 工二十六年災害復旧	碓 塚	九、九六〇、〇〇〇	六、三三三、九〇〇	一、一〇六、〇〇〇	二、九二〇、〇〇〇	一、九四三、五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
-------------------------	-----	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	----------------

井せぎ延長九三メートルはせぎ高二・三メートル、水たたき厚八〇センチメートルで粗石コンクリート一、二九二立米を施行したこととしていたが、実際はせぎ高一・六五メートル、水たたき厚一五センチメートルで四八一立米を施行したに

すぎないため工事費は七、〇〇〇、〇〇〇円を足り、事業主体はその負担したとしていた三、六八六、一〇〇円のうち二、九〇〇、〇〇〇円を負担してはいない。

(七〇三) 同

仙北郡西明寺村大野堰 頭首工二十五年災害復旧	大野堰土地 改良区	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	(一、四七〇、〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
---------------------------	--------------	-----------	-----------	---------	-----------	-------------	---------------

(七〇四) 同

仙北郡西明寺村鎌足堰 頭首工二十五年災害復旧 ほか一	受益者共同 施行	七、三六〇、〇〇〇	四、七四四、〇〇〇	二、三三〇、〇〇〇	二、七六六、〇〇〇	(一、七三三、九〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
----------------------------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------	----------------

右のうち長瀬堰堤二十六年災害復旧工事(工事費四、七六〇、〇〇〇円、国庫補助金三、〇九四、〇〇〇円)は井せぎ延長八〇メートルを復旧するもので、えん体および水たたきコンクリート六三四立米を施行したこととしていたが、実際は四〇四立米を施行したにすぎず、また、コンクリートに使用する砂二〇九立米、砂利四一八立米は七キロメートル運搬したこととしていたが、実際は四キロメートル運搬しただけで工事費は三、〇九〇、四〇〇円を足り、事業主体はその負担したとしていた一、六六六、〇〇〇円を全く負担してはいない。

(七〇五) 同

仙北郡豊岡村五百刈田 溜池二十五年災害復旧 ほか一	豊 岡 村	一、六六六、〇〇〇	一〇、七四七、六〇〇	六、〇〇七、七〇〇	五、六四四、〇〇〇	(三、六四二、六〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
---------------------------------	-------	-----------	------------	-----------	-----------	-------------	----------------

右のうち五百刈田溜池二十五年災害復旧工事(工事費一、九三六、〇〇〇円、国庫補助金七、七五八、四〇〇円)はため池堤とう延長九六メートルを復旧するもので、はがね土二、六〇六立米、さや土一五、四五三立米、余水吐コンクリート配合比一・二・四のもの三二七立米を施行したこととしていたが、実際ははがね土二、二四六立米、さや土一三、六四九立米、コンクリート一・二・四のもの四七立米、一・三・六のもの一一二立米を施行したにすぎないなどのため工事費は八、七五二、〇〇〇円を足り、事業主体はその負担したとしていた四、一七七、六〇〇円のうち三、一八四、〇〇〇円を負担してはいない。

(七〇六) 同

仙北郡檜木内村小滝頭 首工二十四年災害復旧	解散法人中 央耕地整理 組合	二、五二〇、〇〇〇	一、三六八、〇〇〇	一、一六八、〇〇〇	八二二、〇〇〇	五七三、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
--------------------------	----------------------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	----------------

(七〇七) 同

平鹿郡植田村植田堰頭 首工二十五年災害復旧	植 田 村	六、四〇〇、〇〇〇	四、一四〇、〇〇〇	一、一五〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	(三、四四〇、〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
--------------------------	-------	-----------	-----------	-----------	---------	-------------	---------------

(七〇八) 同

平鹿郡三重村住吉堰頭 首工二十六年災害復旧	住吉堰土地 改良区	二、九七〇、〇〇〇	一、九七五、五〇〇	五八八、〇〇〇	一、〇三三、五〇〇	(六七二、二二五)	出来高不足、事業主体負担不足
--------------------------	--------------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------	----------------

第二章 第四節 第九 農林省 (七〇九—七一五)

一八六

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
秋田県	南秋田郡大川村上瀧反 堤塘二十六年災害復旧	大川村農業 協同組合	二,九一〇,〇〇〇 円	一,八六六,〇〇〇 円	一,一〇〇,〇〇〇 円	一,〇三三,〇〇〇 円	六四四,〇〇〇 円	出来高不足、事 業主体負担不足
	南秋田郡面瀧村夜叉袋 堤塘二十四年災害復旧	面瀧村第一 農業協同組 合	五,九〇〇,〇〇〇	三,八九五,〇〇〇	三,八九五,〇〇〇	一,〇四四,〇〇〇	六八,六〇〇	同
	南秋田郡上新城村五百 刈沢線農道二十六年災 害復旧	上新城村第 一農業協同 組合	二,〇九〇,〇〇〇	一,三三八,五〇〇	六〇七,〇〇〇	六〇七,〇〇〇	五九,〇〇〇 (五九,〇〇〇)	出来高不足
	南秋田郡下井河村八郎 瀧堤塘二十四年災害復 旧	下井河村シ	三,七〇〇,〇〇〇	二,四〇五,〇〇〇	二,四〇五,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	四四二,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
	南秋田郡一日市町堤塘 二十四年災害復旧ほか	一日市町シ	五,六六〇,〇〇〇	三,六七六,〇〇〇	二,六五〇,八〇〇	二,二八六,九九五	一四八,六四六 (七〇,二四六)	同
	南秋田郡船越町八郎瀧 堤塘二十四年災害復旧	船越町瀧シ	三,七四〇,〇〇〇	二,四三一,〇〇〇	二,四三一,〇〇〇	一,〇四八,〇〇〇	六一,二〇〇	出来高不足
	山本郡粕毛村外穴淵頭 首工二十六年災害復旧 ほか	粕毛村シ	四,三〇〇,〇〇〇	二,七九五,〇〇〇	七五一,六〇〇	二,五五〇,〇〇〇	一六,五七五 (一六,五七五)	設計過大、事業 主体負担不足

右のうち穴淵頭首工二十六年災害復旧工事(工事費二、八五〇、〇〇〇円、國庫補助金一、八五二、五〇〇円)は井せき延長八
〇メートルを復旧するもので、続わくおよび木工洗床の木材二一立米は立米当り五、五〇〇円、詰石七九七立米は立米
当り九四〇円から一、二四〇円で施行したこととしているが、実際は木材を立米当り三、〇〇〇円で購入し、また、詰石は
現場採取のものを使用したため立米当り一〇〇円から一五〇円で施行することができたものであり工事費は國庫補助金を
下回る一、一五〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして九九七、五〇〇円を全く負担してはいないばかりで

なく七〇二、五〇〇円の剰余を生ずることとなる。

(七二六)	同	山本郡沢目村水沢頭首 工二十六年災害復旧	受益者共同 施行	二,八三〇,〇〇〇	一,八三九,五〇〇	八〇三,〇〇〇	八七五,七〇〇	五六九,二五 (五六九,二五)	出来高不足、事 業主体負担不足
(七二七)	同	山本郡沢目村目名瀧頭 首工二十六年災害復旧	同	二,二五〇,〇〇〇	一,四六二,五〇〇	五八三,〇〇〇	四四七,五〇〇	二九〇,八七五 (二九〇,八七五)	同
(七二八)	同	山本郡種梅村柱ノ下頭 首工二十六年災害復旧 ほか	種梅村農業 協同組合	四,五〇〇,〇〇〇	三,一四六,〇〇〇	九五〇,〇〇〇	一,五七〇,〇〇〇	一〇,九九〇 (一〇,九九〇)	同
(七一九)	同	山本郡鶴形村旭沢溜池 二十五年災害復旧	受益者共同 施行	二,二〇〇,〇〇〇	一,六四四,五〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	五五五,〇〇〇	三五四,二五〇 (一八四,五〇〇)	同
(七二〇)	同	山本郡富根村矢崎水路 二十六年災害復旧	矢崎土地改 良区	四,〇一〇,〇〇〇	二,六三三,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	六六,〇〇〇 (六六,〇〇〇)	同
(七二一)	同	山本郡荷上場村三ノ倉 頭首工二十六年災害復 旧	荷上場シ	七,九七五,〇〇〇	五,六四四,五〇〇	九七三,〇〇〇	二,七二二,五〇〇	一,九七五,五七五 (一,九七五,五七五)	同
(七二二)	同	井せき延長六〇メートルの続わく四五六平米は親ぐい長さ四・五メートル、立成木長さ四メートルで木材三二四立米、え ん体の上張りは厚さ四五センチメートルでコンクリート二九二立米、練積石垣三九〇平米は間知石で施行したこととして いるが、実際は親ぐい長さ三メートル、立成木長さ二・五メートルで木材一七一立米、えん体上張りコンクリートは厚さ 三〇センチメートルで一五八立米、練積石垣は野づら石で施行したにすぎず、また、詰石九六〇立米は立米当り一、〇〇〇 円、木材七六立米は立米当り五、五〇〇円で施行したこととしているが、実際は詰石四〇〇〇円、木材は四、〇〇〇円で施行 することができたなどのため工事費は國庫補助金を下回る五、一六七、五〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして る二、三〇五、五〇〇円を全く負担してはいないばかりでなく四七七、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。	設計過大、事業 主体負担不足						
(七二三)	同	山本郡荷上場村中島堰 堤二十六年災害復旧ほ か	荷上場土地 改良区	七,八八〇,〇〇〇	五,四四九,八〇〇	二,五八三,〇〇〇	二,五八三,〇〇〇	一,七三三,一三〇 (一,七三三,一三〇)	設計過大、事業 主体負担不足

右のうち中島堰堤二十六年災害復旧工事(工事費五、六三〇、〇〇〇円、國庫補助金三、九九七、三〇〇円)は井せき延長九〇
メートルを復旧するもので、続わく三六〇平米の木材四〇六立米は立米当り三、六〇〇円から六、〇〇〇円、詰石七七七立
米は立米当り一、〇〇〇円で施行したこととしているが、実際は立米当り木材三、〇〇〇円から五、三〇〇円、詰石八〇〇円

第二章 第四節 第九 農林省 (七一六—七二二)

一八七

第二章 第四節 第九 農林省 (七三三—七三〇)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額	摘要
秋田県	山本郡塙川村大信田塙川頭首工二十六年災害復旧	受益者共同	二八三,〇〇〇	一八三,九〇〇	四四三,一〇〇	九三,六〇〇	六〇八,七五〇 (六〇八,七五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	山本郡藤琴村岩下頭首工二十六年災害復旧	藤琴農業協同組合	六八〇,〇〇〇	四四二,二五〇	五五六,六〇〇	七二〇,〇〇〇	四六八,〇〇〇 (四六八,〇〇〇)	同
同	山本郡藤琴村大沢水路二十六年災害復旧	大沢	二二五,〇〇〇	一四八,八〇〇	六八八,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	四三三,五〇〇 (四三三,五〇〇)	同
同	山本郡二ツ井町中島副堰堤二十五年災害復旧	岩堰土地改良区	五五五,〇〇〇	三六七,七五〇	一,九〇三,〇〇〇	一,七六一,五〇〇	一,一四三,六五〇 (一,一四三,六五〇)	同
同	山本郡二ツ井町矢坂頭首工二十三年災害復旧	高岩堰	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	四四三,〇〇〇 (四四三,〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
計			三,〇六七,〇〇〇	二,四二七,七〇〇	一〇,八〇〇,九〇〇	一三,〇一八,〇九二	八,一九六,二五〇 (六九〇,七三三)	
山形県	北村山郡大富村羽入水路二十三年災害復旧	受益者共同	二,四〇〇,〇〇〇	一,五〇〇,〇〇〇	一,五九九,五〇〇	三九七,〇〇〇	二一八,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	北村山郡戸沢村稲下護岸二十三年災害復旧	同	二,四〇〇,〇〇〇	一,五九九,〇〇〇	一,五九九,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	三五四,〇〇〇	同
同	北村山郡横山村田沢水路二十四年災害復旧	同	一,五四〇,〇〇〇	一,〇〇一,〇〇〇	四八八,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	三九〇,〇〇〇 (三九〇,〇〇〇)	出来高不足

同	西置賜郡北小国村樋之沢水路二十六年災害復旧	北小国村	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九四三,五〇〇	六八〇,〇〇〇	四四三,〇〇〇 (三三三,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	西置賜郡豊川村八幡堰二十三年災害復旧	豊川村農業協同組合	三,四〇〇,〇〇〇	二,二二〇,〇〇〇	二,二〇九,六五〇	四九〇,〇〇〇	三二八,五〇〇	同
同	西村山郡北谷地町引籠水路隧道二十五年災害復旧	引籠土地改良区	一,〇〇〇,〇〇〇	六八二,五〇〇	二四〇,五〇〇	四〇〇,〇〇〇	二七九,五〇〇 (二七九,五〇〇)	同
同	西村山郡寒河江町沼川護岸二十三年災害復旧	受益者共同	一,一〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	五九八,〇〇〇	三九九,八五〇	同
同	西村山郡西五百川村八ッ沼溜池二十五年災害復旧	三中土地改良区	一〇,四〇〇,〇〇〇	六,七〇〇,〇〇〇	六,一一〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇 (六五〇,〇〇〇)	同
同	西村山郡谷地町昭和堰二十六年災害復旧	大堰	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇 (二六〇,〇〇〇)	出来高不足
同	東置賜郡龜岡村四ヶ村堰二十五年災害復旧	四ヶ村堰	一,七〇〇,〇〇〇	一,一〇五,〇〇〇	一八八,五〇〇	五九五,〇〇〇	三六六,七五〇 (三六六,七五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	東置賜郡小松町蓬田堰護岸二十四年災害復旧	小松町農業協同組合	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	四六三,四四〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇 (二六〇,〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
同	東置賜郡吉島村誕生川水路二十四年災害復旧	吉島村	一,五七〇,〇〇〇	一,〇二〇,五〇〇	六七五,三三〇	五二七,六〇〇	三四二,九六〇 (三四二,九六〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	東村山郡大曾根村畑谷水路二十五年災害復旧	大曾根	一八〇,〇〇〇	一,一七,七五〇	五九八,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一〇〇,四四〇 (一〇〇,四四〇)	同
同	最上郡安楽城村大池井堰二十四年災害復旧	受益者共同	一,一五五,〇〇〇	八二五,七五〇	六〇四,五〇〇	三六六,〇〇〇	一一三,七九〇 (一一三,七九〇)	同
同	最上郡安楽城村中村水路二十五年災害復旧	同	一,〇五〇,〇〇〇	六九二,二五〇	四六一,五〇〇	三二二,六〇〇	一一〇,八四〇 (一一〇,八四〇)	同
同	最上郡大蔵村上竹野水路二十四年災害復旧	同	一,〇〇〇,〇〇〇	六九五,五〇〇	四七四,五〇〇	三三〇,〇〇〇	一一三,七五〇 (一一三,七五〇)	同

第二章 第四節 第九 農林省 (七三三—七四三)

で施行することができたものであり、また、井せきの被覆は厚さ三〇センチメートルでコンクリート一九八立米を施行したことから、実際は厚さ一七センチメートルで一、二立米を施行したにすぎないなどのため、工事費は國庫補助金を下回る三、八三九、五〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている一、六三二、七〇〇円を全く負担していないばかりでなく一五七、八〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

同様に對する補助金相当額(二十八年)を以て交付すべき額を要する額

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 <small>（うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額）</small>	摘 要
(七四四)	山形県	最上郡豊田村岩木護岸 二十三年災害復旧	豊田村 一、三三〇,〇〇〇円	七六九,〇〇〇円	七六九,〇〇〇円	三四五,〇〇〇円	三三四,二五〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(七四五)	同	最上郡西小国村大堀水 路二十五年災害復旧	西小国 六、六〇〇,〇〇〇円	四、三三〇,〇〇〇円	二、七二〇,〇〇〇円	一、六七〇,〇〇〇円	一、〇六五,五〇〇円 (一、〇六五,五〇〇)	同
(七四六)	同	水路延長一、二四〇メートルの復旧にあたり、練積石垣二、三二〇平米は平米当り胴込コンクリート〇・二立米総量四六四立米、裏込ぐり石〇・五立米総量一、一六〇立米を施行したこととして、実際は上流部一、二二〇平米について胴込コンクリート〇・七立米総量七八立米、裏込ぐり石〇・一立米総量一一立米を施行したにすぎず、下流部の一、二〇〇平米はいずれも全く施行していない。また、から積石垣一、二〇〇平米は裏込ぐり石平米当り〇・五立米総量六〇〇立米を施行したこととして、実際は全く施行していないなどのため工事費は四、九九三、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている二、〇六二、〇〇〇円のうち一、六八七、〇〇〇円を負担していない。	受益者共同 施行	一、七九七,〇〇〇円	一、一六八,〇五〇円	八二五,五〇〇円	五五七,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(七四七)	同	最上郡西小国村大堀水 路二十四年災害復旧	同 施行	一、一六八,〇五〇円	八二五,五〇〇円	八五五,〇〇〇円	三二二,〇五〇円 (三二二,〇五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(七四八)	同	最上郡東小国村赤倉堰 二十五五年災害復旧ほか	東小国 四、二六〇,〇〇〇円	二、七六二,〇〇〇円	一、三〇六,五〇〇円	一、一七一,五二〇円	七六一,四八八円 (七二四,八八九)	出来高不足、事業主体負担不足
(七四九)	同	最上郡東小国村赤倉堰 二十三年災害復旧	受益者共同 施行	一、八〇〇,〇〇〇円	一、一七〇,〇〇〇円	四〇五,八四一円	二六三,七九八円	同
(七五〇)	同	最上郡東小国村大久保 護岸二十四年災害復旧	同	一、七〇〇,〇〇〇円	一、一七〇,〇〇〇円	三九〇,七二〇円	二五三,九六八円 (三五三,九六八)	同
(七五一)	同	最上郡東小国村鹿前戸 護岸二十四年災害復旧	同	一、八六〇,〇〇〇円	一、二〇九,〇〇〇円	四六〇,九四九円	二九九,六六七円 (二九九,六六七)	同

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 <small>（うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額）</small>	摘 要
(七五二)	同	最上郡東小国村東法田 護岸二十三年災害復旧	同	一、六〇〇,〇〇〇円	一、〇四〇,〇〇〇円	三二五,八五〇円	一〇五,三〇三円	同
(七五三)	同	最上郡東小国村東法田 護岸二十四年災害復旧	同	二、四五〇,〇〇〇円	一、五九二,二五〇円	一、三五五,二二〇円	四〇一,七七一円 (三三七,三五〇)	設計過大、事業主体負担不足
(七五四)	同	最上郡東小国村本城護 岸二十三年災害復旧	同	二、二五〇,〇〇〇円	一、四六一,七五〇円	四七〇,〇〇〇円	三〇五,五〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(七五五)	同	最上郡東小国村向町護 岸二十三年災害復旧	同	二、一〇〇,〇〇〇円	一、三六五,〇〇〇円	八〇七,三〇〇円	三二四,七四三円	出来高不足、事業主体負担不足
(七五六)	同	最上郡真室川町上堰水 路二十四年災害復旧	同	二、一五〇,〇〇〇円	一、三九七,五〇〇円	三五六,〇〇〇円	一三三,四〇〇円 (一三三,四〇〇)	同
計			六、九七九,〇〇〇円	四、三六八,二二五円	三、九七二,二五五円	一、六四三,一五〇円 (一、六四三,一五〇)	一〇六,〇四九円 (七二,二七四)	出来高不足、事業主体負担不足
(七五七)	福島県	安積郡月形村館水路二 十三年災害復旧	月形村 一、六〇〇,〇〇〇円	一、〇〇〇,〇〇〇円	一、一七二,〇〇〇円	六〇〇,〇〇〇円	四〇九,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(七五八)	同	安積郡富田村阿久戸井 堰二十三年災害復旧	安積疏水土 地改良区 一、〇〇〇,〇〇〇円	一、三三〇,〇〇〇円	一、一三三,〇〇〇円	四六八,〇〇〇円	二七七,三三三円	同
(七五九)	同	安積郡富田村瓜坪水路 二十四年災害復旧ほか	富田村 五、七二〇,〇〇〇円	三、七一一,五〇〇円	三、七一一,五〇〇円	一、八一一,五〇〇円	一、一七七,七四五円	同
(七六〇)	同	安積郡丸守村萩袋橋梁 二十三年災害復旧	丸守 二、八〇〇,〇〇〇円	一、八二〇,〇〇〇円	一、八二〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	二六〇,〇〇〇円	設計過大、事業主体負担不足
(七六一)	同	安達郡小浜町無行田水 路二十四年災害復旧	小浜町 一、八〇〇,〇〇〇円	一、一七〇,〇〇〇円	八四五,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	二七九,五〇〇円 (二七九,五〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(七六二)	同	安達郡白岩村松ヶ作水 路二十四年災害復旧	白岩村 三、三〇〇,〇〇〇円	二、一四〇,〇〇〇円	一、五六六,五〇〇円	三五一,〇〇〇円	二八八,一五〇円 (二八八,一五〇)	同
(七六三)	同	石川郡石川町猫啼井堰 二十三年災害復旧	石川町 三、五〇〇,〇〇〇円	二、二七五,〇〇〇円	二、二七五,〇〇〇円	四四八,〇〇〇円	二九二,二〇〇円	設計過大、事業主体負担不足
(七六四)	同	石川郡泉村川辺溜池二 十三年災害復旧	泉 村 一、六〇〇,〇〇〇円	一、一七二,〇〇〇円	一、一七〇,〇〇〇円	四〇〇,〇〇〇円	二二四,五〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に対す る補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額 要する額	摘 要
福島県	耶麻郡駒形村中屋沢水路二十六年災害復旧	駒形村	1,500,000	975,000	768,000	381,400	247,900 (206,100)	設計過大、事業主体負担不足
計			100,979,000	65,655,010	54,049,470	23,355,570	14,531,111 (56,117)	
茨城県	土浦市蓮河原堤塘二十年災害復旧	土浦市第二土地改良区	1,200,000	763,000	539,500	368,000	339,100 (392,000)	出来高不足、事業主体負担不足
(七八六)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七八七)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七八八)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七八九)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七九〇)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七九一)	同	同	同	同	同	同	同	同
(七九二)	同	同	同	同	同	同	同	同

堤とう延長一、四一四メートルの盛土二一、八七九立米を施行したとしていたが、実際は一、〇八七メートルに二三、三四五立米を施行したにすぎないなどのため工事費は国庫補助金を下回る三、五〇〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、四〇九、二五〇円を全く負担してないばかりでなく一六四、〇五〇円の剰余を生ずることとなる。

(七九三)	同	行方郡潮来町潮来十四番水路二十四年災害復旧	1,600,000	1,000,000	1,000,000	400,000	210,000	同
(七九四)	同	行方郡香澄村永山堤塘二十三年災害復旧	1,800,000	1,100,000	1,100,000	100,000	265,000	同
(七九五)	同	西茨城郡岩瀬町大泉溜池二十五年災害復旧	1,150,000	811,500	811,500	338,500	110,115	同
(七九六)	同	真壁郡古里村大泉護岸二十五年災害復旧	1,000,000	1,100,000	335,000	330,000	337,500	同
計			6,870,000	3,354,450	3,179,900	1,177,101	4,000,000 (6,000,000)	
(七九七)	栃木県	足利郡小俣町大前葉鹿井堰二十四年災害復旧	3,450,000	2,241,500	2,241,500	524,000	340,775	出来高不足、事業主体負担不足
(七九八)	同	足利郡菱村山の腰橋二十五年災害復旧	2,000,000	1,000,000	649,900	400,000	260,000 (260,000)	設計過大、事業主体負担不足
(七九九)	同	塩谷郡氏家町押上井堰二十四年災害復旧	461,000	296,500	224,000	49,000	318,500 (318,500)	出来高不足、事業主体負担不足
(八〇〇)	同	那須郡大山田村下郷倉下井堰二十五年災害復旧	1,350,000	875,000	335,000	338,000	211,100 (211,100)	設計過大、事業主体負担不足
(八〇一)	同	那須郡境村石原堤塘二十三年災害復旧ほか一	2,207,000	1,499,550	1,499,550	637,000	444,000	出来高不足、事業主体負担不足
(八〇二)	同	那須郡下江川村下川井堰二十五年災害復旧	3,000,000	2,145,000	2,145,000	630,000	499,000	同
(八〇三)	同	那須郡武茂村三川又用水隧道二十四年災害復旧	1,000,000	650,000	510,000	350,000	317,500 (317,500)	同
(八〇四)	同	芳賀郡物部村湯泉井堰二十七年災害復旧	2,250,000	895,000	510,150	476,000	309,400 (309,400)	出来高不足、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (七九三—八〇四)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 （うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額）	摘 要
計			一九三九,000 円	二,二五〇,四〇〇 円	一〇,三三三,一〇〇 円	三,八六五,三〇〇 円	二,二五〇,四〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(八〇五)	群馬県 高崎市一貫堀水路二十四年災害復旧ほか二	高崎市	七二八,〇〇〇	四六三,二〇〇	三,一九二,九〇〇	二,三三九,〇〇〇	一,一九〇,三五〇	出来高不足、事業主体負担不足
(八〇六)	碓氷郡安中町下之堀水路二十四年災害復旧	安中町	一,一八四,〇〇〇	八三四,六〇〇	八三四,六〇〇	三三八,八九四	二二,三七一	同
(八〇七)	甘楽郡小野村道木水路二十四年災害復旧	小野村	一,四三〇,〇〇〇	九三三,〇〇〇	六三二,六五〇	三三〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	同
(八〇八)	甘楽郡黒岩村砂田水路二十七年災害復旧	黒岩	一,四四三,〇〇〇	七四二,九五〇	三〇一,五〇〇	四八八,〇〇〇	二七八,二〇〇	同
(八〇九)	甘楽郡新屋村白倉水路二十七年災害復旧	新屋	二,二九〇,〇〇〇	一,九二四,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	八〇八,〇〇〇	五二五,一〇〇	同
(八一〇)	甘楽郡西牧村中野水路二十五年災害復旧	西牧	一,三三〇,〇〇〇	八六四,五〇〇	四七七,七〇〇	五〇四,〇〇〇	三五一,〇〇〇	同
(八一一)	北群馬郡金島村横手水路二十四年災害復旧	金島村農業協同組合	一,三七〇,〇〇〇	八九〇,五〇〇	七六〇,〇一九	四七九,五〇〇	三二一,六七五	同
(八一二)	北群馬郡渋川町備後堀水路二十三年災害復旧	渋川町	二,四八〇,〇〇〇	一,六二二,一九五	一,六二二,一九五	三三三,〇〇〇	二二〇,六〇〇	出来高不足
(八一三)	北群馬郡白郷井村おせい水路二十五年災害復旧ほか一	白郷井村	三,三六五,〇〇〇	二,一七三,三三〇	一,七六〇,三三〇	九二八,八三三	六〇三,七三四	出来高不足、事業主体負担不足
(八一四)	北群馬郡豊秋村唐沢水路二十四年災害復旧ほか三	豊秋	二,一八九,九九〇	七七二,九九三	四,一〇〇,四四三	三,二九六,七七七	二,二四二,八九二	同

(八一五) 同

北群馬郡古巻村午王頭川水路二十四年災害復旧 古巻 一六,〇〇〇,〇〇〇 一〇,四〇〇,〇〇〇 一六,五五〇,〇〇〇 三,七〇〇,〇〇〇 二,四〇五,〇〇〇 同

水路延長一、二一六メートルの練積石垣七、五三七平米は控三五センチメートルの玉石を使用し、平米当り配合比一・二・四の胴込コンクリート〇・〇五立米総量三七六立米、裏込ぐり石〇・三三五立米総量二、六三三立米を施行したとされているが、実際は控二五センチメートルのものを使用し、一・三・六の胴込コンクリート〇・〇一五立米総量一〇九立米、裏込ぐり石〇・二五立米総量一、八三三立米を施行したにすぎないなどのため工事費は二二,三〇〇,〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとされている五、六〇〇,〇〇〇円のうち三、七〇〇,〇〇〇円を負担している。

(八一六) 同
(八一七) 同
(八一八) 同
(八一九) 同
(八二〇) 同
(八二一) 同
(八二二) 同
(八二三) 同
(八二四) 同

北群馬郡明治村大門川護岸二十五年災害復旧ほか一	明治村	五,六〇〇,〇〇〇	三,六四〇,〇〇〇	四八七,五〇〇	一,五五〇,〇〇〇	一,〇四四,〇〇〇	一,〇四四,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
群馬郡大類村下大類水路二十五年災害復旧	大類	一,七五三,〇〇〇	一,一八八,八〇〇	五五五,一〇〇	五三三,一〇〇	三三三,五八〇	三三三,五八〇	同
群馬郡京ヶ島村矢島上沖水路二十五年災害復旧	京ヶ島村農業協同組合	一,八三三,〇〇〇	一,一四四,〇〇〇	二六六,五〇〇	五三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	同
群馬郡久留馬村奥原水路二十五年災害復旧	久留馬村	五,五七〇,〇〇〇	三,六二〇,五〇〇	九三六,〇〇〇	九八四,〇〇〇	六三九,六〇〇	六三九,六〇〇	同
群馬郡車郷村蟹沢水路二十三年災害復旧ほか二	車郷村	九七五,〇〇〇	六三三,二五〇	四六六,四九八	一九三,四五〇	一,二五七,四五〇	一,二五七,四五〇	同
群馬郡中川村五千石水路二十五年災害復旧	中川村	三,四一〇,〇〇〇	二,二二六,五〇〇	一,一五八,九五〇	一,〇三〇,七五〇	六六九,九九七	六六九,九九七	同
勢多郡荒砥村乾谷溜池二十五年災害復旧	大正用水土地改良区	三,〇〇〇,〇〇〇	一,九五〇,〇〇〇	一九五,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	二四〇,〇五〇	二四〇,〇五〇	設計過大
勢多郡北橋村広桃護岸二十四年災害復旧	坂東大堰土地改良区連合	二,九一〇,〇〇〇	一,八九八,〇〇〇	一,三二四,九五〇	七二〇,〇〇〇	四六八,〇〇〇	四六八,〇〇〇	出来高不足
勢多郡北橋村八崎護岸二十三年災害復旧	北橋村農業協同組合	二,三三〇,〇〇〇	一,三七八,〇〇〇	一,三七八,〇〇〇	五九〇,〇〇〇	三三三,五〇〇	三三三,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (八二五—八三四)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のう ち二十七 年度に交 付済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額(うち 二十八 年度以降 交付する 要する額)	摘 要
(八二五) 群馬県	勢多郡黒保根村城井堰 二十四年災害復旧ほか	黒保根村農 業協同組合	四、二五〇,〇〇〇 円	二、七六七,七五〇 円	二、七六七,七五〇 円	二、四五六,六〇〇 円	七四六,四〇〇 円	出来高不足、事 業主体負担不足
(八二六) 同	勢多郡敷島村高田水路 二十三年災害復旧	敷島村	二、七四〇,〇〇〇	一、八〇九,六〇〇	一、八〇九,六〇〇	六四〇,〇〇〇	三九三,六〇〇	同
(八二七) 同	勢多郡富士見村上小沢 水路二十四年災害復旧	解散法人赤 城白川耕地 整理組合	一、四〇〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	六八二,五〇〇	四七九,〇〇〇	三二一,三五〇 (三七五,〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(八二八) 同	勢多郡南橋村鎌倉川水 路二十四年災害復旧ほか	南 橋 村	四、三〇〇,〇〇〇	二、六七八,〇〇〇	二、六七八,〇〇〇	九九七,〇〇〇	六四八,〇五〇	同
(八二九) 同	勢多郡宮城村柏倉護岸 二十三年災害復旧	宮城村農業 協同組合	一、三三〇,〇〇〇	七九三,〇〇〇	七九三,〇〇〇	三三七,〇〇〇	二二一,五五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(八三〇) 同	利根郡片品村御座入護 岸二十四年災害復旧	片 品 村	二、三〇〇,〇〇〇	一、四九五,〇〇〇	一、四九五,〇〇〇	四三〇,〇〇〇	二七九,五〇〇 (一七〇,〇〇〇)	出来高不足
(八三一) 同	利根郡川場村田沢第一 水路二十四年災害復旧	川 場	一、六〇〇,〇〇〇	一、〇四〇,〇〇〇	五八五,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇 (一七〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八三二) 同	利根郡古馬牧村牧根水 路二十四年災害復旧	古馬牧	二、三三〇,〇〇〇	一、四三三,〇〇〇	一、四三三,〇〇〇	三九〇,〇〇〇	二五三,五〇〇 (一七〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八三三) 同	利根郡新治村羽場水路 二十四年災害復旧	新 治	二、一八〇,〇〇〇	一、四一七,〇〇〇	一、四一六,八五〇	三九〇,〇〇〇	二五三,五〇〇 (一七〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八三四) 埼玉県	大里郡本畠村芳沼溜池 二十四年災害復旧	受益者共同 施行	一、八三〇,〇〇〇	一、一八九,五〇〇	七七七,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	四三三,五〇〇 (四三三,五〇〇)	出来高不足
計			一〇八,三七八,三三〇	七〇,四四八,八八八	四二,四三六,四一〇	二六,六六〇,〇〇〇	一七,三三三,〇〇一 (一七,〇二二,六二七)	

(八三五) 同	北埼玉郡北河原村元荒 川支派川酒巻導水路二 十五年災害復旧	元荒川支派 川土地改良 区	一、〇四一,〇〇〇	六七九,〇〇〇	四七五,〇〇〇	三一一,〇〇〇	一〇一,八〇〇 (一〇一,八〇〇)	設 計 過 大
(八三六) 同	比企郡七郷村粕川水路 二十五年災害復旧	七 郷 村	二、四一〇,〇〇〇	一、五五六,五〇〇	一、〇〇六,一〇〇	四二四,〇〇〇	二七五,六〇〇 (二七五,六〇〇)	出来高不足
(八三七) 同	比企郡松山町滑川水路 二十四年災害復旧	滑川水害予 防組合	三、九九〇,〇〇〇	二、五九三,五〇〇	二、二五四,一五〇	八四〇,〇〇〇	五四六,〇〇〇 (七九三,六五)	設計過大、事業 主体負担不足
(八三八) 同	比企郡松山町滑川水路 二十五年災害復旧	同	三、一八〇,〇〇〇	二、〇六七,〇〇〇	一、一八七,一五〇	四三〇,〇〇〇	二七九,五〇〇 (二七九,五〇〇)	出来高不足
計			三、四三二,〇〇〇	八、〇九三,八〇〇	五、九四九,〇〇〇	二、六五六,〇〇〇	(一、三九七,七五五) 一、七六六,四〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(八三九) 千葉県	香取郡小見川町水路二 十五年災害復旧	小見川町外 二ヶ村水害 予防組合	二、五〇〇,〇〇〇	一、六三五,〇〇〇	一、〇八八,七五〇	八七五,〇〇〇	五八八,七五〇 (五八八,七五〇)	同
(八四〇) 同	香取郡新島村堤塘二十 四年災害復旧ほか	新 島 村	七、〇〇〇,〇〇〇	四、五六九,五〇〇	三、三三二,一五五	七〇〇,〇〇〇	四四四,五〇〇 (三九二,六〇〇)	同
(八四一) 同	山武郡大網町区画整理	永田土地改 良区	九、九〇〇,〇〇〇	三、九六〇,〇〇〇	三、九六〇,〇〇〇	二、二五八,八〇〇	八四六,三三〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(八四二) 同	東葛飾郡手賀村布瀬堤 塘二十四年災害復旧	布 瀬	三、二九〇,〇〇〇	二、三三八,五〇〇	二、三三八,五〇〇	三、四七〇,〇〇〇	三三三,五五〇	同
(八四三) 同	東葛飾郡福田村水路二 十四年災害復旧	福田村水野 崎開拓協同 組合	一、〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	五二二,二五八	三三八,八一七	同
計			三、七七〇,〇〇〇	二、二四四,〇〇〇	二、二六八,三六五	四、五八九,〇五八	二、四三三,九三七 (九二八,八五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八四四) 東京都	南多摩郡加住村高月頭 首工二十四年災害復旧	受益者共同 施行	二、三三〇,〇〇〇	一、四三三,〇〇〇	一、四三三,〇〇〇	四九三,二七六	三三〇,六二九	出来高不足、事 業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (八三五—八四四)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に 対する 補助金相 当額 うち二十 八年 以降交付 する額 を 要する額	摘 要
神奈川	愛甲郡小鮎村飯山頭首 工二十六年災害復旧	飯山水害復 旧組合	一、五〇〇,〇〇〇 円	八七五〇〇	四八八〇〇	四六八一九	三〇四、三三 (四〇四、三三)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	愛甲郡睦合村三田農地 二十五災害復旧	睦合村三田 復旧組合	一、四八〇,〇〇〇	七九〇〇〇	七九〇〇〇	六五六、一〇〇	三三八、〇五〇 (一九五、〇五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	足柄上郡岡本村御茶屋 道農道二十七年災害復 旧	岡本村	一、三六七,〇〇〇	八八八、五〇〇	六九五、五〇〇	三二七,〇〇〇	二〇六、〇五〇 (一九五、〇五〇)	同
同	足柄上郡岡本村駒千代 井堰二十五災害復旧	同	二、六七〇,〇〇〇	一、七三五、五〇〇	一、七三五、五〇〇	三八九、〇〇〇	二五二、八五〇 (一〇九、一二四)	出来高不足、事 業主体負担不足
計			六、八四三、〇〇〇	四、二三〇、五〇〇	三、五八八、八〇〇	一、八三〇、二九一	(四九七、三七四)	
新潟	中魚沼郡水沢村土市温 水溜池新設(ほか一)	新潟 県	二、五七六、〇〇〇	一、〇〇一、一〇〇	一、〇〇一、一〇〇	二、五七六、〇〇〇	一、〇〇一、一〇〇	改良その他補助 の対象としては ならない工事
同	岩船郡女川村滝原水路 二十六年災害復旧	受益者共同 施行	九七〇,〇〇〇	六三〇,〇〇〇	三二七、五〇〇	三二八、〇〇〇	二四四、七〇〇 (一〇六、七〇〇)	出来高不足
同	岩船郡西神納村小口川 地区堤塘二十五災害 復旧	同	一、二六一,〇〇〇	八一九、六〇〇	七〇四、六〇〇	三七八、〇〇〇	二四四、七〇〇 (一〇六、七〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	岩船郡平林村北新保水 路二十四災害復旧	平林村農業 協同組合	一、〇九〇,〇〇〇	六六二、五〇〇	五二〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	三三二、〇〇〇 (一六五、〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	中頸城郡水原村上小沢 水路二十六年災害復旧	受益者共同 施行	二、六五〇,〇〇〇	一、七三三、五〇〇	一、三三二、〇〇〇	四二〇,〇〇〇	二七三、〇〇〇 (一七三、〇〇〇)	出来高不足
計			八、四四四、〇〇〇	四、八七六、六〇〇	三、七五四、五〇〇	四、〇三四、〇〇〇	(一、九七三、一〇〇)	

(八五四)	富山 県	婦負郡保内村下の谷水 路二十七年災害復旧	受益者共同 施行	一、五三二,〇〇〇	九九五、八〇〇	九九五、八〇〇	三三〇,〇〇〇	二〇八、〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(八五五)	石川 県	金沢市小坂町四ヶ用水 積寒土地改良	小坂町農業 協同組合	一、六〇〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇	六四〇,〇〇〇	五五〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	出来高不足
(八五六)	同	七尾市西湊地区海岸堤 塘二十五災害復旧	七尾市西湊 農業協同組 合	三、五五五、七〇〇	二、二一一、一〇五	二、二一一、一〇五	四〇九、一八八	二六五、九七二	出来高不足、事 業主体負担不足
(八五七)	同	石川郡額村四十万用水 積寒土地改良	額村シ	一、〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	六二五,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	同
(八五八)	同	江沼郡河南村紙屋谷用 水二十三年災害復旧	受益者共同 施行	三、三三三、〇〇〇	二、二七二、七五〇	二、二七二、七五〇	六六七、一五〇	四四三、二二三	同
(八五九)	同	江沼郡篠原村伊切水路 二十三年災害復旧	篠原村伊切 農業生産協 同組合	二、三六〇,〇〇〇	一、四四七、〇〇〇	一、四四七、〇〇〇	七五七、〇〇〇	四六四、七〇〇	同
(八六〇)	同	江沼郡大聖寺町下福田 溜池二十七年災害復旧	大聖寺町下 福田農業協 同組合	七、四四〇,〇〇〇	四、八三六、〇〇〇	三、二七五、〇〇〇	一、七九六、〇〇〇	(一、一六七、四〇〇)	同
(八六一)	同	ため池堤とう延長一五 メートルの床掘二、四〇一 立米、はがね土六、〇三六 立米を施行したとして いるが、実際は床 掘二、〇〇七立米、はが ね土四、四八六立米を 施行したにすぎないな どのため工事費は五、 六四四、〇〇〇円で 足り、事業主体はそ の負担したとして いる二、六〇四、〇〇〇 円のうち一、七九六、 〇〇〇円を負担してい ない。	受益者共同 施行	一、九二〇,〇〇〇	一、四一五、〇〇〇	一、四一五、〇〇〇	四九九、八八八	二八五、九二七	出来高不足、事 業主体負担不足
(八六二)	同	江沼郡三木村永井水路 二十三年災害復旧	同	二、一〇一、〇〇〇	一、三〇八、四五〇	一、三〇八、四五〇	六〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	同
(八六三)	同	鹿島郡西岸村海岸堤塘 二十五年災害復旧	西岸村	二、一〇一、〇〇〇	一、三〇八、四五〇	一、三〇八、四五〇	六〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	同
(八六四)	同	能美郡寺井野町自他保 有水積寒土地改良ほか 能美郡中海村御茶用水 積寒土地改良	宮竹用水土 地改良区 中海村農業 協同組合	五、二五三、〇〇〇 四、一〇〇,〇〇〇	二、六五五、〇〇〇 一、六六〇,〇〇〇	二、六五五、〇〇〇 一、六六〇,〇〇〇	九三二、三三三 四九〇,〇〇〇	四九三、七三七 三〇六、〇〇〇	同

第二章 第四節 第九 農林省 (八六五―八七四)

11011

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 <small>うち二十八年 度以降交付す る額を減額を 要する額</small>	摘 要
福井県	福井市開発地区水路二 十三年災害復旧ほか二	福井市	三,一八三,七〇〇	一,八九六,九〇五	一,六四三,五九〇	七,五三三,六六一	四,一七四,六二九	出来高不足、事 業主体負担不足
同	足羽郡社村江守用水路 二十三年災害復旧	社 村	五,〇〇一,六〇〇	三,四四六,〇四〇	三,四四六,〇四〇	一,四三〇,一〇〇	九,三〇一,一五	同
同	今立郡鯖江町八ヶ用水 二十三年災害復旧	受益者共同 施行	一,三六三,〇〇〇	八九八,九五〇	八九八,九五〇	三,八四〇,五〇	二,四九六,三二	同
同	坂井郡鷺村片川護岸二 十三年災害復旧	鷺村農業協 同組合	一,五九一,〇〇〇	一,〇三四,一五〇	一,〇三四,一五〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,一七五,〇〇〇	同
同	坂井郡高椋村松原水路 二十三年災害復旧	高椋用水土 地改良区	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	三,一七五,〇〇〇	同
同	坂井郡浜四郷村山岸護 岸二十三年災害復旧	浜四郷村農 業協同組合	二,九一〇,〇〇〇	一,八九一,五〇〇	一,六九九,一〇〇	四,五五〇,〇〇〇	二,九五七,五〇〇	同
同	坂井郡春江町千歩寺水 路二十三年災害復旧	春江町西	一,一〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	二,二七五,〇〇〇	同
同	坂井郡春江町松木水路 二十三年災害復旧	春江町	三,〇〇〇,〇〇〇	二,〇二六,六〇〇	二,〇二六,六〇〇	一,一三三,一〇〇	七,八七〇	同
同	坂井郡東十郷村小切丁 用水二十三年災害復旧	東十郷村	一,五五六,〇〇〇	一,〇八〇,九〇〇	一,〇八〇,九〇〇	四,二七〇,〇〇〇	二,七五〇,〇〇〇	同
同	吉田郡森田町上野水路 二十三年災害復旧	森田町	一,七八八,〇〇〇	一,二五五,七〇〇	一,二五五,七〇〇	四,五六〇,〇〇〇	二,九七五,〇〇〇	同
計			三三,二八六,〇〇〇	一五,一五七,〇九〇	一四,九四六,六九〇	五,七八三,六〇〇	三,七五九,三三九 (一,九二四,〇〇〇)	同

(八七五) 山梨県

山梨県	村山六ヶ村 土地改良区	粗漏工事、事業 主体負担不足
北巨摩郡安都玉村六ヶ 村堰水路二十四年災害 復旧	四,〇〇〇,〇〇〇	一,〇七〇,八〇三 (一,〇七〇,八〇三)
水路延長五四メートルの復旧にあたり、ざい道延長七七メートルの巻立は側壁厚二〇センチメートル、底厚三〇センチ メートルでコンクリート一〇〇立米を施行したことにしているが、実際はいずれも厚五センチメートルを施行したにす ぎず工事の施行が著しく粗漏である。また、護岸延長九六五メートルの練石積一、二七三平米は平米当り胴込コンクリ ト〇・一四立米総量一七八立米、裏込ぐり石〇・二立米総量二五四立米を施行したことにしているが、実際は胴込コンク リート〇・〇一立米総量一二立米を施行したにすぎず、裏込ぐり石を全々施行してないため工事費は二、六〇〇,〇〇〇 円で足り、事業主体はその負担したとして一、四〇〇,〇〇〇円を全々負担してない。	設計過大、事業 主体負担不足	
北巨摩郡登美村新田隧 道二十四年災害復旧	二七六,〇〇〇	三六九,八三二
北巨摩郡穂足村新堰頭 首工二十五年災害復旧	一,〇一〇,〇〇〇	六三三,〇〇〇 (一八,〇〇〇)
中巨摩郡源村駒馬水路 二十四年災害復旧	九〇〇,〇〇〇	五九九,七三三
西八代郡富里村竹之島 頭首工二十七年災害復 旧	一,四一〇,〇〇〇	五八五,〇〇〇
東八代郡浅間村東新居 護岸二十五年災害復旧	一,〇〇〇,〇〇〇	六〇三,六九二
東八代郡錦生村夏目原 暗渠および集水池二十 七年災害復旧	九〇〇,〇〇〇	三九二,二二五
東山梨郡日下部町八日 市場井堰二十五年災害 復旧	一,四〇〇,〇〇〇	四九一,四〇〇
同	九〇〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇
同	九〇〇,〇〇〇	三九〇,七六三
同	九〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇
同	九〇〇,〇〇〇	一,一〇三

第二章 第四節 第九 農林省 (八七五―八八二)

11011

第二章 第四節 第九 農林省 (八八三一八九一)

二〇四

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 のうち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
(八八三)	山梨県	東山梨郡日川村一町田 中頭首工二十六年災害 復旧	日川村	1,040,000円	676,000	644,800円	321,400円 (311,000)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八八四)	同	南巨摩郡下山村川除下 水路二十四年災害復旧	下山	1,150,000	812,500	315,000	1,150,750 (1,107,500)	同
(八八五)	長野県	上伊那郡朝日村原田水 路二十五年災害復旧	朝日村	1,040,000	669,500	310,000	1,011,950 (1,011,950)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八八六)	同	上伊那郡伊那町狐島水 路二十五年災害復旧	伊那町	2,100,000	1,365,000	669,500	2,252,700 (2,252,700)	設計過大、事業 主体負担不足
(八八七)	同	上伊那郡中箕輪町上桑 沢川水路二十五年災害 復旧	中箕輪	2,040,000	1,326,000	444,510	2,232,510	出来高不足、事 業主体負担不足
(八八八)	同	上伊那郡西箕輪村大萱 水路二十三年災害復旧	西箕輪村	3,650,000	2,271,500	446,631	2,772,911	設計過大、事業 主体負担不足
(八八九)	同	上伊那郡東箕輪村上河 原井堰二十五年災害復 旧	東箕輪	2,000,000	1,100,000	409,161	2,555,950 (2,555,950)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八九〇)	同	北佐久郡大里村菱平水 路二十五年災害復旧	大里	2,060,000	1,109,000	839,000	545,550 (545,550)	出来高不足
(八九一)	同	北佐久郡軽井沢町死地 護岸二十四年災害復旧 ほか一	軽井沢町	6,900,000	4,494,000	1,094,000	7,737,000	同

(八九二)	同	北佐久郡北大井村八溝 農道二十五年災害復旧 ほか二	北大井村	5,592,000	3,634,800	2,822,650	1,489,350 (2,957,550)	出来高不足、事 業主体負担不足
(八九三)	同	北佐久郡北御牧村八重 原水路二十四年災害復 旧	八重原土地 改良区	4,800,000	3,194,700	3,194,700	566,659	同
(八九四)	同	北佐久郡高瀬村越瀬井 堰二十四年災害復旧ほ か一	高瀬村	3,560,000	2,214,000	2,214,000	700,850	同
(八九五)	同	北佐久郡平根村平尾井 堰二十四年災害復旧	平根	4,366,000	2,818,395	2,818,395	650,000	同
(八九六)	同	北佐久郡本牧村茂田井 地区和田入溜池二十六 年災害復旧	本牧	2,195,000	776,750	391,950	340,611 (210,640)	設計過大、事業 主体負担不足
(八九七)	同	北佐久郡横島村宇山水 路二十四年災害復旧	横島村農業 協同組合	7,450,000	4,685,000	2,671,500	610,000 (404,000)	同
(八九八)	同	下高井郡平穂村上条水 路二十三年災害復旧	平穂村	4,337,000	2,819,500	2,819,500	674,333	出来高不足、事 業主体負担不足
(八九九)	同	下高井郡穂波村佐野護 岸二十五年災害復旧	穂波	2,566,000	1,678,800	1,678,800	591,481	同
(九〇〇)	同	下高井郡穂波村佐野農 地二十五年災害復旧	同	9,800,000	4,900,000	4,900,000	2,254,000	設計過大、事業 主体負担不足
(九〇一)	同	下高井郡夜間瀬村下須 賀川水路二十五年災害 復旧ほか一	夜間瀬村	2,450,000	1,592,500	1,592,500	630,000	出来高不足
(九〇二)	同	小県郡神科村堀越井堰 二十五年災害復旧	神科	2,500,000	1,635,000	1,417,000	407,811 (265,133)	設計過大、事業 主体負担不足
(九〇三)	同	小県郡神川村大屋水路 二十三年災害復旧	神川	1,340,000	871,000	871,000	360,000	出来高不足
(九〇四)	同	小県郡滋野村牧家水路 二十五年災害復旧	滋野	1,410,000	741,650	741,650	341,000	出来高不足、事 業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (八九二一九〇四)

一一五

第二章 第四節 第九 農林省 (九〇五—九一三)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 金庫補助	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額のうち 二十八年度 以降交付予 定額中減額を 要する額	摘 要
長野県	小県郡豊里村吉田堰水路二十三年災害復旧	豊里村	二五、六〇〇円	一、六四八、四〇〇円	一、六四八、四〇〇円	四四〇、〇〇〇円	二八、六〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
	南佐久郡大日向村下白矢井堰二十四年災害復旧	大日向	一、三六、〇〇〇	八四、七〇〇	八四、七〇〇	三六、〇〇〇	三三、九〇〇	同
	南佐久郡海瀬村梅田頭首工二十四年災害復旧	海瀬	三、四二八、〇〇〇	二、三三八、二〇〇	二、三三八、二〇〇	八六、六〇〇	五六、二九三	同
	南佐久郡切原村中小田切堤塘二十四年災害復旧	切原	一、二五〇、〇〇〇	八二、五〇〇	八二、五〇〇	三六、〇〇〇	二四、〇〇〇	出来高不足
	南佐久郡田口村清川水路二十四年災害復旧	田口	一、三六〇、〇〇〇	八四、〇〇〇	八四、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	同
計			七、八九九、〇〇〇	四六、五五七、二二五	四〇、九六五、二六五	一、四〇七、二〇六	九〇、七九、一〇〇 (一、三三七、五八)	
岐阜県	恵那郡陶町大川水路二十五年度災害復旧	受益者共同 施行	一、二九九、七〇〇	八四、七五〇	八四、七五〇	三六、九七〇	二四、〇三三	出来高不足、事業主体負担不足
	土岐郡釜戸村上平井堰	釜戸村	一、一〇一、〇〇〇	七六、三〇〇	六五、〇七〇	三六、五七〇	一五、〇七五 (六五、五五〇)	同
	養老郡一之瀬村辰之田水路二十六年災害復旧	一之瀬村農業協同組合	一、五〇〇、〇〇〇	九七、五〇〇	七五、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	一一、一〇〇 (一一、一〇〇)	同
計			三、九〇一、七〇〇	二、五三六、〇五〇	二、二四五、五〇〇	一、〇九五、四〇〇	七、一一、一〇 (二八、六五五)	
静岡県	庵原郡内房村相沼水路二十七年災害復旧	内房村	二、七四六、〇〇〇	一、七六四、九〇〇	一、〇四六、五〇〇	八四二、〇〇〇	五四七、三〇〇 (五四七、三〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
	庵原郡内房村相沼水路二十七年災害復旧	同	二、三三三、〇〇〇	一、五二八、八〇〇	九一〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	五二、三三三 (五二、三三三)	出来高不足、事業主体負担不足
	庵原郡興津町逆サイフオン二十六年災害復旧	興津町農業協同組合	六、九五五、〇〇〇	四〇九、七五〇	二八三、三三〇	一、八一五、〇〇〇	一一、七九七、五〇 (五四、二七五)	設計過大、事業主体負担不足
	庵原郡興津町承元寺奥の沢農道二十七年災害復旧	同	一、〇五〇、〇〇〇	六七、二七五	六七、二七五	三五、二五〇	三三、〇九三	粗漏工事、事業主体負担不足
	庵原郡小島村興津川水路二十五年災害復旧	小島村	二、二五七、〇〇〇	一、四〇一、〇五〇	七四八、八〇〇	七五四、九五〇	四九、〇七七 (二七、四三七)	出来高不足、事業主体負担不足
	庵原郡小島村穴原矢崎堤塘二十七年災害復旧	同	一、一一三、〇〇〇	七三、八〇〇	四五五、〇〇〇	三三、六〇〇	二八、四〇〇 (二八、四〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
	庵原郡由比町西山寺水路二十六年災害復旧	由比町	三、〇五二、〇〇〇	一、九四八、〇〇〇	一、三六二、一〇〇	八〇二、〇〇〇	五二二、〇〇〇 (五二二、〇〇〇)	同
	小笠原郡河城村上倉沢水路二十六年災害復旧	河城村	一、五八五、〇〇〇	一、〇九〇、一五〇	二二〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	四七、一五〇 (四七、一五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
	賀茂郡稲生沢村中頭首工二十七年災害復旧	稲生沢	一、七五〇、〇〇〇	一、一四〇、一五〇	一、一四〇、一五〇	四二三、〇〇〇	二六、八四七 (二六、八四七)	設計過大、事業主体負担不足
	賀茂郡下河津村峯頭首工二十七年災害復旧	下河津	二、〇三〇、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	五二二、〇〇〇	三三、八六〇	出来高不足、事業主体負担不足
	賀茂郡中川村那賀井堰	中川	一、三三三、〇〇〇	一、〇四九、九五〇	四六六、七〇〇	五四八、九五〇	三五、六八七 (三五、六八七)	同
	賀茂郡松崎町松田井堰	松崎町農業協同組合	一、七〇〇、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	四〇六、九五〇	一、七四〇、〇〇〇	一一、三〇〇 (六七、〇〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
	井せき延長三八メートルは基礎ぐり石厚さ五〇センチメートルの上に厚さ六〇センチメートルの練石張を施行したこと							
	しているが、実際は基礎ぐり石を全く施行しないで厚さ三五センチメートルのから石張を施行したにすぎず、また、付帯							
	練石垣護岸六九平米は裏込コンクリート平米当り〇・一八立米総量一一立米を施行したこととして、実際は半量程度							

第二章 第四節 第九 農林省 (九一四—九二四)

(九一四) 同	庵原郡内房村相沼堤塘二十七年災害復旧	同	二、三三三、〇〇〇	一、五二八、八〇〇	九一〇、〇〇〇	七九〇、〇〇〇	五二、三三三 (五二、三三三)	出来高不足、事業主体負担不足
(九一五) 同	庵原郡興津町逆サイフオン二十六年災害復旧	興津町農業協同組合	六、九五五、〇〇〇	四〇九、七五〇	二八三、三三〇	一、八一五、〇〇〇	一一、七九七、五〇 (五四、二七五)	設計過大、事業主体負担不足
(九一六) 同	庵原郡興津町承元寺奥の沢農道二十七年災害復旧	同	一、〇五〇、〇〇〇	六七、二七五	六七、二七五	三五、二五〇	三三、〇九三	粗漏工事、事業主体負担不足
(九一七) 同	庵原郡小島村興津川水路二十五年災害復旧	小島村	二、二五七、〇〇〇	一、四〇一、〇五〇	七四八、八〇〇	七五四、九五〇	四九、〇七七 (二七、四三七)	出来高不足、事業主体負担不足
(九一八) 同	庵原郡小島村穴原矢崎堤塘二十七年災害復旧	同	一、一一三、〇〇〇	七三、八〇〇	四五五、〇〇〇	三三、六〇〇	二八、四〇〇 (二八、四〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
(九一九) 同	庵原郡由比町西山寺水路二十六年災害復旧	由比町	三、〇五二、〇〇〇	一、九四八、〇〇〇	一、三六二、一〇〇	八〇二、〇〇〇	五二二、〇〇〇 (五二二、〇〇〇)	同
(九二〇) 同	小笠原郡河城村上倉沢水路二十六年災害復旧	河城村	一、五八五、〇〇〇	一、〇九〇、一五〇	二二〇、〇〇〇	七五、〇〇〇	四七、一五〇 (四七、一五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(九二一) 同	賀茂郡稲生沢村中頭首工二十七年災害復旧	稲生沢	一、七五〇、〇〇〇	一、一四〇、一五〇	一、一四〇、一五〇	四二三、〇〇〇	二六、八四七 (二六、八四七)	設計過大、事業主体負担不足
(九二二) 同	賀茂郡下河津村峯頭首工二十七年災害復旧	下河津	二、〇三〇、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	一、三三九、〇〇〇	五二二、〇〇〇	三三、八六〇	出来高不足、事業主体負担不足
(九二三) 同	賀茂郡中川村那賀井堰	中川	一、三三三、〇〇〇	一、〇四九、九五〇	四六六、七〇〇	五四八、九五〇	三五、六八七 (三五、六八七)	同
(九二四) 同	賀茂郡松崎町松田井堰	松崎町農業協同組合	一、七〇〇、〇〇〇	一、一三三、〇〇〇	四〇六、九五〇	一、七四〇、〇〇〇	一一、三〇〇 (六七、〇〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (九二五—九三〇)

二〇八

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付す る額 要する額	摘 要
----	-----	------	-----	---------------------	------------------------------	-----------------------	--	-----

施行しただけで工事が著しく粗漏である。なお、工事費は国庫補助金を下回る九〇八、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして六〇九、〇〇〇円を全く負担してはいなければなりなく二二三、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(九二五)	静岡県	賀茂郡南中村石井頭首工二十六年災害復旧	南中村	一三〇六、〇〇〇	八四八、九〇〇	三五、〇〇〇	三六一、六〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(九二六)	同	志太郡大長村相賀井堰二十五五年災害復旧	大井川土地改良区	五八〇、〇〇〇	三八三、〇〇〇	四八八、一五〇	一、三〇〇、〇〇〇	同
(九二七)	同	志太郡瀬戸谷村大久保地先堤塘二十七年災害復旧	瀬戸谷村	八三、〇〇〇	五四〇、一五〇	五四〇、一五〇	三三三、〇〇〇	同
(九二八)	同	駿東郡足柄村竹ノ下井堰二十三年災害復旧ほか一	足柄々	七五二、〇〇〇	四八八、一五〇	四八八、一五〇	一、一〇〇、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(九二九)	同	駿東郡小山町菅沼護岸二十三年災害復旧	小山町	三六七五、〇〇〇	二三八八、七五〇	二三八八、七五〇	一、三〇〇、〇〇〇	同
(九三〇)	同	駿東郡小山町小山護岸二十三年災害復旧ほか三	同	三、三五八、八〇〇	一、四六六、五三四	一、四六六、五三四	三、九七四、〇三二	出来高不足、事業主体負担不足

右のうち小山護岸二十三年災害復旧工事(工事費一七、六五〇、八〇〇円、国庫補助金一一、四七二、八二四円)は護岸延長五九六メートルを復旧するもので、練石積三、六一八平米は平米当り裏込コンクリート〇・二五立米または〇・二立米総量六九一立米、裏込れき〇・四立米または〇・五五立米総量一、八九三立米を施行したこととしているが、実際は裏込コンクリートを全く施行せず、裏込れきは平米当り〇・二五立米または〇・二立米総量六八九立米を施行したにすぎないため工事費は一五、〇九四、七七九円で足り、事業主体はその負担したとして六、一七七、九七六円のうち二、五五六、〇二一円を負担していない。

(九三一)	同	駿東郡北郷村上野護岸二十三年災害復旧	北郷村	一、三三〇、〇〇〇	九五、四五〇	九五、四五〇	一、三三〇、〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(九三二)	同	榛原郡金谷町神谷城頭首工二十六年災害復旧	金谷町	一、二〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(九三三)	愛知県	安城市安城地内明治用水東井筋通護岸二十五年災害復旧	明治用水土地改良区	一、〇〇〇、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	三六四、〇〇〇	出来高不足
(九三四)	同	一宮市日光川排水路地盤沈下対策	一宮市	六九〇、〇〇〇	三五四、〇〇〇	三五四、〇〇〇	一、五五〇、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(九三五)	同	津島市小切戸用悪水路堤塘二十五年災害復旧	小切戸用悪水路土地改良区	九五〇、〇〇〇	六二七、五〇〇	三三七、五〇〇	六五、〇〇〇	出来高不足
(九三六)	同	半田市乙川葎野排水機場高潮災害復旧	半田市	五、〇七五、〇〇〇	三、二九八、五〇〇	三、二九八、五〇〇	一、五七〇、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(九三七)	同	碧南市鷺塚水路高潮災害復旧	碧南市	二、九五〇、〇〇〇	一、九七五、〇〇〇	一、四七五、〇〇〇	七四四、〇〇〇	出来高不足
(九三八)	同	愛知郡天白村野並地内暗渠二十五年災害復旧	天白村	三、五〇〇、〇〇〇	二、二五〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(九三九)	同	愛知郡東郷村和合林清池二十七年災害復旧	東郷々	九三三、〇〇〇	六五八、〇〇〇	三五四、八〇〇	三三九、〇〇〇	同
(九四〇)	同	渥美郡神戸村潮川護岸二十五五年災害復旧	大草土地改良区	一、三三〇、〇〇〇	八四八、一五〇	三三三、〇〇〇	六五、〇〇〇	同

第二章 第四節 第九 農林省 (九三一—九四〇)

二〇九

第二章 第四節 第九 農林省 (九四二—九五二)

一一〇

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 金 庫補助	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
(九四一) 愛知県	渥美郡福江町豊島ヶ池 共同施行地区内農道高 潮災害復旧	受益者共同 施行	1,010,000	63,000	63,000	310,000	200,000	出来高不足、事 業主体負担不足
(九四二) 同	海部郡神守村五八排水 路地盤沈下対策	五八悪水土 地改良区	2,279,000	5,995,000	5,995,000	1,676,600	938,800	出来高不足
(九四三) 同	海部郡十四山村子宝新 旧地区護岸高潮災害復 旧	十四山村	1,500,000	975,000	699,000	440,000	266,000	同
(九四四) 同	海部郡富田町江松水路 地盤沈下対策	富田町	3,306,000	2,148,200	1,190,000	1,051,000	683,150	同
(九四五) 同	海部郡鍋田村稲元堤塘 高潮災害復旧ほか二	鍋田村	2,000,000	1,315,000	1,174,000	2,200,000	1,810,000	同
(九四六) 同	知多郡旭町大草堤塘高 潮災害復旧	旭 町	1,100,000	600,000	600,000	370,000	240,000	出来高不足、事 業主体負担不足
(九四七) 同	知多郡上野町浅山新田 水路二十五年度災害復 旧	上 野	1,050,000	622,000	557,000	350,100	295,550	同
(九四八) 同	知多郡岡田町深田脇水 路二十四年度災害復 旧	岡 田	900,000	627,000	627,000	450,000	269,550	同
(九四九) 同	知多郡鬼崎町森上排水 機場高潮災害復旧	鬼 崎	2,210,000	1,817,000	1,000,000	390,000	238,850	設計過大、事業 主体負担不足
(九五〇) 同	知多郡河和町西平井溜 池二十四年度災害復 旧	河 和	1,000,000	650,000	650,000	490,000	331,100	出来高不足、事 業主体負担不足
(九五二) 同	知多郡野間町野間水路 二十七年災害復旧	野 間	1,100,000	715,000	715,000	330,000	240,000	同
(九五三) 同	知多郡富貴村東大樋 門二十六年災害復 旧	富 貴 村	1,610,000	1,055,000	450,000	370,000	150,700	出来高不足
(九五四) 同	知多郡師崎町西田面水 路二十四年度災害復 旧	師 崎 町	5,000,000	3,510,000	1,770,000	2,390,000	1,553,500	出来高不足、事 業主体負担不足

右のうち西田面水路災害復旧工事(工事費四、一〇〇、〇〇〇円、国庫補助金二、六六五、〇〇〇円)は水路延長一、一六八メ
ートルの三面張コンクリート一、一七二立米を施行したこととして行っているが、実際は一、二二五メートルに五八四立米を施行
したにすぎないなどのため一、九二〇、〇〇〇円が出来高不足となっている。なお、工事費は国庫補助金を下回る二、五四
八、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、四三五、〇〇〇円を全く負担してはいないばかりでなく一七、
〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(九五五) 同	知多郡横須賀町大田水 路二十五年度災害復 旧	横須賀町	2,000,000	1,000,000	510,000	330,000	214,500	出来高不足、事 業主体負担不足
(九五六) 同	知多郡横須賀町川北新 田地盤沈下対策	同	2,550,000	1,175,000	750,000	611,000	405,500	設計過大、事業 主体負担不足
(九五七) 同	知多郡横須賀町川北新 田農地高潮災害復 旧	同	1,318,000	659,100	659,100	564,000	282,100	出来高不足
(九五八) 同	中島郡奥町野府川護岸 二十五年度災害復 旧	蘇東用排水 土地改良区	1,500,000	950,000	950,000	860,000	559,000	架空工事、事業 主体負担不足
(九五九) 同	丹羽郡犬山町木曾川通 導水堤二十四年度災 害復旧	木津用水土 地改良区	1,800,000	1,140,000	500,000	310,000	101,500	出来高不足、事 業主体負担不足
(九六〇) 同	丹羽郡千秋村浅野羽根 護岸二十四年度災 害復旧	千秋 村	2,350,000	1,550,900	1,550,000	711,000	476,000	同
(九六一) 同	丹羽郡千秋村千秋川水 路二十六年度災害復 旧	同	870,000	0	500,000	370,000	211,500	出来高不足
(九六二) 同	葉栗郡木曾川町野府川 護岸地盤沈下対策	木曾川町	1,410,000	710,000	710,000	400,000	270,000	出来高不足、事 業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (九五二—九六二)

一一一

県名 工 事 事業主体 工事費 同上に對する補助金相 同上のうち二十七年度から除外すべき額 摘要

水路延長一、四八五メートルの練積石垣五、三三一平米は平米当り胴込コンクリート〇・二立米または〇・二四立米総量一、二六九立米、裏込ぐり石〇・一立米総量五三三三立米を施行したこととしているが、実際は石垣四、八三〇平米を施行したにすぎず、うち三、九六五平米は胴込コンクリート〇・一立米または〇・一三立米総量二二二立米、裏込ぐり石〇・一立米または〇・〇五立米総量一〇〇立米で、八六五平米は胴込コンクリートおよび裏込ぐり石なしで施行しているなどのため工事費は八、六二四、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている七、〇二二、〇〇〇円のうち五、四〇〇、〇〇〇円を負担していない。

(九六三)	愛知県	幡豆郡一色町一色地区排水路高潮災害復旧	地改良区	二五〇,〇〇〇円	一六五,〇〇〇円	一六五,〇〇〇円	七五,〇〇〇円	四七五,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(九六四)	同	幡豆郡豊坂村野場地内農地災害復旧	豊坂村	二五八,〇〇〇円	一二九,二五〇円	一二九,二五〇円	五八五,〇〇〇円	二九二,五〇〇円	同
(九六五)	同	幡豆郡西尾町鶴ヶ崎地区水路高潮災害復旧	高橋用水土地改良区	三九八,〇〇〇円	二五九,二〇〇円	二二七,五〇〇円	七八,二〇〇円	四六八,八三〇円	同
(九六六)	同	幡豆郡西尾町鶴ヶ崎地区水路高潮災害復旧	堀割用悪水土地改良区	八四〇,〇〇〇円	五、四六〇,〇〇〇円	二九五,〇〇〇円	二八〇,〇〇〇円	一八七,七〇〇円	同
(九六七)	同	幡豆郡西尾町鶴ヶ崎地区水路高潮災害復旧	古川用水土地改良区	八、三四〇,〇〇〇円	五、二六〇,〇〇〇円	四、五〇二,五〇〇円	二、二四〇,〇〇〇円	一、四五六,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足

水路延長一、二三五メートルの敷張コンクリートは基礎れき厚さ二〇センチメートル総量七七二立米の上に厚さ一八センチメートル総量六九五立米のコンクリートを施行したこととしているが、実際はいずれも半量程度を施行したにすぎない

(九六八)	同	幡豆郡福地村農地、公共施設高潮災害復旧水路地盤沈下対策区画整理	福地村および福地、一色悪水両土地改良区	一七、四四〇,〇〇〇円	六、七七八,五五〇円	一六,九四〇,〇五〇円	一〇,二四八,一九二円	四八九,三五七(三五九,〇〇七)	二重査定、事業主体負担不足
-------	---	---------------------------------	---------------------	-------------	------------	-------------	-------------	------------------	---------------

ため工事費は五、八八四、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている二、八四三、四〇〇円のうち、二、二四〇、〇〇〇円を負担していない。

(九六九)	同	幡豆郡三和村農地、公共施設高潮災害復旧区画整理	三和村および三和土地改良区	一六、四八八,〇〇〇円	八、〇一七,一五〇円	七、七〇〇,六五〇円	二六,四七七,〇〇〇円	九六四,一〇〇(九六四,一〇〇)	二重査定、事業主体負担不足
(九七〇)	同	幡豆郡室場村水路地盤沈下対策	室場村	一〇、六三〇,〇〇〇円	五、三三五,〇〇〇円	四、〇〇〇,〇〇〇円	三、三一一,〇〇〇円	一、一五五,五〇〇(一、一五五,五〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(九七一)	同	幡豆郡吉田町高島地内水路高潮災害復旧	吉田町	四六六,〇〇〇円	三〇三,二九〇円	一八〇,九九〇円	一、三八〇,〇〇〇円	八九七,〇〇〇(八九七,〇〇〇)	出来高不足
(九七二)	同	東春日井郡守山町八ヶ村用水路二十五年度災害復旧	守山	三、一七〇,〇〇〇円	二、二三五,〇〇〇円	四、五〇〇,〇〇〇円	四、七〇〇,〇〇〇円	三〇五,五〇〇(三〇五,五〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(九七三)	同	碧海郡桜井村護岸二十四年度災害復旧ほか三	桜井村土地改良区	六、四三三,〇〇〇円	三、五四〇,〇〇〇円	二、二一〇,〇〇〇円	三、三七八,八〇〇円	一、八〇一,四〇〇(一、二四七,五〇〇)	同
(九七四)	同	碧海郡高岡村乙尾用水路二十五年度災害復旧ほか	高岡村	二、五〇〇,〇〇〇円	一、一三一,〇〇〇円	一、二一六,三七五円	七二二,五〇〇円	五〇八,六三五(四五五,〇〇〇)	同
(九七五)	同	碧海郡高浜町吉浜地区高潮災害復旧	高浜町	一、四〇〇,〇〇〇円	七〇〇,〇〇〇円	七〇〇,〇〇〇円	七〇〇,〇〇〇円	三五〇,〇〇〇(三五〇,〇〇〇)	同
(九七六)	同	碧海郡富士松村東境地区水路二十四、二十五年災害復旧	富士松村	三、四二〇,〇〇〇円	二、三三三,〇〇〇円	一、一八三,〇〇〇円	八二四,六〇〇円	五二九,四九〇(三九四,九〇〇)	設計過大、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (九六八一九七六)

第二章 第四節 第九 農林省 (九七七―九八五)

二一四

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 當額 うち二十八 年度以降交付 する額 要する額	摘 要
(九七七) 愛知県	碧海郡依佐美村小垣江 地内水路高潮災害復旧 ほかー	依佐美村	四,三五〇,〇〇〇 円	二,八七五,〇〇〇 円	二,二二五,〇〇〇 円	九四五,〇〇〇 円	六四二,一五〇 円 (三六,〇〇〇)	出来高不足、事業 主体負担不足
(九七八) 同	碧海郡依佐美村小垣江 地内耕地高潮災害復旧	同	一,七七一,〇〇〇	七六六,〇〇〇	四九六,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇 (二四,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(九七九) 同	碧海郡依佐美村小垣江 地内水路地盤沈下対策	同	二,一五〇,〇〇〇	一,〇四五,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	五四五,六〇〇	一三二,八〇〇 (二七,一〇〇)	出来高不足
(九八〇) 同	宝飯郡大塚村山の沢護 岸二十六年災害復旧	大塚村	三,一三〇,〇〇〇	二,〇一〇,一〇〇	四八四,〇〇〇	九七〇,〇〇〇	六三三,九六八 (六三,三九八)	出来高不足、事 業主体負担不足
計			五二,二四九,四〇〇	二四,五七〇,六〇〇	一三,一九八,四二五	八四,七四〇,九九二	四四,〇六〇,一三五 (四〇,〇九一,三三〇)	
(九八一) 三重県	上野市長田水路二十四 年災害復旧	長田地区土 地改良事業 組合	八,〇〇〇,〇〇〇	五,七七〇,〇〇〇	三,五七五,〇〇〇	三,三四〇,〇〇〇	二,七二,一〇〇 (三,三四五,〇〇〇)	出来高不足
(九八二) 同	上野市花之木溜池二十 四年災害復旧	花之木農業 協同組合	一,八五〇,〇〇〇	一,一〇一,一〇〇	七五五,〇〇〇	三三七,〇〇〇	一五二,五五〇 (二五,一五五)	設 計 過 大
(九八三) 同	宇治山田市大湊町水路 高潮災害復旧	宇治山田市 農業協同組 合連絡協議 会	一,〇八〇,〇〇〇	六二二,一〇〇	六二二,一〇〇	五〇四,〇〇〇	三七六,〇〇〇	出来高不足
(九八四) 同	阿山郡玉滝村貝外溜池 二十六年災害復旧	玉滝村早害 耕地復旧組 合	八六〇,〇〇〇	五四七,〇〇〇	二八六,〇〇〇	三九八,〇〇〇	二五八,七〇〇 (二五八,七〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(九八五) 同	員弁郡員弁町下笠田地 内水路二十五年災害復 旧	員弁町	一,一〇〇,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	四八八,〇〇〇	四八八,〇〇〇	二九二,一〇〇 (二七二,一〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足

(九八六) 同	員弁郡山郷村麻生田農 道二十五年災害復旧	山郷村農業 協同組合	一,四〇〇,〇〇〇	九一〇,〇〇〇	四五五,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	三九一,九五〇 (三九一,九五〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(九八七) 同	員弁郡山郷村南中津原 護岸(九〇八地区)二十 五年災害復旧	同	一,二六〇,〇〇〇	八一九,〇〇〇	四〇三,六五〇	六三九,〇〇〇	四一五,三三〇 (四一五,三三〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(九八八) 同	員弁郡山郷村南中津原 護岸(九七地区)二十五 年災害復旧	同	七四〇,〇〇〇	四八一,〇〇〇	四九五,〇〇〇	七四〇,〇〇〇	四八一,〇〇〇 (七二五,〇〇〇)	二 重 査 定
計			九,二二八,〇〇〇	五,九九一,四〇〇	三,七七七,六五〇	四,〇五三,〇〇〇	二,六三四,四三〇 (一,八九四,七五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(九八九) 滋賀県	伊香郡丹生村上丹生用 水路積寒土地改良	丹生村農業 協同組合	二,一三〇,〇〇〇	八四八,〇〇〇	八四八,〇〇〇	八七六,四〇〇	三三三,〇五六 (二五九,三五〇)	同
(九九〇) 同	甲賀郡土山町野上野水 路二十五年災害復旧	土 山 町	一,七〇〇,〇〇〇	一,一〇八,二五〇	五〇〇,〇〇〇	三九九,〇〇〇	二五九,三五〇 (二五九,三五〇)	同
(九九一) 同	高島郡朽木村野尻井堰 二十四年災害復旧	朽木村農業 協同組合	二,四三〇,〇〇〇	一,五九九,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九三四,〇〇〇	六七二,一〇〇 (六七二,一〇〇)	同
(九九二) 同	高島郡高島町高島護岸 二十四年災害復旧	高 島 町	二,一六〇,〇〇〇	一,七二〇,〇〇〇	一,七二〇,〇〇〇	九七七,〇〇〇	五九六,〇五〇 (五九六,〇五〇)	同
(九九三) 同	野洲郡中洲村葛浦水路 二十四年災害復旧	中 洲 村	一,一〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	二七三,〇〇〇 (二〇五,八五五)	同
計			一〇,一〇五,〇〇〇	六,〇三二,一五〇	四,八二六,〇〇〇	三,四七七,六四〇	二,〇五八,五三六 (八六六,四五〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(九九四) 京都府	北桑田郡宇津村中地井 堰二十四年災害復旧	受益者共同 施行	七,四〇〇,〇〇〇	四,八一〇,〇〇〇	三,〇七三,四五〇	六三二,三四八	四〇四,四五八 (四〇四,四五八)	設計過大、事業 主体負担不足
(九九五) 同	北桑田郡平屋村内久保 大島井堰二十四年災害 復旧	同	二,七五〇,〇〇〇	一,七七七,五〇〇	一,七七七,五〇〇	四〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇 (三五六,八五〇)	同
(九九六) 同	北桑田郡細野村余野水 路二十六年災害復旧	同	二,六〇〇,〇〇〇	一,六九〇,〇〇〇	一,六九五,〇〇〇	五四九,〇〇〇	七五〇,〇〇〇 (七五〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (九八六―九九六)

二一五

府名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に対す る補助金相 当額 <small>うち二十八 年度以降交付 する額を 要する額</small>	摘 要
(九九七) 京都府	北桑田郡宮嶋村和泉井堰二十四年災害復旧	受益者共同	一七六四,000	一,五九六,000	四七二,000	五七四,000	三七三,100	出来高不足、事業主体負担不足
(九九八) 同	北桑田郡山国村鳥居農地二十四年災害復旧	同	三,七三〇,000	一,八三六,五〇〇	一,三三三,000	六六七,六〇〇	三七三,100	出来高不足、事業主体負担不足
(九九九) 同	船井郡世木村天若沢田井堰二十四年災害復旧	同	三,100,000	二,0八〇,000	九四二,100	四六〇,000	二九九,000	設計過大、事業主体負担不足
(1000) 同	南桑田郡榎田村小畑堤塘二十六年災害復旧ほか	榎田村	二,九八〇,000	二,四三六,三〇〇	二,二八五,三三〇	七五二,六〇〇	六四六,三三六	出来高不足、事業主体負担不足
(1001) 同	南桑田郡篠村宇津の辺堤塘二十六年災害復旧ほか七	篠村	二,八五六,000	1,010,五七〇	七二六,四七六	三,100,七三三	二八七,一六九	同
(1002) 同	南桑田郡篠村大日谷川堤塘二十六年災害復旧	受益者共同	一,四四六,000	一,二五八,010	七〇七,八八〇	三三六,000	101,010	同
(1003) 同	南桑田郡篠村字山本地區農地二十六年災害復旧ほか一	同	六〇,五四〇,000	四六,〇四三,八四〇	一七,三三三,六三八	九〇八,七六〇	六九〇,六五七	設計過大、事業主体負担不足
(1004) 同	南桑田郡西別院村久保堤塘二十六年災害復旧	西別院村	一,六四〇,000	一,二二七,七五〇	一,一七五,五五〇	三六,000	二四六,000	出来高不足、事業主体負担不足

農地七八町一反の排土四三三、〇五五立米、客土五八、七一〇立米を施行したこととしているが、実際は排土三七一、〇八一立米、客土四九、四八九立米を施行すれば足りたもので工事費は五一、四九六、四〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとして一四、五四〇、一六〇円のうち九、〇八七、六〇〇円を負担している。

(1005) 同	南桑田郡東別院村野手堤塘二十六年災害復旧ほか二	東別院村	四,六八〇,000	三,九〇五,七四〇	二,九五九,九〇〇	八二〇,七五〇	七四四,0五二	同
(1006) 同	南桑田郡東別院村柏原農地二十六年災害復旧ほか二	同	三,110,000	一六,五五八,八〇〇	二,二七〇,三〇〇	六,三三六,三〇〇	五,〇〇八,八九	設計過大、事業主体負担不足
計			二五,六九九,000	九四,六九二,六八〇	五三,七九五,八二八	二四,五五〇,三九一	一八,七五五,九六六	

(1007) 大阪府	大阪市住吉区北加賀屋地盤沈下対策	木津川土地改良区	七,四二〇,000	三,八二一,000	1,600,000	五四六,五五〇	二七三,六〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(1008) 同	大阪市住吉区南加賀屋地盤沈下対策	敷津農業協同組合	1,101,000	五五二,000	1八七,100	七二七,六〇〇	三六三,八八〇	同
(1009) 同	大阪市東住吉区鳴戸川水路護岸二十五災害復旧	東住吉シ	四,五四〇,000	二,九五一,000	七九九,五〇〇	一,七二二,九三三	1,113,四〇六	同

水路延長六六九メートルの練石積護岸一、六〇五平米は控四五センチメートルの割石を使用し、裏込ぐり石平米当り〇・五四立米総量四六六立米を施行したこととしているが、実際は四八五メートル一、一六四平米を控三六センチメートルのものを使用し、裏込ぐり石〇・一立米総量一一六立米を施行したにすぎないため工事費は国庫補助金を下回る二、八二七、〇六八円で足り、事業主体はその負担したとして一、五八九、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく二二三、九三二円の剰余を生ずることとなっている。

(1010) 同	高槻市鳥ヶ下水路二十年災害復旧	高槻市	九,000,000	五八五,000	一八五,1五〇	三二五,000	110,四七五	設計過大、事業主体負担不足
(1011) 同	高槻市田刈井堰二十六年災害復旧	清水農業協同組合	1,000,000	六九九,五〇〇	三四一,九〇〇	三六四,四〇〇	二四九,八六〇	出来高不足、事業主体負担不足
(1012) 同	豊中市曲川水路二十五災害復旧ほか一	豊中市	1,九七五,000	1,1五七,七〇〇	九〇1,000	九七〇,五五五	五〇〇,八六〇	設計過大、事業主体負担不足
(1013) 同	富田林市上天溝井堰二十七年災害復旧ほか一	富田林シ	11,四八1,000	八,113,100	八,000,100	三,九四九,000	二,五六八,八五〇	出来高不足、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇〇五—一〇一三)

府名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に対す る国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に対す る補助金相 当額 <small>(うち二十八年 度以降交付手 続中減額を 要する額)</small>	摘 要
----	-----	------	-------	---------------------	------------------------------	-----------------------	---	-----

右のうち、

(1) 上天溝井堰二十七年災害復旧工事(工事費九、〇七六、〇〇〇円、国庫補助金五、八九九、四〇〇円)は井ぎ延長一〇〇メートルを復旧するもので、えん体および水たきはコンクリート一、四三九立米、取付水路延長一六〇メートルは掘さく三、一五〇立米を施行したこととしているが、実際はコンクリート一、一四九立米、掘さく五八〇立米を施行したにすぎないなどのため工事費は六、六七〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして二、二六九、〇〇〇円を全く負担していない。

(2) 深溝堤塘二十七年災害復旧工事(工事費三、四〇六、〇〇〇円、国庫補助金二、二二三、九〇〇円)は水路延長四六一メートルを復旧するもので、堤とうはコンクリート四四一立米を施行したこととしているが、実際は法高および底幅が不足しているためコンクリート二〇六立米を施行したにすぎないため工事費は一、八六三、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして八五二、五〇〇円を全く負担していない。

(一〇一四)	大阪府	富田林市荒前井堰二十三年災害復旧	富田林農業協同組合	一、五七〇,〇〇〇円	一,〇一〇,〇〇〇円	一,〇一〇,〇〇〇円	四六八三五円	三三,四三六円	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇一五)	同	富田林市西条井堰二十五年災害復旧	喜 志	三、六四五,〇〇〇	二、二六九,二五〇	八九〇,五〇〇	一,一〇五,〇〇〇	九三,二一五〇 (七八,三三〇)	同
(一〇一六)	同	富田林市下一之井堰二十五年災害復旧	彼 方	四、四七〇,〇〇〇	二、八九〇,五五〇	九七八,九〇〇	一、五二二,六〇〇	九九,〇四〇 (九九,〇四〇)	同
(一〇一七)	同	泉北郡西陶器村大谷水路二十七年災害復旧	西陶器村	一,〇八〇,〇〇〇	六九五,五〇〇	六九五,五〇〇	四二〇,〇〇〇	一七三,〇〇〇	同
(一〇一八)	同	泉北郡西陶器村三ツ割池二十七年災害復旧	西陶器	一,〇四〇,〇〇〇	七一一,一〇〇	七一一,一〇〇	四九四,二五〇	二七,二六〇	設計過大、事業主体負担不足
(一〇一九)	同	泉北郡横山村湯ノ谷水路二十七年災害復旧	横 山	一、一三七,〇〇〇	八〇四,〇五〇	六五九,七五〇	四三七,〇〇〇	二八四,〇五〇 (四四,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足

(一〇二〇)	同	泉南郡大土村田原池二十七年災害復旧	大 土	一、六八八,〇〇〇	一,〇八四,二〇〇	五四三,二〇〇	三六八,〇〇〇	三三九,二〇〇 (三九,一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一〇二一)	同	泉南郡熊取町弘法池二十七年災害復旧ほか一	熊 取 町	六、二四七,〇〇〇	四,〇六〇,五五〇	三、六五四,九五〇	二,一〇六,三三〇	一、六九二,二七〇 (三六,四四〇)	出来高不足、事業主体負担不足

右のうち弘法池二十七年災害復旧工事(工事費四、八八四、〇〇〇円、国庫補助金三、一七四、六〇〇円)はため池堤とう延長一五七メートルを復旧するもので、前はがね土三、五三六立米を施行したこととしているが、実際は一、七六七立米を施行したにすぎず、また、護岸練石張七八五平米は胴込コンクリート平米当り〇・二二立米総量九四立米を施行したこととしているが、実際はこれを全く施行していないなどのため工事費は国庫補助金を下回る三、一〇一、〇五〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、二二一、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく七三、五五〇円の剰余を生ずることとなっている。

(一〇二二)	同	泉南郡熊取町別所池二十七年災害復旧ほか一	熊 取 町	三、五九六,〇〇〇	二、三三七,二〇〇	二、二九七,七五〇	一,〇一六,七四〇	六六七,四四〇 (三九,六五〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一〇二三)	同	泉南郡信達町永寿池二十七年災害復旧	信 達	一、九一六,〇〇〇	一、二四五,四〇〇	七〇一,三三〇	四一〇,七三〇	三六六,九九八 (二六,九九八)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇二四)	同	泉南郡信達町古池二十七年災害復旧	同	二、七七〇,〇〇〇	一、八〇〇,五〇〇	九四三,一五〇	六四八,二五〇	四二二,三六〇 (四二,三六〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一〇二五)	同	泉南郡多奈川町口池二十七年災害復旧	多奈川町	四、〇八八,〇〇〇	二、六五七,二〇〇	一、七三三,八五〇	六六六,〇〇〇	四三三,二五〇 (四三,二五〇)	同
(一〇二六)	同	泉南郡西信達村乙井堰二十六年災害復旧	西信達村	一、五三二,〇〇〇	八三三,八〇〇	一七五,九五〇	四七六,六五〇	二六四,九七三 (二四,九九七)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇二七)	同	泉南郡西信達村座頭池二十七年災害復旧	同	一、六五五,〇〇〇	八八七,二五〇	五一〇,二五〇	三三四,三六九	二二五,八四〇 (三三,八四〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一〇二八)	同	泉南郡西鳥取村狭間池二十七年災害復旧ほか二	西鳥取村	二、〇七三,〇〇〇	七一九,七五〇	五九四,六八〇	二五〇,六七〇	一六九,三三八 (四四,〇五〇)	出来高不足、事業主体負担不足

右のうち狭間池二十七年災害復旧工事(工事費六、九三六、〇〇〇円、国庫補助金四、五〇八、四〇〇円)はため池堤とう延長一六九メートルを復旧するもので、床掘二、三〇三立米、前はがね土六、一七九立米、捨石七七九立米を施行したこととしているが、実際は床掘一、二九一立米、前はがね土三、三七八立米、捨石三三二立米を施行したにすぎないなどのため工事

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇二九—一〇三六)

一一一〇

府県名	工	事業主体	工事費	同上に對する 補助金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額	うち二十八 年度以降交付す る額	摘要
(一〇二九) 大阪府	泉南郡東鳥取村蓮池二 十七年災害復旧ほか五	東鳥取村	二〇,六〇〇,〇〇〇 円	一三,三九〇,六五〇 円	七,五九二,〇〇〇 円	五,四〇五,九三五 円	三,五二八,八八八 円	(三,五二八,八八八)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三〇) 同	泉南郡日根野村十二谷 池二十七年災害復旧	日根野	一,五六三,〇〇〇	一,〇一五,九五〇	一,〇一五,九五〇	六三三,四三七	四三三,〇三四	(四三三,〇三四)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三一) 同	泉南郡深日町第一池谷 水路二十七年災害復旧	深日町	七四五,〇〇〇	四八四,二五〇	三九一,九五〇	四三三,〇〇〇	(九二三,〇〇〇)	(九二三,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三二) 同	三島郡安威村五社井堰 二十六、二十七年災害 復旧	安威村	四,一〇〇,〇〇〇	二,六六五,〇〇〇	六六一,三二〇	一,〇三三,一八八	六七二,五七二	(六七二,五七二)	設計過大、事業主体負担不足
(一〇三三) 同	南河内郡加賀田村大道 溝井堰二十七年災害復 旧	加賀田	一,七二五,〇〇〇	一,一三二,二五〇	一,〇一五,九五〇	五六四,五三二	五六四,五三二	(五六四,五三二)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三四) 同	南河内郡白木村加納井 堰二十七年災害復旧	白木	九七〇,〇〇〇	六二八,五五〇	六二八,五五〇	五三三,〇〇〇	三五四,八〇〇	(三五四,八〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三五) 同	南河内郡西浦村郡戸池 二十七年災害復旧	西浦	一,六五六,〇〇〇	一,〇七六,四〇〇	一,〇七六,四〇〇	八〇四,〇〇〇	五三二,六〇〇	(五三二,六〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三六) 同	計		一七,五四六,〇〇〇	七,一五五,〇〇〇	五,一九〇,一三〇	三,五二八,六四三	(三,五二八,六四三)	(三,五二八,六四三)	
(一〇三七) 同	南河内郡西浦村広田池 二十六年災害復旧	同	九七二,〇〇〇	六三二,八〇〇	五九〇,五〇〇	九七二,〇〇〇	六三二,八〇〇	(六三二,八〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
(一〇三八) 同	南河内郡三日市村西南 井堰二十七年災害復旧	三日市村	四八〇,〇〇〇	三,七三二,〇〇〇	三,〇七七,七五〇	八〇〇,〇〇〇	五七二,〇〇〇	(五七二,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三九) 兵庫県	神戸市兵庫区八多町下 小名田溜池二十四年災 害復旧	有野町農業 協同組合	一,一八〇,〇〇〇	八九七,〇〇〇	六七五,〇〇〇	五八一,八六一	七八二,二二〇	(七八二,二二〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四〇) 同	朝来郡山口村立野上井 井堰二十七年災害復旧	受益者共同 施行	一,三三〇,〇〇〇	八五八,〇〇〇	六九五,五〇〇	三三七,七七三	一,〇〇〇,〇〇〇	(一,〇〇〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四一) 同	有馬郡高平村木器井堰 二十七年災害復旧	高平村	一,九八九,〇〇〇	一,二七九,八五〇	三八八,七〇〇	四四八,〇〇〇	(四四八,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四二) 同	加東郡大部村高田井堰 二十七年災害復旧	大部村農業 協同組合	四三〇,〇〇〇	二七五,〇〇〇	一,三四八,七五〇	九〇〇,〇〇〇	(九〇〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四三) 同	津名郡岩屋町御手洗溜 池二十六年災害復旧	受益者共同 施行	一,一〇五,〇〇〇	七二八,二五〇	七二八,二五〇	四〇八,八七四	二六五,七六八	(二六五,七六八)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四四) 同	水上郡吉見村岡本井堰 二十六年災害復旧	吉見村農業 協同組合	一,一九五,〇〇〇	一,一四四,七五〇	一,一四四,七五〇	四〇〇,〇〇〇	二六二,三〇〇	(二六二,三〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四五) 同	美方郡鬼塚村日影井堰 二十五年災害復旧	鬼塚村	二,六八四,〇〇〇	一,七四四,六〇〇	五八五,〇〇〇	五六四,〇〇〇	(五六四,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四六) 同	美方郡大庭村岩立井堰 二十五年災害復旧	大庭村	九五七,〇〇〇	六三三,七五〇	三,〇五五,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	(九六〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四七) 同	美方郡温泉町郡沼井堰 二十五年災害復旧	温泉町	三,三二七,〇〇〇	二,一五六,〇五〇	三,一五六,〇五〇	九五二,三三〇	六二九,〇〇七	(六二九,〇〇七)	出来高不足、事業主体負担不足

費は五、一九七、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている一、七三三、〇〇〇円を全く負担していない。
右のうち蓮池二十七年災害復旧工事(工事費六、五二八、〇〇〇円、国庫補助金四、二四三、二〇〇円)はため池堤とう延長三二九メートルを復旧するもので、切土四、七八〇立米、盛土一三、七三五立米を施行したこととしているが、実際は切土二、七二三立米、盛土八、七五三立米を施行したにすぎないなどのため工事費は四、五九六、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている一、六三三、〇〇〇円を全く負担していない。

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇三七—一〇四八)

一一一一

(一〇三七) 同	神戸市兵庫区八多町下 小名田溜池二十四年災 害復旧	有野町農業 協同組合	一,一八〇,〇〇〇	八九七,〇〇〇	六七五,〇〇〇	五八一,八六一	七八二,二二〇	(七八二,二二〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三八) 同	朝来郡山口村立野上井 井堰二十七年災害復旧	受益者共同 施行	一,三三〇,〇〇〇	八五八,〇〇〇	六九五,五〇〇	三三七,七七三	一,〇〇〇,〇〇〇	(一,〇〇〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇三九) 同	有馬郡高平村木器井堰 二十七年災害復旧	高平村	一,九八九,〇〇〇	一,二七九,八五〇	三八八,七〇〇	四四八,〇〇〇	(四四八,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四〇) 同	加東郡大部村高田井堰 二十七年災害復旧	大部村農業 協同組合	四三〇,〇〇〇	二七五,〇〇〇	一,三四八,七五〇	九〇〇,〇〇〇	(九〇〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四一) 同	津名郡岩屋町御手洗溜 池二十六年災害復旧	受益者共同 施行	一,一〇五,〇〇〇	七二八,二五〇	七二八,二五〇	四〇八,八七四	二六五,七六八	(二六五,七六八)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四二) 同	水上郡吉見村岡本井堰 二十六年災害復旧	吉見村農業 協同組合	一,一九五,〇〇〇	一,一四四,七五〇	一,一四四,七五〇	四〇〇,〇〇〇	二六二,三〇〇	(二六二,三〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇四三) 同	美方郡鬼塚村日影井堰 二十五年災害復旧	鬼塚村	二,六八四,〇〇〇	一,七四四,六〇〇	五八五,〇〇〇	五六四,〇〇〇	(五六四,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四四) 同	美方郡大庭村岩立井堰 二十五年災害復旧	大庭村	九五七,〇〇〇	六三三,七五〇	三,〇五五,〇〇〇	九六〇,〇〇〇	(九六〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足	
(一〇四五) 同	美方郡温泉町郡沼井堰 二十五年災害復旧	温泉町	三,三二七,〇〇〇	二,一五六,〇五〇	三,一五六,〇五〇	九五二,三三〇	六二九,〇〇七	(六二九,〇〇七)	出来高不足、事業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇四九—一〇五六)

二二二二

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 予定額を 要する額	摘 要
兵庫	美囊郡志染村大正池二 十五年災害復旧	受益者共同 施行	一九三,〇〇〇	一三五,八〇〇	二九,八五〇	四五,五八一	二六,七七八 (二九,七七八)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	美囊郡別所村高木井堰 二十六年災害復旧	同	一七九,〇〇〇	一六五,四五〇	二四,六五〇	三三,六四五	二二,三九九 (二二,三九九)	出来高不足
同	養父郡伊佐村小田井堰 二十四年災害復旧	伊佐村	一三五,〇〇〇	八二,五〇〇	八三,五〇〇	三三,五〇〇	二〇,二三五	出来高不足、事 業主体負担不足
同	養父郡高柳村長門井堰 二十五年災害復旧	高柳	一三六,〇〇〇	八八,五五〇	八八,五五〇	三七,九〇〇	二四,八五〇	同
同	養父郡広谷町前田井堰 二十四年災害復旧	広谷町	一三〇,〇〇〇	八三,〇〇〇	八三,〇〇〇	三〇,〇〇〇	二八,〇〇〇	同
計			三六二,〇〇〇	二二七,七六〇	一四七,四六五	七八,二三四	五,〇八三・七九五 (二九,〇一七)	
奈良	生駒郡富雄村石木井堰 二十六年災害復旧	富雄村石木 土地改良区	一五〇,〇〇〇	九七,五〇〇	二〇,〇〇〇	三七,四〇〇	二〇,六三三 (二〇,六三三)	出来高不足、事 業主体負担不足
和歌山	塘田郡南弘村西広櫻長 堤塘二十六年災害復旧	南弘村	四六六,〇〇〇	三〇五,二四〇	二五,六一〇〇	一六,七四二	一,〇九六・六三三 (四九,一四〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	堤とう延長一四〇メートルの玉石コンクリートおよび練積石垣に使用した砂利二九三立米および砂一六四立米は四キロメートル馬車運搬したこととして、実際は現場付近で採取することができたもので、工事費は国庫補助金を下回る三,〇〇八、五一八円で足り、事業主体はその負担したとしている。一、六四三、六〇〇円を全く負担してはいないばかりでなく四三、八八二円の剰余を生ずることとなっている。							
伊都	伊都郡笠田町西谷川水 路二十四年災害復旧	笠田町	九〇〇,〇〇〇	五八,五〇〇	五八,五〇〇	三三,〇〇〇	二四,七五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
伊都	伊都郡九度山町安田島 水路二十四年災害復旧	九度山町	九〇,〇〇〇	六四,〇〇〇	四九,一五〇	三三,八九〇	二四,六七九 (二四,六七九)	同
伊都	伊都郡橋本町市脇水路 二十四年災害復旧	受益者共同 施行	二〇四,〇〇〇	一三九,〇〇〇	一三九,〇〇〇	六三,八六〇	四三,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
伊都	伊都郡妙寺町桜谷川水 路二十四年災害復旧	妙寺町	一,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	五〇七,一五〇	二五七,五五三	一,六七四・二五 (一,六七四・二五)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	排水路延長九四五メートルの練石積護岸四、一五三平米は築石控二五センチメートルのものを使用し、平米当り裏込ぐり石〇・〇八立米総量三三三立米、胴込コンクリート〇・一立米総量四一五立米を施行したこととして、実際は控二〇センチメートルのものを使用し、裏込ぐり石を全く使用せず、胴込コンクリートは〇・〇五立米総量二〇七立米を施行したにすぎないなどのため工事費は八、四二四、四二四円で足り、事業主体はその負担したとしている。三、八五〇、〇〇〇円のうち二、五七五、五七六円を負担していなす。							
海草	海草郡川永村井堰二十 五、二十七年災害復旧	六箇井土地 改良区	二〇九,〇〇〇	一三五,七六〇	五五,九〇〇	四一,四〇三	二六,九二六 (二六,九二六)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	海草郡川永村七ヶ分水 路二十五年災害復旧	川永村農業 協同組合	二二七,〇〇〇	一四一,〇〇〇	一四一,〇〇〇	七五,〇〇〇	四八,七五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	海草郡紀伊村鴨居川水 路二十四年災害復旧	紀伊村	四八三,〇〇〇	三三三,四九五	一三三,四八五	一五,二四六	九,九一〇 (七,二三四)	同
同	海草郡紀伊村高川水路 二十五災害復旧	同	三九七,〇〇〇	二五八,三二〇	七〇,六五〇	三九,七四〇	二五,八三〇 (二八,〇二五)	粗漏工事、事業 主体負担不足
同	水路延長七二二メートルは底厚一〇センチメートル、壁厚二〇センチメートルでコンクリート九三九立米を施行したこと							

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇五七—一〇六四)

二二二三

伊都	伊都郡紀見村北馬場揚 水路二十五、二十六年 災害復旧	受益者共同 施行	一五三,〇〇〇	九九,九五〇	三七,〇〇〇	七二,〇〇七	四六,六五四 (四六,六五四)	設計過大、事業 主体負担不足
伊都	伊都郡九度山町安田島 水路二十四年災害復旧	九度山町	九〇,〇〇〇	六四,〇〇〇	四九,一五〇	三三,八九〇	二四,六七九 (二四,六七九)	同
伊都	伊都郡橋本町市脇水路 二十四年災害復旧	受益者共同 施行	二〇四,〇〇〇	一三九,〇〇〇	一三九,〇〇〇	六三,八六〇	四三,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
伊都	伊都郡妙寺町桜谷川水 路二十四年災害復旧	妙寺町	一,〇〇〇,〇〇〇	七五〇,〇〇〇	五〇七,一五〇	二五七,五五三	一,六七四・二五 (一,六七四・二五)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	排水路延長九四五メートルの練石積護岸四、一五三平米は築石控二五センチメートルのものを使用し、平米当り裏込ぐり石〇・〇八立米総量三三三立米、胴込コンクリート〇・一立米総量四一五立米を施行したこととして、実際は控二〇センチメートルのものを使用し、裏込ぐり石を全く使用せず、胴込コンクリートは〇・〇五立米総量二〇七立米を施行したにすぎないなどのため工事費は八、四二四、四二四円で足り、事業主体はその負担したとしている。三、八五〇、〇〇〇円のうち二、五七五、五七六円を負担していなす。							
海草	海草郡川永村井堰二十 五、二十七年災害復旧	六箇井土地 改良区	二〇九,〇〇〇	一三五,七六〇	五五,九〇〇	四一,四〇三	二六,九二六 (二六,九二六)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	海草郡川永村七ヶ分水 路二十五年災害復旧	川永村農業 協同組合	二二七,〇〇〇	一四一,〇〇〇	一四一,〇〇〇	七五,〇〇〇	四八,七五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	海草郡紀伊村鴨居川水 路二十四年災害復旧	紀伊村	四八三,〇〇〇	三三三,四九五	一三三,四八五	一五,二四六	九,九一〇 (七,二三四)	同
同	海草郡紀伊村高川水路 二十五災害復旧	同	三九七,〇〇〇	二五八,三二〇	七〇,六五〇	三九,七四〇	二五,八三〇 (二八,〇二五)	粗漏工事、事業 主体負担不足
同	水路延長七二二メートルは底厚一〇センチメートル、壁厚二〇センチメートルでコンクリート九三九立米を施行したこと							

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
----	-----	------	-----	---------------------	-------------------------------	-----------------------	--	-----

としているが、実際は底厚五センチメートル、壁厚一〇センチメートル、程度で四一三立米を施行したにすぎず、また、コンクリートの配合が不良であるばかりでなく厚さも不均一で工事の施行が著しく粗漏である。なお、工事費は国庫補助金を下回る二、一六、五八九円で足り、事業主体はその負担したとして一、三九〇、九〇〇円を全く負担していないばかりでなく四六六、五一一円の剰余を生ずることとなっている。

(一〇六五) 和歌山 海草郡西山東村吉礼本 谷池二十六年度災害復旧 西山東村 六、四九〇、〇〇〇円 四、八五五、〇〇〇円 二、七〇〇、〇〇〇円 一、八三三、二一八円 (一、三三三、〇〇七円) 設計過大、事業主体負担不足

ため池堤とう延長七二メートルの築堤さや土六、二四三立米およびはがね土二、七二三立米はすべて新規運搬土を使用したこととしているが、実際はさや土五、七九八立米およびはがね土の全量は旧堤切土で施行することができたため工事費は四、五五五、八八二円で足り、事業主体はその負担したとして二、二五三、六五〇円のうち一、八八三、一一八円を負担していない。

(一〇六六) 同 海草郡小口村別所溜池 二十六年度災害復旧 山口村 四、三三〇、〇〇〇円 二、七九〇、〇〇〇円 二、四四五、〇〇〇円 一、二六〇、〇〇〇円 (八三三、〇〇〇円) 設計過大、事業主体負担不足

(一〇六七) 同 那賀郡岩出町藤崎井井 堰二十五、二十六年災害復旧 藤崎井土地改良区 一〇、六五五、〇〇〇円 六、九六四、〇〇〇円 三、〇六〇、〇〇〇円 一、四一四、七七七円 (九一九、六二二円) 同

(一〇六八) 同 那賀郡龍門村荒見水路 二十四年度災害復旧 荒見井村 七五五、〇〇〇円 四八四、二五〇円 四八四、二五〇円 三六八、八三九円 (二四六、三三六円) 同

計 四、〇六六、〇〇〇円 四、八八三、二五〇円 二、三〇三、六五〇円 二、七三三、三三三円 (一、四〇六、七三三円) (一〇、六一二、三三三円) (一〇、五一一、三三三円)

(一〇六九) 鳥取県 岩美郡大岩村新川水路 積寒土地改良 大口土地改良区 四、四八五、〇〇〇円 一、七七一、〇〇〇円 一、七七一、〇〇〇円 五七九、八〇〇円 (三三、一九一〇円) 出来高不足、事業主体負担不足

(一〇七〇) 同 西伯郡御来屋町名和川 旧 御来屋町 九〇〇、〇〇〇円 五八五、〇〇〇円 五八五、〇〇〇円 三七九、〇〇〇円 (二四六、三三〇円) 出来高不足

(一〇七一) 同 入頭郡河原町大井手頭 首工二十三年災害復旧 大井手土地改良区 六六六、〇〇〇円 六三七、〇〇〇円 六三七、〇〇〇円 三四三、〇〇〇円 (三三、一九〇円) 設計過大、事業主体負担不足

計 一、四七〇、〇〇〇円 九五五、〇〇〇円 九五五、〇〇〇円 三五五、〇〇〇円 (二五、六七五円) 出来高不足、事業主体負担不足

(一〇七二) 島根県 安濃郡大田町山王頭首 工二十七年災害復旧 大田町耕地合 一、四七〇、〇〇〇円 九五五、〇〇〇円 九五五、〇〇〇円 三五五、〇〇〇円 (二五、六七五円) 同

(一〇七三) 同 大原郡大東町鍛冶屋原 旧 大東町 三、〇九五、〇〇〇円 二、〇一一、七五〇円 二、〇一一、七五〇円 三二五、〇〇〇円 (一〇四、七五〇円) 同

(一〇七四) 同 鹿足郡小川村名賀頭首 工二十六年災害復旧 小川村 二、二四七、〇〇〇円 一、三九五、五五〇円 一、三九五、五五〇円 四〇七、〇〇〇円 (一六四、五五〇円) 同

(一〇七五) 同 鹿足郡蔵木村藤根上堤 塘二十五年度災害復旧 蔵木シ 三、二七〇、〇〇〇円 二、〇〇〇、〇〇〇円 二、〇〇〇、〇〇〇円 四七〇、〇〇〇円 (三〇五、五〇〇円) 同

(一〇七六) 同 鹿足郡六日市町大井手 頭首工二十五年災害復旧 六日市町 三、〇〇〇、〇〇〇円 一、六九九、五〇〇円 一、七三四、八五〇円 三六二、〇〇〇円 (一三三、四六五円) 同

(一〇七七) 同 那賀郡松川村松川堤塘 二十五年度災害復旧 松川村災害復旧組合 七〇〇、〇〇〇円 六〇〇、〇〇〇円 六〇〇、〇〇〇円 九七〇、〇〇〇円 (六〇〇、〇〇〇円) 架充工事、事業主体負担不足

計 三、八八二、〇〇〇円 九、〇一一、三〇〇円 八、五八六、三五〇円 二、九八八、〇〇〇円 (一、四四四、九五〇円) 出来高不足、事業主体負担不足

(一〇七八) 岡山県 井原市大橋川水路地盤 沈下対策ほか一 井原市 四、一五二、〇〇〇円 二、三三四、六五〇円 二、三三四、六五〇円 一、三三四、〇〇〇円 (七三九、三〇〇円) 出来高不足、事業主体負担不足

(一〇七九) 同 井原市立戸溜池二十六 年災害復旧ほか一 同 一、七四〇、〇〇〇円 八九三、一〇〇円 八九三、一〇〇円 一、七四〇、〇〇〇円 (八九三、一〇〇円) 粗漏工事、事業主体負担不足

(一〇八〇) 同 赤磐郡山方村先谷溜池 二十六年度災害復旧 山方村 六三三、〇〇〇円 三六四、四五〇円 三六四、四五〇円 六三三、〇〇〇円 (三九八、四五〇円) 同

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇八二—一〇八九)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 當額 <small>うち二十八年 度以降交付予 要する額</small>	摘 要
岡山県	浅口郡金光町金井溜池 二十六年災害復旧	金光町	一〇,一九〇,〇〇〇円	六六八,八五〇	一九,九〇〇	三三〇,二〇〇	二〇八,一三〇 (一〇八,一三〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	後月郡芳井町飯名井堰 二十四年災害復旧	芳井	一,四七二,〇〇〇	九五六,一五〇	九五六,一五〇	一,四七二,〇〇〇	九五六,一五〇 (四七二,七五〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
同	上道郡高島村中出井堰 二十五年災害復旧	高島村外一 市一町四ヶ 村組合	一,〇〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	五六一,一〇〇	七五五,〇〇〇	四七二,七五〇 (四八八,九〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	真庭郡美甘村片岡井堰 二十三年災害復旧ほか	美甘村	三,四五〇,〇〇〇	二,二四二,五〇〇	二,二四二,五〇〇	一,〇八八,五〇〇	七〇七,五二五	同
同	和气郡伊里町市谷溜池 二十七年災害復旧	伊里町	二,〇〇七,〇〇〇	一,三三四,〇五〇	六六〇,四〇〇	七三六,一七	四六三,八五一 (四六三,八五一)	同
計			一五,六三三,〇〇〇	九,七二七,七五〇	八,一九〇,二五〇	七,六五七,三七	四八四,二五六 (一,一〇〇,八八一)	同
広島県	因島市竹長堤塘二十三 年高潮災害復旧	因島市	二,二七五,〇〇〇	一,五四三,七五〇	一,五四三,七五〇	六八九,〇〇〇	四七七八五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	呉市吉浦町丸子護岸二 十五年災害復旧	呉	二,一三〇,〇〇〇	一,四四九,五〇〇	五八二,〇〇〇	五四九,〇〇〇	三五六,八五〇 (三五六,八五〇)	出来高不足
同	安芸郡江田島町エセギ 護岸二十五年災害復旧 ほか	江田島町	五,八〇〇,〇〇〇	三,七二〇,〇〇〇	三,六六五,〇〇〇	一,四二〇,〇〇〇	九五五,五〇〇 (一〇三,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	佐伯郡河内村下白ヶ瀬 井堰二十五年災害復旧 ほか	河内村	三,〇三六,〇〇〇	二,三三七,四〇〇	一九九,七六〇	六三六,〇〇〇	四七四,四〇〇 (四九〇,〇〇〇)	同

同	佐伯郡砂谷村上重光一 号水路二十六年災害復 旧	砂谷	一,九六〇,〇〇〇	一,六三三,六〇〇	一,三三九,〇七〇	七二七,〇〇〇	五八七,九四〇 (三八三,三五〇)	同
同	佐伯郡高田村中高田水 路二十六年災害復旧	高田	一,五五〇,〇〇〇	一,一三四,五〇〇	一,一〇四,四八〇	五四二,一五〇	四二八,五七五 (一〇〇,〇〇〇)	同
同	佐伯郡飛渡瀬村梅迫水 路二十六年災害復旧ほ か	飛渡瀬	三,二六〇,〇〇〇	二,三二九,八〇〇	一,八七九,五〇〇	一,二二九,七三〇	八二四,七〇〇 (五〇〇,〇〇〇)	同
同	佐伯郡水内村松原頭首 工二十六年災害復旧	水内	三,四二二,〇〇〇	二,九六〇,一三〇	二,二八二,八五〇	三六〇,〇〇〇	三三六,八〇〇 (三六八,八〇〇)	出来高不足
同	神石郡牧村郷文川堤塘 二十七年災害復旧ほか	牧	三,四八八,〇〇〇	二,二二五,二〇〇	一,二二四,七五〇	一,一四六,〇〇〇	七四四,九〇〇 (五二九,七五〇)	同
同	高田郡井原村大河原井 堰二十五年災害復旧ほ か	井原	二,七九九,〇〇〇	一,八一九,三五〇	一,八一九,三五〇	九八八,〇〇〇	五九六,七〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	沼隈郡金江村金見農道 二十五年災害復旧	金江	一,八〇〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	一,一七〇,〇〇〇	三七〇,九四	二四一,一三九 (二四四,三六八)	同
同	比婆郡上高野山村笠取 上頭首工二十六年災害 復旧	上高野山	一,三三二,〇〇〇	八五二,八〇〇	四四五,〇〇〇	四〇六,七〇	二六四,三六八 (二四四,三六八)	同
同	比婆郡山内北村乙頭首 工二十六年災害復旧	門田土地改 良区	二,五二四,〇〇〇	一,六四一,一〇〇	一,二三五,〇〇〇	五五二,〇〇〇	三六八,八〇〇 (三五八,八〇〇)	出来高不足
同	比婆郡山内北村中曾井 堰二十五年災害復旧	山内北村	二,四四四,〇〇〇	一,五八八,六〇〇	七五九,三五〇	七	四六六,〇〇〇 (四六六,〇〇〇)	同
同	双三郡川西村大原水路 二十五年災害復旧ほか	川西	四,七七七,〇〇〇	三,〇七九,〇〇〇	八六一,九〇	一,五三七,〇〇〇	九九二,三五〇 (九九二,三五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	双三郡田幸村石井手井 堰二十五年災害復旧ほ か	田幸	六,〇三〇,〇〇〇	三,九一九,五〇〇	一九八八,〇〇〇	一,三三〇,三三四	八五一,七〇〇 (七九二,七九)	同

第二章 第四節 第九 農林省 (一〇九〇—一〇九一)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額	摘 要
広島県	双三郡田幸村芋の藪井堰二十五年度災害復旧	田幸村	一,三〇〇,〇〇〇 円	七四五〇〇	三三三,〇〇〇 円	三六〇,〇〇〇 円	二四七,〇〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
同	御調郡河内村大田下井堰二十六年災害復旧	河内	一,七九〇,〇〇〇	一,一五五,〇〇〇	一,一六六,〇〇〇	一,七九〇,〇〇〇	一,一六三,五〇〇 (三六,九〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
同	井ぞき延長二メートルは玉石コンクリート一九立米を中詰とし配合比一・三・六の上張コンクリート三〇立米を施行したこととして、実際は中詰にれきを使用し、上張コンクリートは一・四・八程度で配合が悪く工事の施行が著しく粗漏である。なお、工事費は一・二九七、二九三円で足り、事業主体はその負担したとして、六二六、五〇〇円のうち四力二、七〇七円を負担していない。							
同	御調郡向島東村入川堤塘高潮災害復旧ほか一	向島東村	五,七二〇,〇〇〇	三,七五一,八〇〇	二,八五〇,〇五〇	七三三,〇〇〇	四六九,三〇〇 (一八〇,五五〇)	出来高不足
計			五,七四九,〇〇〇	三,九二五,七〇〇	二,七九二,八一五〇	一,五九六,二四八	一,〇七三,五七七 (五九〇,六五七)	
山口県	岩国市牛の谷本時水路二十五年災害復旧	岩国市	一,三三〇,〇〇〇	八六四,五〇〇	八六四,五〇〇	三三〇,〇〇〇	二〇一,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	岩国市川西石田水路二十五年災害復旧ほか一	同	四,一七六,〇〇〇	三,〇八九,七六〇	二,六一四,八〇〇	九六,〇〇〇	六六三,七二〇 (三四五,八七〇)	設計過大、事業主体負担不足
同	宇部市中川堤塘二十三年災害復旧	宇部	九八五,〇〇〇	六四〇,一五〇	六四〇,一五〇	三三四,七五〇	二二四,〇八七 (五五,二〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	小野田市高泊水路特別鉱害復旧	小野田	六六三,〇〇〇	五三〇,四〇〇	一,〇一六,八〇〇	六九〇,〇〇〇	五五二,〇〇〇 (五五,二〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	下関市新開作農道二十五年災害復旧	下関	一,三八二,〇〇〇	八九八,一五〇	八九八,一五〇	三六八,二三〇	二九三,三五〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	萩市前小畑溜池二十七年災害復旧	萩	二,七〇〇,〇〇〇	一,八〇〇,五〇〇	一,八〇〇,五〇〇	八三六,七一	五三四,七三六	設計過大、事業主体負担不足

(一一一) 同

防府市上右田金波水路二十六年災害復旧ほか三 防府 一,四五四,〇〇〇 二,四四三,一〇〇 五,九四五,一〇〇 三,八三三,〇〇〇 (一,八八八,八〇〇) 出来高不足、事業主体負担不足

(一一二) 同

防府市上右田金波第二水路二十六年災害復旧 防府 九六九,〇〇〇 八二七,一五〇 六五八,三八五 三一五,〇〇〇 (一,四八〇,二五〇) 設計過大、事業主体負担不足

(一一三) 同

厚狭郡殖生町傍示堤塘 殖生町 二,三三〇,〇〇〇 一,四九五,〇〇〇 一,四九五,〇〇〇 七一九,六〇〇 四六七,七四〇 出来高不足、事業主体負担不足

(一一四) 同

厚狭郡王喜村宇津井堤 王喜村 六,六三三,〇〇〇 三,五八七,七〇〇 三,九八七,七〇〇 七〇〇,〇〇〇 四五五,〇〇〇 同

(一一五) 同

阿武郡生雲村白井谷農地二十五年災害復旧ほか一 生雲 二,一三三,〇〇〇 一,〇六六,五〇〇 一,〇六六,五〇〇 一,三三〇,一七二 五八〇,八六六 同

(一一六) 同

阿武郡小川村鍋山溜池二十五年災害復旧ほか一 小川 四,五五四,〇〇〇 二,九五二,一〇〇 二,九五二,一〇〇 一,五八九,七〇〇 一,三三三,三〇〇 同

第二章 第四節 第九 農林省 (一一一七—一二一六)

一一三〇

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 のうち二十八 年度以降交付予 る額を以て 要する額	摘 要
山口県	阿武郡川上村江舟堤塘 二十五年度災害復旧ほか	川上村	二九五,000円	一四九,七五〇円	一四八,七五〇円	六五,五〇三円	四三,〇七七円 (六三,〇〇〇)	出来高不足、事業 主体負担不足
同	阿武郡吉部村管の瀬水 路二十五年度災害復旧	吉部	二二二,000	一三三,八〇〇	一三三,八〇〇	六八,八〇〇	四二,一〇〇	同
同	阿武郡須佐町上三原堤 塘二十五年度災害復旧ほか	須佐町	二六〇,000	一七九,〇〇〇	一一一,五〇〇	九三,〇〇〇	六〇,五二〇 (三九,八五〇)	同
同	阿武郡福川村麦谷水路 二十五年度災害復旧	福川村	三三九,〇〇〇	二二〇,四一五〇	一五五,四四五〇	九六,〇〇〇	六四,八七〇 (六四,八七〇)	同
同	阿武郡弥富村笹目頭首 工二十六年度災害復旧	弥富	二五〇,000	一六五,〇〇〇	一五九,四一〇〇	五〇,〇〇〇	三五,〇〇〇 (三〇,九〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	大島郡安下庄町広池堤 塘二十五年度災害復旧	安下庄町	九三,〇〇〇	五九,三〇〇	五九,三〇〇	三三,七〇〇	二九,七五五	同
同	大島郡沖浦村津海木堤 塘二十五年度災害復旧ほか	沖浦村	一七五,〇〇〇	一三三,三九〇	一三三,三九〇	六三,一〇〇	四四,三七二	出来高不足、事 業主体負担不足
同	玖珂郡伊陸村鍛冶屋浴 水路二十六年度災害復旧 ほか	伊陸	六四〇,000	四八六,六〇〇	四〇七,一〇〇	二〇七,〇〇〇	一五五,六九五〇 (七九,四〇〇)	同
同	玖珂郡河山村大平頭首 工二十六年度災害復旧ほか	河山	二二三,〇〇〇	二〇〇,六八〇	一五二,六四五〇	六六,五五〇	五七,四三三 (四六,一五三)	同
同	玖珂郡玖珂町一の迫二 号水路二十六年度災害復 旧ほか	玖珂町	八三三,000	七八九,六〇〇	五四三,六〇〇	一七二,一〇〇	一〇九,三〇〇 (一〇,九三〇)	同

同	玖珂郡桑根村足谷水路 二十六年度災害復旧	桑根村	九四七,000	七六,〇一〇	六〇一,〇〇〇	三四五,七〇〇	二六,六九三 (一八,四七〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	玖珂郡桑根村宮ヶ谷水 路二十六年度災害復旧	同	二六三,〇〇〇	二一九,〇三〇	一六五,〇七〇	九三,〇〇〇	七九,三三七 (五九,六七〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	玖珂郡坂上村長谷水路 二十六年度災害復旧ほか	坂上村	六〇九,〇〇〇	五二八,三〇〇	三九六,三七〇	九四,七〇〇	七七,四九五 (七七,四九五)	同
同	玖珂郡祖生村中岡山水 路二十六年度災害復旧	祖生	一一五,〇〇〇	九五,八九〇	七四,八〇〇	二九,九〇〇	二四,八五四〇 (二四,八五四〇)	出来高不足
同	玖珂郡通津村棚田川水 路二十六年度災害復旧ほか	通津	四八八,〇〇〇	四〇三,六八〇	三〇九,八九〇	八五,二〇〇	七三,七二〇 (七三,七二〇)	同
同	玖珂郡広瀬町西村頭首 工二十六年度災害復旧	広瀬町	一,〇〇〇,000	八五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	一三三,五五〇 (一〇〇,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	玖珂郡深須村大井手頭 首工二十六年度災害復旧	深須村	一,七〇,〇〇〇	一一七,七五〇	一一三,七五〇	四一,三三〇	二八,八五三 (二八,八五三)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	熊毛郡高水村東原水路 二十六年度災害復旧	高水	九五七,〇〇〇	八三,〇一〇	五七,九〇〇	三五,七〇〇	三〇,七〇〇 (二四,四〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	熊毛郡麻里布村大黒屋 堤塘二十五年度災害復旧	麻里布	三,一九二,〇〇〇	二,七四八,〇〇〇	二,〇四八,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一〇九,三〇〇 (五五,〇三三)	設計過大、事業 主体負担不足
同	熊毛郡八代村白坂水路 二十六年度災害復旧ほか	八代	一,七七,七〇〇	一七七,一五〇	一一二,二四五〇	六九,〇五〇	一八,〇五〇 (一八,〇五〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	佐波郡出雲村船津水路 二十六年度災害復旧	出雲	三二二,〇〇〇	三六,一六〇	二四八,〇〇〇	三三,三〇〇	三六,一六〇 (八七,八〇〇)	粗漏 工事
同	佐波郡出雲村麻生頭首 工二十六年度災害復旧	同	一,三三〇,〇〇〇	一一三,六四〇	九六四,二四四〇	二二〇,九〇〇	一七四,二七四 (一五九,九九〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	井ぞき延長九〇メートルのコンクリート一、八九〇立米は立米当り三、八〇五円、付帯護岸延長六〇メートルの練積石垣六							

第二章 第四節 第九 農林省 (一一一七—一二三九)

一一三一

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 國庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 濟額	補助工費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 うち二十八 年度以降交付す る額 （定額中減額を 要する額）	摘 要
----	-----	------	-------	---------------------	-------------------------------	----------------------	--	-----

五一平米は平米当り一、六二五円で施行したことにしているが、実際はコンクリート立米当り三、四〇〇円、練積石垣平米当り一、三五二円で施行することができ、また、床固木工沈床は九組を施行したことにしているが、実際は一組施行したにすぎないなどのため工事費は一、二三七、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして二、〇九三、六〇〇円のうち二、〇九三、〇〇〇円を負担してゐる。

(一一四〇) 山口県 佐波郡出雲村尾蔵頭首
工二十六年度災害復旧ほ 出 雲 村 六、三三〇、〇〇〇 五、三九七、九〇〇 四、〇九四、九〇〇 三、七〇〇、〇〇〇 (三、二二二、四〇〇) 設計 過 大

右のうち尾蔵頭首工二十六年度災害復旧工事(工事費三、七九〇、〇〇〇円、國庫補助金二〇、九三五、二〇〇円)は井せき延長一五メートルを復旧するもので、床堀四、〇五五立米は立米当り六四四円、えん体、水門等のコンクリート一、七九八立米は立米当り三、六六二円で施行しているが、床堀土の運搬距離が過大であったり、砂利、砂を現場採取することができたため、立米当り床堀五〇二円、コンクリート三、一三六円で施行することができたものである。

(一一四一) 同 佐波郡出雲村上庄方頭
首工二十六年度災害復旧 出 雲 村 三、八四〇、〇〇〇 一、九八三、四三〇 一、四四二、六五〇 一、五四七、〇〇〇 (一、三三七、二四〇) 出来 高 不 足

(一一四二) 同 佐波郡島地村下畑農地
二十六年度災害復旧 島 地 三、一〇〇、〇〇〇 二、二六二、〇〇〇 二、二六二、〇〇〇 八、七〇〇 (一、二六七、〇〇〇) 設計 過 大、事業
主体負担不足

(一一四三) 同 佐波郡八坂村大水除頭
首工二十六年度災害復旧 八坂村土地 改良区 一、三〇一、〇〇〇 一、〇九七、七四〇 八、三七六、〇〇〇 二、五四三、〇〇〇 (一、七九二、一九〇) 出来 高 不 足、事業
主体負担不足

右のうち大水除頭首工二十六年度災害復旧工事(工事費八、二〇〇、〇〇〇円、國庫補助金七、一三四、〇〇〇円)は井せき延長五一メートルを復旧するもので、えん体等は配合比一・三・六コンクリート七〇二立米、玉石コンクリート一・二三立米を施行したことにしているが、実際は一・三・六コンクリート一三〇立米、玉石コンクリート六九五立米を施行したにすぎず、

また、付帯護岸延長二六五メートルの練積石垣八七七平米は控四五センチメートルの石を使用し、胴込コンクリート平米当り〇・一八立米総量一五七立米を施行したことにしているが、実際は控三〇センチメートルのものを使用し、胴込コンクリートを半量程度施行したにすぎないなどのため工事費は國庫補助金を下回る六、九七〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、〇六六、〇〇〇円を全く負担してないばかりでなく一六四、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(一一四四) 同 佐波郡八坂村下庄農地
二十六年度災害復旧 八坂村土地 改良区 五、〇〇三、〇〇〇 三、八〇三、三三〇 三、七二〇、九〇〇 二、四九九、〇〇〇 (一、八七六、四四〇) 設 計 過 大

(一一四五) 同 佐波郡八坂村下庄農道
二十六年度災害復旧 八坂村土地 改良区 三、八五〇、〇〇〇 三、三二〇、二五〇 二、五九四、九五〇 一、五九九、〇〇〇 (九二五、三〇〇) 改良その他補助
の對象として
ならない工事

農道延長五四〇メートルを復旧したことにしているが、実際に被災したのは延長三二〇メートルにすぎず、残りの二二〇メートルは被災の事実がないのに道路の路側石垣を施行している。

(一一四六) 同 佐波郡八坂村田野々頭
首工二十六年度災害復旧 八坂村土地 改良区 一、七四〇、〇〇〇 一、四五六、三六〇 一、〇四六、一〇〇 三、三九、〇〇〇 (二七五、〇〇〇) 設計 過 大、事業
主体負担不足

(一一四七) 同 佐波郡柚野村河内谷堤
塘二十六年度災害復旧ほ 柚 野 村 五、〇三〇、〇〇〇 四、三三三、八〇〇 三、三三〇、七〇〇 一、一六二、〇〇〇 (九六、四六〇) 出来 高 不 足、事業
主体負担不足

(一一四八) 同 佐波郡和田村大河内頭
首工二十六年度災害復旧ほ 和 田 三、三五六、〇〇〇 三、〇四〇、九三〇 二、二九九、三〇〇 四、九六、〇〇〇 (四二六、五九〇) 同

(一一四九) 同 都濃郡鹿野町天子頭首
工二十六年度災害復旧ほ 鹿 野 町 五、六七二、〇〇〇 四、四三七、三六〇 三、一五五、七七〇 一、〇九二、〇〇〇 (八六、二八九〇) 同

(一一五〇) 同 都濃郡鹿野町長野水路
二十六年度災害復旧 同 九、七〇〇、〇〇〇 七、七九七、三〇〇 四、五三三、三〇〇 三、三七〇、〇〇〇 (二六六、三三〇) 設計 過 大、事業
主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一一五一一一五八)

一一三四

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付す る額 を 要する額	摘 要
(一一五二)	山口県	都濃郡須々万村石井手 頭首工二十六年災害復 旧	須々万村 一、四八〇,〇〇〇 円	一、二五〇,〇〇〇 円	九六二,〇〇〇 円	三六〇,〇〇〇 円	二六四,〇〇〇 円	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一五三)	同	豊浦郡菊川刈足頭首 工二十七年災害復旧	菊川 九五〇,〇〇〇	六四二,五〇〇	六四二,五〇〇	三〇〇,七五〇	二四九,九七〇	同
(一一五三)	同	豊浦郡西市町大井手頭 首工二十六年災害復旧	西市町 二、四一〇,〇〇〇	一、五八五,〇〇〇	一、五八五,〇〇〇	四五〇,〇〇〇	二九二,五〇〇	同
(一一五四)	同	美禰郡東厚保村井手ヶ 迫溜池二十六年災害復 旧	東厚保村 二、三三三,〇〇〇	一、五九〇,〇〇〇	一、五九〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	二六六,〇〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
計			二六、三三三,〇〇〇	二五、二八八,九九〇	二六、三三三,〇〇〇	四八、九五四,九〇六	三八〇,一六二,〇三 (二二〇,三三,七九)	
(一一五五)	徳島県	徳島市名東町溜池二十 四年災害復旧	徳島市 七九〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	七九〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	粗漏工事
(一一五六)	同	小松島市江田井堰二十 五年災害復旧	小松島 一、一三〇,〇〇〇	七五七,五〇〇	七五七,五〇〇	四二二,六二八	二七五,五八八	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一五七)	同	鳴門市桑島護岸二十五 年災害復旧	鳴門 三、三三三,〇〇〇	二、二四四,四〇〇	一、二〇四,四〇〇	五五五,九三三	三七八,八五六 (三七八,八五六)	同
(一一五八)	同	鳴門市斎田堤塘二十五 年災害復旧	同 一、六四四,〇〇〇	一、〇六一,六〇〇	六四〇,〇〇〇	一、六四四,〇〇〇	一、〇六一,六〇〇 (四三二,六〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足

掛水路堤とう延長一、二九〇メートルを復旧するもので、盛土二、七三二立米は二キロメートルの地点から良質の土を運搬し、また、法面筋芝二、九九五平米を施行したこととしているが、実際は同水路のしゅんせつ軟弱土二、一七二立米を水路の両側に盛土した程度でつき固めを行わず、筋芝も一、一九八平米を施行したにすぎず、また、土留コンクリート擁壁は高さ一・一メートル、上幅二五センチメートル、下幅五〇センチメートルで配合比一・三・六のコンクリート一〇八立米を

施行したこととしているが、実際は粗悪な玉石コンクリートで高さ八〇センチメートル、上幅二五センチメートル、下幅四〇センチメートルで総量五五立米を施行したにすぎず出水があれば堤とう盛土は崩壊のおそれがあり、堤とう復旧の目的を達していない状況で工事費は国庫補助金を下回る六九四、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている五八二、四〇〇円を全く負担していかないばかりでなく三八七、六〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(一一五九)	同	阿波郡伊沢村五味知水 路二十五年災害復旧は か二	伊沢村 七五五,〇〇〇	四八五,七五〇	三、〇五五,九五〇	二、七六六,五六〇	一、七四四,二 (一、五三三,一五八)	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一六〇)	同	阿波郡大俣村原水路二 十五年災害復旧	大俣 一、〇〇〇,〇〇〇	九一〇,〇〇〇	九一〇,〇〇〇	六五五,七六〇	四三三,七五七	設計過大、事業 主体負担不足
(一一六一)	同	阿波郡土成村西原溜池 二十五年災害復旧	土成土地改 良区 一、〇八六,〇〇〇	七五九,〇〇〇	七五九,〇〇〇	四〇一,六五〇	二二一,〇七三	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一六二)	同	阿波郡林町中坪水路二 十四年災害復旧	林 町 二、二二五,〇〇〇	一、七四七,七五〇	一、七四七,七五〇	七四〇,二五〇	四二一,一六二	同
(一一六三)	同	板野郡大津村新池樋門 高潮災害復旧	大津村新池 水害予防組 合 九四〇,〇〇〇	六、一一〇,〇〇〇	六、一一〇,〇〇〇	一、二八九,〇〇〇	七七七,二八五	設計過大、事業 主体負担不足
(一一六四)	同	板野郡大津村地盤沈下 対策	大津村 九、〇八八,三三三	四、五〇四,四一一	二、六三三,〇〇〇	五、七〇七,〇〇〇	一、八五〇,〇〇〇 (一、八五〇,〇〇〇)	同
(一一六五)	同	板野郡川内村高潮災害 復旧	川内 一、四二五,〇〇〇	七、一四四,〇〇〇	六、五〇〇,〇〇〇	三、九一〇,〇〇〇	一、九四〇,〇〇〇 (一、九四〇,〇〇〇)	同
(一一六六)	同	板野郡北島町一田地区 地盤沈下対策ほか一	北島町 一、六五七,〇〇〇	八、〇二八,五〇〇	四、一四四,〇〇〇	三、九一〇,〇〇〇	一、九七五,〇〇〇 (一、九七五,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足

農地四八町の客土九三、二二八立米は立米当り八五四五〇で五六、七二八立米、一三五五円で三六、四九〇立米施行したこととして、実際は全量を立米当り六〇〇円で施行したもので工事費は一〇、三七〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして七、一四五、〇〇〇円のうち三、九二〇、〇〇〇円を負担している。

農地四六町一反の客土七三、六七六立米は立米当り一三五五円で施行したこととしているが、実際は立米当り九五五円で五五、二二〇立米、一、一五五円で二二、〇〇〇立米を施行したもので工事費は二二、一〇七、〇〇〇円で足り、事業主体はその

一一三五

第二章 第四節 第九 農林省 (一一六七—一一七五)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額	摘 要
徳島県	板野郡坂東町林谷溜池 二十六年災害復旧	坂東町	一八二,000 円	一一七,150 円	六七,150 円	七二,000 円	五〇,180 円 (五二,800 円)	設計過大、事業 主体負担不足
同	板野郡堀江村牛屋島地 盤沈下対策	堀江村	10,000,000	五,150,000	二,四五〇,000	六六五,000	三三,150 円 (三三,150 円)	同
同	板野郡松茂村一円地盤 沈下対策ほか二	松茂土地改 良区	二二,150,000	五,五七六,500	四,八七六,000	三五,〇〇〇,000	一三,五〇1,500 円 (一三,五〇1,500 円)	同
同	農地二四三町三反の客土五五三、五九九立米は立米当り一三八円で四七一、一三七立米、 一九五円で八二、四六二立米を施 行したとして行っているが、実際は立米当り八七円から一三五円で五〇八、四一九立米、 一〇九円で二九、七〇〇立米を施行 したもので工事費は八六、一五〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして行っている 五五、五七六、五〇〇円のうち二 五、〇〇三、〇〇〇円を負担して行なう。	同上	二二,150,000	五,五七六,500	四,八七六,000	三五,〇〇〇,000	同上	
同	板野郡松茂村広島堤塘 高潮災害復旧ほか一	中喜来土地 改良区	三六九,000	一八七,850 円	一一八,200 円	九四,500 円	六三,950 円 (五九,500 円)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	板野郡松島町下原排水 路二十五年災害復旧	松島町	二,〇〇〇,000	一,三〇〇,000	六三九,600	五〇〇,000	三三,500 円 (三三,500 円)	同
同	麻植郡学島村学水路二 十五年災害復旧	麻植西部土 地改良区	一,三三〇,000	八〇四,700	八〇四,700	四三三,000	二八1,645 円 (二八1,645 円)	同
同	麻植郡西尾村敷水路二 十六年災害復旧	西尾村	一,165,000	七七七,250	七七七,250	四三三,175	二八1,554 円 (二八1,554 円)	同
同	海部郡浅川村海老ヶ池 堤塘高潮災害復旧	浅川	1,100,000	七六〇,000	七六〇,000	三六〇,000	三三〇,000 円 (三三〇,000 円)	同
同	海部郡日和佐町弁才天 農地高潮災害復旧	日和佐町	1,188,000	五九四,000	五九四,000	四三三,000	二二,500 円 (二二,500 円)	同

同	勝浦郡生比奈村沼江農 地二十五年災害復旧	生比奈村	二,九11,000	一,四五五,500	一,四五五,500	七三八,000	三六九,000 円 (三六九,000 円)	同
同	勝浦郡横瀬町三溪農地 二十五年災害復旧	横瀬町	七,三三〇,000	三,六五六,500	三,六五六,500	八八〇,000	四九〇,000 円 (四九〇,000 円)	同
同	那賀郡大野村久留米田 水路二十四年災害復旧	那賀川南岸 土地改良区	一,七四〇,000	一,〇八1,100	七四九,950	五〇四,170	三三七,111 円 (三三七,111 円)	同
同	那賀郡大野村久留米田 井堰二十五年災害復旧	同	一,四三七,919	九四四,147	八三三,900	三五八,919	三三三,297 円 (三三三,297 円)	設計過大、事業 主体負担不足
同	那賀郡加茂谷村宮谷農 地二十五年災害復旧	加茂谷村	四,八七九,000	二,四三九,500	五〇〇,000	四六九,000	三三〇,000 円 (三三〇,000 円)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	那賀郡桑野町津の末護 岸二十五年災害復旧	桑野町	一,四三三,000	九四三,800	九四三,800	六二2,000	六三,500 円 (六三,500 円)	設計過大、事業 主体負担不足
同	那賀郡坂野町常盤和田 津開地盤沈下対策	北部土地改 良区	三,九五六,000	一,九七五,800	一,八六四,300	六〇三,300	三三〇,165 円 (三三〇,165 円)	同
同	農地五二町六反の客土二二一、三〇八立米は立米当り一三八円で施行したとして行っているが、 実際は一一七円で施行した もので工事費は三三三、四八三、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして行っている 一九、七五八、〇〇〇円のうち六、〇三 三、〇〇〇円を負担して行なう。	同上	三,九五六,000	一,九七五,800	一,八六四,300	六〇三,300	同上	
同	那賀郡坂野町和田島開 新田坂野地盤沈下対策	四ツ利井土 地改良区	三,九四四,000	三,九七三,000	一九九八,500	10,562,000	五,二八1,000 円 (五,二八1,000 円)	設計過大、事業 主体負担不足
同	農地九二町八反五畝の客土三三三六、〇三八立米は立米当り一三八円で施行したとして行っているが、 実際は一一七円で施行し たもので工事費は五三三、二八二、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして行っている 三二、九七二、〇〇〇円のうち一〇、 五六二、〇〇〇円を負担して行なう。	同上	三,九四四,000	三,九七三,000	一九九八,500	10,562,000	同上	
同	那賀郡羽ノ浦町下広瀬 井堰二十五年災害復旧	下広瀬土地 改良区	三,八四八,000	二,五〇1,200	一,五九〇,000	1,117,210	七六,187 円 (七六,187 円)	設計過大、事業 主体負担不足
同	那賀郡平島村苅屋水路 二十五年災害復旧	平島村	一,五八〇,000	八七七,000	五五1,450	八二六,000	五三六,900 円 (五三六,900 円)	同
同	那賀郡見能林村大瀧堤 塘地盤沈下対策	見能林	一,五六三,000	八10,500	四四〇,000	七四三,250	四10,250 円 (四10,250 円)	出来高不足、事 業主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一一七六—一一八六)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付す る額 中減額を 要する額	摘 要
徳島県	那賀郡見能林村新浜水路延長一、四六八メートルの復旧にあたり、土留から石積二、二六三平米は割石控三〇センチメートルのものを使用し裏込り石平米当り〇・二立米総量四五三立米を施行したこととして、実際は控二五センチメートルのものを使用し裏込り石は全く施行しなかつたため一部崩壊している。なお、工事費は一、六六四、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして八九六、〇〇〇円を全く負担していない。	見能林村	二、五〇〇,〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇	二、五〇〇,〇〇〇	一、六四〇,〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
同	美馬郡穴吹町土場井堰	穴吹土地改良区	三、九二一,〇〇〇	二、五五一,五〇〇	二、五五一,五〇〇	五四三,〇〇〇	三、三六八,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	美馬郡口山村宮内橋梁	口山村	六、二四〇,〇〇〇	四、〇五六,〇〇〇	三、二八〇,五五〇	七三二,五五元	四七六,一五〇	同
同	美馬郡重清村竹の内農道二十五年度災害復旧	重清	一、一〇〇,〇〇〇	七二五,〇〇〇	七二五,〇〇〇	五八一,〇〇〇	三七七,六〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	美馬郡半田町井井川水路二十五年度災害復旧	半田町	八三三,〇〇〇	五四一,四五〇	三三三,〇〇〇	八三三,〇〇〇	五四一,四五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
同	美馬郡脇町南排水路二十四年度災害復旧	脇	六八五,〇〇〇	四四四,二五〇	四四四,二五〇	六八五,〇〇〇	四四四,二五〇	同
同	三好郡井内谷村西浦排水路二十五年度災害復旧	井内谷村	一、七五二,〇〇〇	一、一五三,七五〇	一、一五三,七五〇	四四四,〇〇〇	二九二,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	三好郡昼間町小川谷護岸二十五年度災害復旧	昼間町	一、九三三,〇〇〇	七五五,四五〇	七五五,四五〇	一、一三三,〇〇〇	七五五,四五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
同	三好郡昼間町叶谷水路二十五年度災害復旧	同	一、二〇六,〇〇〇	七八三,九〇〇	五九〇,八五〇	四三三,一〇〇	二七四,三六五	出来高不足、事業主体負担不足

(一一九六) 同	名東郡上八万村一宮橋梁二十五年度災害復旧	上八万村	三、七五〇,〇〇〇	二、四七五,〇〇〇	二、四七五,〇〇〇	五八二,五〇〇	三、一六七,五〇〇	設計過大、事業主体負担不足
計			三、七五〇,〇〇〇	二、四七五,〇〇〇	二、四七五,〇〇〇	五八二,五〇〇	三、一六七,五〇〇	

(一一九七) 香川県	丸亀市中津地区高潮災害復旧	塩屋農業協同組合	四、一〇〇,〇〇〇	二、七九九,〇〇〇	一、〇六五,〇〇〇	一、二三四,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(一一九八) 同	大川郡三本松町古川堤塘地盤沈下対策	三本松町	一、一八〇,〇〇〇	六四二,五〇〇	六四二,五〇〇	四七七,五〇〇	二五八,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一一九九) 同	木田郡水上村加味池堤塘二十四年度災害復旧	水上村農業協同組合	一、五七六,〇〇〇	一、〇一五,七〇〇	一、〇一五,七〇〇	三三〇,〇〇〇	三三八,〇五〇	同
(一二〇〇) 同	仲多度郡龍川村原田井堰二十七年災害復旧	龍川村	一、五四〇,〇〇〇	一、〇〇一,〇〇〇	五八五,〇〇〇	五九七,〇〇〇	三三八,〇五〇	同
(一二〇一) 同	三豊郡大見村浅津頭首工高潮災害復旧	大見村農業協同組合	二、〇七三,〇〇〇	一、三四七,四五〇	八七七,五〇〇	五九五,〇〇〇	三六六,七五〇	同
(一二〇二) 同	三豊郡上高瀬村末中池二十六年度災害復旧	上高瀬村	一、七六〇,〇〇〇	一、一五七,〇〇〇	六二二,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(一二〇三) 同	三豊郡上高野村宮川水路二十四年度災害復旧	上高野村土地改良区	二、五〇〇,〇〇〇	一、六二五,〇〇〇	九四二,五〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇八,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一二〇四) 同	三豊郡柞田村山田堤塘高潮災害復旧	柞田村農業協同組合	二、六〇〇,〇〇〇	一、六九〇,〇〇〇	一、五〇九,三〇〇	五二二,〇〇〇	三三八,〇五〇	同
(一二〇五) 同	三豊郡五郷村鷺の首頭首工二十六年度災害復旧	五郷村	一、一三四,〇〇〇	七七七,一〇〇	五四三,〇〇〇	四三三,〇〇〇	一九九,〇〇〇	出来高不足
(一二〇六) 同	三豊郡高室村室本新田地区水路高潮災害復旧	高室村農業協同組合	二、七六〇,〇〇〇	一、八八七,〇〇〇	七三二,九〇〇	四九二,一〇〇	三九九,八〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一二〇七) 同	三豊郡財田村小原池および吉池二十四年度災害復旧	財田村	一、三三六,〇〇〇	九七四,〇〇〇	一九五,〇〇〇	六三三,〇〇〇	四一〇,八〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一二〇八) 同	三豊郡吉津村上条瀬座溜池二十六年度災害復旧	吉津	一、九三三,〇〇〇	一、二七五,九〇〇	二二九,〇〇〇	六五八,〇〇〇	四二七,七〇〇	同

第二章 第四節 第九 農林省 (一一〇九—一二一六)

二四〇

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付す る額 定額中減額を 要する額	摘 要
計			二四八〇,二〇〇	一五九六,八〇〇	八九八,〇五〇	六五七,五〇〇	四一九,四〇〇 (三,四七四,九〇〇)	
(一一〇九)	愛媛県	松山市堀江町大城溜池 二十七年災害復旧	受益者共同 施行	四,二七〇,〇〇〇	二,七五〇,〇〇〇	九六二,一〇〇	六五,三五五	設計過大、事業 主体負担不足
(一一一〇)	同	今治市近見中井出地盤 沈下対策	同	二,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一一一)	同	今治市鳥生高潮災害復 旧	同	三,一三〇,〇〇〇	一,〇三四,五〇〇	一五七,六二五〇	七三,四二一 (四,五六二,五〇〇)	同
(一一一二)	同	西条市枯木地区地盤沈 下対策	西 条 市	五,七七七,〇〇〇	二,八八三,五〇〇	四〇八,二〇〇	二,〇四二,〇〇〇	粗 漏 工 事
(一一一三)	同	遊水路延長三六五メー トル、潮遊内堤とう潮止壁延長二七一メー トルおよび排水路延長三〇〇メー トル計九三六メー トルの擁壁コンクリートは上幅一五センチ メートルから三〇センチメートル、下幅 三〇センチメートル、下幅六〇センチ メートル、その他の六六二メートルは いづれも上幅、下幅とも八センチ メートルで 総量二七九立米を配合比の悪いコン クリートで施行したため工事の施行が 粗漏となつてゐる。	西条市船屋 地区改良区 新居浜市	八,〇〇〇,〇〇〇	五,三三九,〇〇〇	四八八,八〇〇	六四七,六〇〇 (三,一七〇,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(一一一四)	同	新居浜市沢津堤塘高潮 災害復旧	新居浜市	四,五〇〇,〇〇〇	二,九五〇,〇〇〇	二,九五〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	同
(一一一五)	同	伊予郡原町村新井手井 堰二十六年災害復旧	受益者共同 施行	二,九六六,〇〇〇	一,九九二,二〇〇	三,八五〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇 (五,一〇,〇〇〇)	同
(一一一六)	同	宇摩郡金田村池ノ奥水 路二十五年災害復旧	同	一,〇〇〇,〇〇〇	八四五,〇〇〇	一〇八,五〇〇	三〇,〇〇〇 (二,三三〇,〇〇〇)	同

(一一一七)	同	宇摩郡蕪崎村堤塘高潮 災害復旧	同	七六九,〇〇〇	五二八,七五五	五二八,七五五	五五八,六七〇	同
(一一一八)	同	宇摩郡川之江町護岸高 潮災害復旧	受益者共同 施行	四六七,〇〇〇	三〇三,五五〇	三〇三,五五〇	九四八,〇〇〇	同
(一一一九)	同	宇摩郡川之江町宮之谷 水路二十四年災害復旧	同	三,〇三九,〇〇〇	二,〇五七,九〇	二,〇八五,七九〇	八六二,三五九	同
(一二二〇)	同	宇摩郡小富士村藤原堤 塘地盤沈下対策	同	二,七五五,九〇	一,七五二,六一	一,七五二,六一	六七六,五九	設計過大
(一二二一)	同	宇摩郡関川村榎川井堰 二十五年災害復旧	同	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	五三二,〇〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(一二二二)	同	宇摩郡関川村大股井堰 二十五年災害復旧	同	三,五〇〇,〇〇〇	二,二七四,九九	二,二七四,九九	一,二四二,二五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(一二二三)	同	宇摩郡関川村古河井堰 二十五年災害復旧	同	一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	一,八五〇,〇〇〇	四七,四〇〇 (三,一〇,三二〇)	同
(一二二四)	同	同宇摩郡豊岡村長田水 路二十四年災害復旧	同	二,八〇三,〇〇〇	一,八二二,九五〇	一,六六五,三〇〇	九八一,〇五〇 (二,五六六,五〇〇)	同
(一二二五)	同	宇摩郡長津村堤塘二十 五年災害復旧	同	一,〇九七,〇〇〇	七三三,〇五〇	七三三,〇五〇	三三三,九五〇	同
(一二二六)	同	宇摩郡三島町護岸二十 四年災害復旧	同	二,八七四,〇〇〇	一,八六八,一〇〇	一,八六八,一〇〇	一,三三四,〇〇〇	同
(一二二七)	同	越智郡小西村脇護岸二 十五年災害復旧	同	一,〇六八,〇〇〇	六九四,二〇〇	四八七,五〇〇	四九九,三〇〇 (二,六七,〇〇〇)	架空工事、事業 主体負担不足
(一二二八)	同	越智郡富田村東村溜池 二十七年災害復旧	同	一,〇〇〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	三二二,〇四〇 (三,〇一七,二五)	設計過大、事業 主体負担不足
(一二二九)	同	越智郡日高村高橋水路 二十四年災害復旧	同	一,一六八,〇〇〇	七五九,二〇〇	三三三,〇〇〇	四六五,七三〇 (三,〇一七,二五)	出来高不足、事 業主体負担不足
(一二三〇)	同	温泉郡伊台村溜池二十 七年災害復旧	伊 台 村	二,〇〇〇,〇〇〇	一,三〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	四二〇,〇〇〇	同
(一二三一)	同	温泉郡河野村茶ノ木溜 池二十七年災害復旧	河 野	一,六六五,〇〇〇	一,〇八二,二五〇	一,〇八二,二五〇	三六〇,〇〇〇	設計過大、事業 主体負担不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一二一七—一二三二)

二四一

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付 済額	補助工 事費 から除 外す べき額	同上に對 する補助 金相 当額 うち二十 八年 度以降 交付す る額 を 要する額	摘 要
愛媛県	温泉郡五明村上山溜池 二十七年災害復旧	五明村	三六五,000円	二四三,三〇〇円	二四三,三〇〇円	三九,二四九円	二五八,八八二円	設計過大、事業 主体負担不足
同	温泉郡立岩村溜池二十 七年災害復旧	立岩	一五五,000円	一〇〇,七五〇円	一〇〇,七五〇円	七六,八六九円	四九九,六五四円	出来高不足、事 業主体負担不足
同	温泉郡北条町潮遊池護 岸高潮災害復旧	受益者共同 施行	五二九,000円	三三六,五〇〇円	一八九,九九五円	一九六,五〇〇円	一,一九九,〇五一 (一九九,〇五一)	同
(一二三五)	温泉郡北条町堤塘高潮 災害復旧	受益者共同 施行	三二八,000円	二〇九,一七〇円	二〇九,一七〇円	一,二六三,〇〇〇円	七三三,〇九五円	出来高不足、事 業主体負担不足
(一二三六)	喜多郡榑生村水路二十 五年災害復旧	榑生村	一〇四,000円	六七,六〇〇円	六七,六〇〇円	三六四,〇〇〇円	二六六,〇〇〇円	同
(一二三七)	喜多郡天神村溜池二十 五、二十七年災害復旧	天神	三二五,000円	二〇四,七五〇円	六五,一〇〇円	三,一五〇,〇〇〇円	一,三三三,五〇〇円 (一,三三三,五〇〇円)	改良その他補助 の対象として ならない工事
(一二三八)	喜多郡南久米村長谷水 路二十四、二十五年災 害復旧	南久米	一四二,000円	九二,五六〇円	五,四七五,九五円	九,三八八,八六円	六,〇七二,四四 (三,七〇,七五)	出来高不足、事 業主体負担不足

護岸延長九八七間および門三箇所の復旧にあたり、護岸七三三間は側壁コンクリート九三立坪を、また、二五二間は練積石垣三五二面坪を、控七寸の玉石を使用し、胴込コンクリート面坪当り〇・〇五立坪総量一七立坪で施行したことから、実際はすべて玉石練積石垣で八四二面坪を控五寸の玉石を使用し、胴込コンクリート面坪当り〇・〇三立坪総量一〇立坪を施行したにすぎないなどのため工事費は国庫補助金を下回る三、二九一、四六〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、八五一、五〇〇円を全く負担していないばかりでなく一四七、〇四〇円の剰余を生ずることとなる。

喜多郡南久米村長谷水路二十四、二十五年災害復旧 南久米 一四二,000 九二,五六〇 五,四七五,九五 九,三八八,八六 (六,〇七二,四四 (三,七〇,七五) 出来高不足、事業主体負担不足

〇・〇五立坪総量二五立坪、裏込ぐり石〇・〇九立坪から〇・二立坪総量六九立坪を施行したことにしているが、実際は四〇六面坪を控八寸のものを使用し、胴込コンクリート〇・〇三立坪総量二二立坪、裏込ぐり石〇・〇六立坪総量二四立坪を施行したにすぎず、また、二十五年に被災した水路延長九四四メートルの練積石垣四、五〇九平米は控三五センチメートルの雑割石を使用し、胴込コンクリート〇・一七立坪総量七六六立坪、裏込ぐり石〇・二四立坪総量一、〇八二立坪を施行したことにしているが、実際は二、七二四平米を控二五センチメートルのものを使用し、胴込コンクリート〇・〇六立坪総量一六三立坪、裏込ぐり石〇・一五立坪総量四〇八立坪を施行したにすぎず、工事費は両工事を合わせ、国庫補助金を下回る四、八九一、一六二円で足り、事業主体はその負担したとして四、九七三、五〇〇円を全く負担していないばかりでなく四、三四五、三三八円の剰余を生ずることとなっている。

(一二三九)	周桑郡石根村本社谷水路二十五年災害復旧	石根村	一、八〇,〇〇〇円	七六,七〇〇円	一五,三五〇円	四四,〇〇〇円	二七五,六〇〇円	出来高不足
(一二四〇)	周桑郡榑河村河原津護岸高潮災害復旧	榑河	五七九,000円	三七六,五〇〇円	三七六,五〇〇円	一,一五八,〇〇〇円	七五二,七〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(一二四一)	周桑郡壬生川町大新田水路高潮災害復旧ほか	壬生川町土地改良区	三六〇,一三三円	八三五,九〇七円	七九,〇三三円	二一八,〇六四円	一四一,七四三円 (四三,八七五)	同
(一二四二)	周桑郡三芳村六反池潮遊高潮災害復旧	三芳村	一四四,000円	九九,七五〇円	五四,六〇〇円	五〇,九三九円	三三,一〇六円 (三三,一〇六)	出来高不足、事業主体負担不足
(一二四三)	周桑郡吉井村今在家飛行場堤塘二十六年災害復旧ほか	吉井	一三六,四三〇,〇〇〇円	八八,九九三,五〇〇円	六三,四二一,五〇〇円	四,四八八,八八〇円	二,八六七,七三 (二,八六七,八九)	同

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 までに交付 済額	補助工 事費 から除外 すべき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八年 度以降交付予 要する額	摘 要
----	-----	------	-------	---------------------	------------------------------	---------------------------	--	-----

右のうち、

(1) 今在家飛行場堤塘災害復旧工事(工事費五、三五五、〇〇〇円、国庫補助金三、四八〇、七五〇円)は堤とう護岸延長九九〇メートルを復旧するもので、盛土八、三一四立米、練積石垣一、六五〇平米を平米当り胴込コンクリート〇〇八立米総量一三二立米、裏込ぐり石〇・二五立米総量四二二立米で施行したこととして、実際は盛土四、四八九立米、練積石垣は胴込コンクリート〇〇二立米総量三三三立米、裏込ぐり石〇・一立米総量一六五立米を施行したにすぎず、また、波返しは配合比一・三・六のコンクリート二〇七立米を施行したこととして、実際は玉石コンクリートで一四八立米を施行しているにすぎないなどのため工事費は三、五八五、一七〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、八七四、二五〇円のうち一、七六九、八三〇円を負担していな。

(2) 今在家護岸地盤沈下対策事業(工事費八、二九〇、〇〇〇円、国庫補助金五、三八八、五〇〇円)は護岸延長六〇〇間を復旧するもので、盛土二、七五〇立坪および練積石垣七四一面坪は割石控一尺二寸のものを使用し胴込コンクリート面坪当り〇・二立坪総量八一立坪で施行したこととして、実際は盛土一、三六七立坪、練積石垣は控一尺のものを使用し胴込コンクリート面坪当り〇・四立坪総量二九立坪を施行したにすぎないなどのため工事費は五、七一一〇、九五〇円で足り、事業主体はその負担したとして二、九〇一、五〇〇円のうち二、五七九、〇五〇円を負担していな。

(一二四四) 愛媛県 新居郡泉川町下泉排水 泉川町 一、二〇〇,〇〇〇円 七三,五〇〇円 五〇〇,〇〇〇円 三三,七〇〇円 (二九四四) 出来高不足、事業主体負担不足

(一二四五) 同 新居郡大保木村鶴ノ滝 大保木村 四、五〇〇,〇〇〇円 二九七,〇〇〇円 一、一七〇,〇〇〇円 四、五〇〇,〇〇〇円 (二九七〇) 改良その他補助の対象としてはならない工事

井せき延長七四メートルの復旧を二十七年六月完成したこととして、実際は住友共同電力株式会社と同井せきの上流約五千メートルの地点に発電用取入口を新設したことによる農業用水減少の補償工事として同会社の負担により四、〇

三〇、七五一円で復旧したもので、事業主体は本件補助金をもって査定外に水路約五千メートルの補修工事を実施中である。

計	新居郡中萩町岸之下排水路 二十五年災害復旧	中萩町	二、一〇〇,〇〇〇円	一四九,五〇〇円	五五,〇〇〇円	八〇,〇〇〇円	五,一〇〇,〇〇〇円	架空工事、事業主体負担不足
(一二四七) 高知県	高知市鴨田井堰二十四年災害復旧	高知市	九四〇,〇〇〇円	六三六,〇〇〇円	六三六,〇〇〇円	九四〇,〇〇〇円	六三六,〇〇〇円	粗漏 工事
(一二四八) 同	安芸郡馬の上村大丁頭首工二十七年災害復旧	馬の上村	九四〇,〇〇〇円	六四六,〇〇〇円	六四六,〇〇〇円	三四四,〇〇〇円	三三六,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(一二四九) 同	安芸郡北川村安倉井堰二十五年災害復旧	北川	二、三〇〇,〇〇〇円	一、五二四,〇〇〇円	一、三二七,〇〇〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	(一九二四〇〇)	同
(一二五〇) 同	安芸郡吉良川町細松井堰二十四年災害復旧	吉良川町農業協同組合	九六二,〇〇〇円	六二五,三〇〇円	六二五,三〇〇円	九六二,〇〇〇円	六二五,三〇〇円	粗漏工事、事業主体負担不足
(一二五一) 同	安芸郡田野町立岡頭首工二十六年災害復旧	田野町土地改良区	二、六〇〇,〇〇〇円	一、六九〇,〇〇〇円	一、六九〇,〇〇〇円	五二〇,〇〇〇円	三三、一五〇円	出来高不足、事業主体負担不足
(一二五二) 同	安芸郡奈利町野友頭首工二十三年災害復旧	本村部村	二、七〇七,〇〇〇円	一、七五九,五五〇円	一、七五九,五五〇円	三三〇,〇〇〇円	二二四,五〇〇円	同
(一二五三) 同	安芸郡西分村向梅水路二十六年災害復旧	西 分	九四六,〇〇〇円	六四九,〇〇〇円	六四九,〇〇〇円	三三二,一〇〇円	二二五,二五〇円	同
(一二五四) 同	安芸郡羽根村浜口堤塘二十四年災害復旧	羽根村土地改良組合	二、一〇三,〇〇〇円	一、三〇八,四五〇円	一、三〇八,四五〇円	三、〇〇〇,〇〇〇円	三二七,五〇〇円	同
(一二五五) 同	安芸郡安田町焼山頭首工二十六年災害復旧	安 田 町	二、五五〇,〇〇〇円	一、六四七,七五〇円	一、六四七,七五〇円	九六二,〇〇〇円	六〇一,九〇〇円	同
(一二五六) 同	高岡郡浦の内村西分頭首工二十六年災害復旧	浦の内村	九八〇,〇〇〇円	五八七,七〇〇円	五八七,七〇〇円	九八〇,〇〇〇円	五八七,七〇〇円	粗漏工事、事業主体負担不足
(一二五七) 同	高岡郡越知町坂折橋梁二十六年災害復旧	越 知 町	二、六〇〇,〇〇〇円	一、六六〇,〇〇〇円	一、六六〇,〇〇〇円	二、七〇〇,〇〇〇円	(四三、五五〇円)	出来高不足、事業主体負担不足

県名	工	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額	摘要
高知県	高岡郡上分村西の沖頭 首工二十六年災害復旧	上分村	一、三六〇,〇〇〇円	八八四,〇〇〇円	八八四,〇〇〇円	三三三,〇〇〇円	二〇九,三〇〇円	出来高不足、事業 主体負担不足
同	高岡郡川内村谷口川堤 塘二十六年災害復旧	川内	一、〇〇六,〇〇〇	七四三,九〇〇	七四三,九〇〇	六二四,〇〇〇	三四九,九〇〇	同
同	高岡郡窪川町若宮頭首 工二十六年災害復旧ほか 三	窪川町農業 協同組合	四、七三三,〇〇〇	三,〇〇〇,八〇〇	三,〇〇〇,八〇〇	一,五二七,三〇〇	九六二,七二二	同
同	高岡郡仁井田村山株水 路二十六年災害復旧ほか 一	仁井田村	三、二五五,〇〇〇	一、九三七,六五〇	一、九三七,六五〇	九九九,一一〇	六〇〇,〇七六	同
同	高岡郡東又村志和水路 二十六年災害復旧ほか 一	東又村	二、九三三,〇〇〇	一、八二二,八〇〇	一、八二二,八〇〇	一、〇三六,九〇〇	六三三,九六五	同
同	高岡郡戸波村宮の内堤 塘二十六年災害復旧	戸波	三、四二二,〇〇〇	二、二二二,六五〇	二、二二二,一〇〇	七七七,〇〇〇	(四、五九八、〇〇〇) (五、一四四、〇〇〇)	同
同	高岡郡松葉川村秋丸頭 首工二十六年災害復旧	孝斗俵市生 原土地改良 区	二、四〇〇,〇〇〇	一、五七七,〇〇〇	九九三,五〇〇	八四七,〇〇〇	(五、〇五〇、〇〇〇) (五、〇五〇、〇〇〇)	同
同	長岡郡野田村上座内水 路二十三年災害復旧	御免町野田 村組合	九八五,〇〇〇	六四〇,一五〇	六四〇,一五〇	三三四,〇〇〇	二二〇,六〇〇	同
同	幡多郡大方町浮津堤塘 二十三年災害復旧	大方町	九八八,〇〇〇	六四二,一〇〇	六四二,一〇〇	三四五,八〇〇	三三三,〇七〇	同
同	幡多郡清水町加久見水 路二十六年災害復旧	清水	九八四,〇〇〇	五九二,九五〇	五九二,九五〇	三九九,〇〇〇	二四〇,〇〇〇	同

計

福岡県	朝倉郡夜須村日吉溜池 二十五年災害復旧	夜須村	四、八五〇,〇〇〇	三、五二二,五〇〇	二、四九二,一〇〇	六二〇,〇〇〇	三六六,五〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
同	浮羽郡浮羽町欠町頭首 工二十六年災害復旧	浮羽町	一、二五六,〇〇〇	七五七,〇〇〇	七五七,〇〇〇	四〇五,〇〇〇	二六三,四四三	同
同	浮羽郡浮羽町大石堰頭 首工二十五、二十六年 災害復旧	大石堰土地 改良区	三、四四〇,〇〇〇	八〇九,〇〇〇	三、五五六,五〇〇	二、五七〇,五〇〇	(一、〇七〇、〇五〇) (一、〇七〇、〇五〇)	同
同	えん体から石張六、三八五平米に使用した野づら石一〇七、一一八箇およびびり石三二五立米はすべて二四キロメートル運 搬したこととしているが、実際はびり石の全量および野づら石三六、五九七個は現場採取のものまたは在石で施行し一五、 六二四個は二・八キロメートルから運搬しているため工事費は九、八八九、五〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして いる四、三六一、〇〇〇円のうち二、五七〇、五〇〇円を負担していない。		四、七二二,〇〇〇	二、六八七,七〇〇	二、五〇〇,一〇〇	一、三七二,二五〇	八八三、八五二 (一、三九九、〇〇〇) 三六六、五〇〇 (三、九六五、〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
同	遠賀郡岡垣村戸切溜池 二十六年災害復旧	岡垣村	九九四,〇〇〇	六四六,一〇〇	六四六,一〇〇	四一五,〇〇〇	二九九,七五〇	設計過大、事業 主体負担不足
同	嘉穂郡鎮西村茶屋頭首 工二十六年災害復旧	鎮西	九四五,〇〇〇	六四二,一五〇	六四二,一五〇	三三〇,七五〇	二四九、六七	出来高不足、事 業主体負担不足
同	鞍手郡若宮町金生水路 二十七年災害復旧	若宮町	一、七五九,〇〇〇	一、〇〇〇,〇五〇	一、一三〇,三三〇	四九〇,〇〇〇	二七八、八五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	田川郡赤村油須原頭首 工二十五年災害復旧ほか 一	赤村	三、四二二,〇〇〇	二、三三三、六五〇	一、八七二,〇〇〇	一一九、七三〇	(三、五九六、〇〇〇) (三、五九六、〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	田川郡添田町向河原井 堰二十四年災害復旧	添田町	二、四六二,〇〇〇	一、五九九、六五〇	一、五九九、六五〇	八六、三五〇	五九九、八七七	同
同	田川郡勾金村唐子頭首 工二十四年災害復旧	勾金村	二、〇五九,〇〇〇	一、三三八、五五〇	一、三三八、五五〇	四七九,〇〇〇	三二二、三五〇	設計過大、事業 主体負担不足
同	築上郡築城村一の頭首 工二十六年災害復旧	築城	二、五〇〇,〇〇〇	一、六二五,〇〇〇	七五二,五〇〇	三二二,〇〇〇	(一〇二、一五〇) (一〇二、一五〇)	同

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 予定額を 要する額	摘 要
福岡県	築上郡築城村奥迫溜池	築城村	二三五,000 円	一四六,一五〇 円	一三〇,九〇〇 円	七〇〇,000 円	四五五,000 円 (一五九,000)	出来高不足、事業主体負担不足
	筑紫郡太宰府町松川護岸二十四年災害復旧	太宰府町	九三,000	五九,三四五	五九,三四五	六三,000	四二,七五〇	設計過大、事業主体負担不足
	三井郡大堰村恵利堰頭首工二十六年災害復旧	床島江戸水道以上用水組合	九六五,000	六二八,二五〇	一三〇,五〇〇	二五五,000	一,六三四,七〇〇 (一六三,四七五)	出来高不足、事業主体負担不足
	石張えん堤九、九〇〇平米のうち決壊部分一、〇五〇平米は割石のから張とし、九、九〇〇平米に上張コンクリート九九〇立米、目地コンクリート二九七立米施行したことにしているが、実際は決壊の張石は野づら石を使用し目地コンクリートは全く施行していないため工事費は八、五五〇,〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている三、三二一、七五〇円のうち一、一五、〇〇〇円を負担していなす。							
計	三瀨郡三瀨村高三瀨水路二十六年災害復旧	三瀨村土地改良区	一、六三六,000	一、〇六三,四〇〇	六九九,五〇〇	六七二,000	四三六,八〇〇 (一三六,四五〇)	出来高不足
佐賀県	小城郡北山村四本松頭首工二十六年災害復旧	北山村	一四〇,000	八七,一〇〇	八七,一〇〇	一四〇,000	八七,一〇〇	粗漏工事
	藤津郡嬉野町範の裏水路二十四年災害復旧	嬉野町農業協同組合	一,一七〇,000	七六,〇〇〇	七,二〇,二〇〇	五〇,000	三五一,六五〇	設計過大、事業主体負担不足
	藤津郡嬉野町宮の瀬井堰二十五年災害復旧	同	一,二七〇,000	八二五,五〇〇	三五,九〇〇	四四二,000	二八七,三〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
	計		三、六六〇,000	二,四五六,〇〇〇	一,九四七,一〇〇	二,四四〇,000	一,五一〇,九五〇	

長崎県	大村市松原伏原堤塘二十六年災害復旧	大村市	二、二八〇,000	一、四一九,六〇〇	二六四,五五〇	一、四四〇,000	七四三,六〇〇 (七四三,六〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
	北高来郡森山村害堰路二十四年災害復旧	森山村	一、四四〇,000	八七一,〇〇〇	四七,七〇〇	四一,五〇〇	二六七,四九〇 (一六七,四九〇)	同
	北松浦郡佐々町里井堰二十六年災害復旧	佐々町	一、一六〇,000	七四,〇〇〇	五,二〇,000	三三,〇〇〇	二二,九九〇 (二二,九九〇)	同
	北松浦郡新御厨町農地二十三年災害復旧	新御厨	四三九,七〇〇	二一九,一〇〇	二,二六,一〇〇	一,五八七,000	七三,一〇〇	設計過大
	北松浦郡新御厨町廻田新田堤塘二十六年災害復旧	同	三,〇〇〇,000	一,九六九,五〇〇	三九,七五〇	三九,000	一,五三三,五〇〇 (一五三,三五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
	東彼杵郡折尾瀬村後谷溜池二十三年災害復旧(ほか一)	折尾瀬村	三、六四八,000	二,三七一,一〇〇	一,四三,一〇〇	八九二,000	五七九,一五〇 (三三三,三〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
	東彼杵郡下波佐見村中山護岸二十五年災害復旧	下波佐見	二,二五〇,000	一,四二一,五〇〇	一,〇一一,〇〇〇	七〇〇,000	四四三,〇〇〇 (四三,一五〇)	設計過大、事業主体負担不足
	南高来郡大正村下夏峰堤塘二十五年災害復旧	大正	一,五八五,000	一,〇〇〇,一五〇	七〇,五〇〇	五,一〇,000	三三,一五〇 (三三,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
	計		一,九五九,四〇〇	一,二〇七,六五〇	六六七,〇五〇	五,九七六,五三〇	三,六四六,二九四 (二,五八八,三九四)	
	熊本県	荒尾市菰屋上井堰二十四年災害復旧	荒尾市生産農業協同組合連合会	一,〇七六,000	六九九,四〇〇	六九九,四〇〇	三七六,六〇〇	二四四,七〇〇
宇土郡緑川村京泊堤塘二十六年災害復旧		緑川村	一,四一七,〇〇〇	九二一,〇五〇	三七二,五〇〇	四六三,〇〇〇	三〇〇,九五〇 (四〇〇,九五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
菊池郡菊池村長田井堰二十五年災害復旧		菊池	一,〇七〇,000	七〇八,五〇〇	一九五,〇〇〇	三五〇,000	二二七,五〇〇 (一三七,五〇〇)	同
球磨郡一武村前田地区護岸二十五年災害復旧		一武村農業協同組合	一,三三〇,000	七九三,〇〇〇	七九三,〇〇〇	四〇〇,000	二七三,〇〇〇	同

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 うち二十八 年度以降交付 する額を 要する額	摘 要
熊本県	球磨郡木上村野間排水 路二十五年度災害復旧	木上村	二,五三〇,〇〇〇円	一,六四四,三〇〇円	一,六四四,三〇〇円	三九〇,〇〇〇円	二,一五三,〇〇〇円	出来高不足、事業主体負担不足
同	球磨郡黒肥地村上幸坂 堤塘二十六年災害復旧 ほか一	黒肥地	二,二七五,〇〇〇	一,四七六,七五〇	八四五,〇〇〇	七七五,〇〇〇	五〇三,七五〇 (一三〇,七五〇)	同
同	球磨郡湯前町大谷川水 路二十五年度災害復旧 ほか一	湯前町	三,六四四,〇〇〇	二,一七五,一〇〇	一,一九四,〇〇〇	八三,〇〇〇	五四〇,一五〇 (一五五,五〇〇)	同
同	球磨郡四浦村初神排水 路二十四年度災害復旧 ほか一	四浦村	五,一五〇,〇〇〇	三,四三三,四三〇	二,四七九,九三〇	八六〇,〇〇〇	五五九,〇〇〇 (二六〇,〇〇〇)	同
同	下益城郡豊野村安見橋 二十六年災害復旧	豊野	一,一五〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	三三五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇 (六五〇,〇〇〇)	改良その他補助の 対象としては ならない工事
同	下益城郡豊福村豊福水 路二十四年度災害復旧	豊福村農業 協同組合	八〇〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	五三〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二七五,〇〇〇 (六五〇,〇〇〇)	出来高不足、事業 主体負担不足
同	玉名郡米富村南田原溜 池二十五年度災害復旧	米富村	一,一〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇 (一八八,五〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
計			三三,〇一三,〇〇〇	一四,〇七五,三〇〇	九,六六一,一四〇	七,五五五,六六〇	一八,八八五,一四〇 (二,八四五,五〇〇)	
大分県	佐伯市小田頭首工二十 六年災害復旧	佐伯市	九七〇,〇〇〇	六〇一,五五〇	六〇一,五五〇	四七二,四四五	三〇〇,〇六六 (一四一,四四五)	出来高不足、事業 主体負担不足
同	宇佐郡北馬城村丸迫溜 池二十五年度災害復旧	北馬城村	一,〇八〇,〇〇〇	六九九,五〇〇	五五五,一五〇	三七二,三二四	二四一,四四〇 (一六三,五〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足

(一三〇六)	同	宇佐郡高並村下船木上 頭首工二十六年災害復 旧	高並	一,四三三,〇〇〇	九五〇,九五〇	九五〇,九五〇	四二七,二二〇	二七三,六八 五七五,七〇〇	出来高不足、事業 主体負担不足
(一三〇七)	同	宇佐郡津房村千福井堰 二十六年災害復旧	津房	三,八六四,〇〇〇	二,五一一,六〇〇	一,九三三,五五〇	八八五,七三三	五七五,七〇〇 (三三,一四六)	設計過大、事業 主体負担不足
(一三〇八)	同	宇佐郡豊川村山田池二 十五年災害復旧	豊川	一,五四〇,〇〇〇	一,〇〇一,〇〇〇	六二一,〇〇〇	五四〇,七三三	三五一,四四六 (一五一,四六)	同
(一三〇九)	同	北海道郡大在村舞子の 浜堤塘二十五年度災害復 旧	大在	三,〇九三,〇〇〇	二,一〇一,四三〇	六八二,三六〇	八三四,六一〇	五四二,四四六 (四二四,四九六)	出来高不足、事業 主体負担不足
(一三一〇)	同	北海道郡坂ノ市町久原 水路二十六年災害復旧 ほか一	坂ノ市町	二,七二〇,〇〇〇	一,七六一,五〇〇	九二一,五〇〇	六七四,〇〇〇	四三六,一〇〇 (四二八,五〇〇)	同
(一三一〇)	同	北海道郡佐賀関町小黒 農道二十五年災害復旧	佐賀関	一,五六〇,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇	九六三,六五〇	四三〇,〇〇〇	二七九,五〇〇 (四三,五〇〇)	同
(一三一〇)	同	北海道郡深萩村迫溜池二 十四、二十六年災害復 旧	深萩村農業 協同組合お よび深萩村	四,〇六四,〇〇〇	二,六四一,六〇〇	一,三三一,一五〇	四,〇六四,〇〇〇	二,六四一,六〇〇 (一,一〇八,四四五)	粗漏工事、事業 主体負担不足

二十四年に被災したため、池堤と、延長三五メートルは深萩村農業協同組合が事業主体となり、切土二三八立米、はがね土四六四立米、腹土三、六四三立米を施行したこととしているが、実際は切土二二三立米、はがね土三、二六九立米、腹土三、三六六立米を施行したにすぎないばかりでなく、つき固めが不十分であったため、工事粗漏で二十六年十月再度決壊し、さらに、二十七年深萩村が事業主体となり、九八〇,〇〇〇円で同堤と、延長二五メートルの切土九九八立米、はがね土一、七九二立米、腹土七、八六七立米を施行したこととしているが、実際は切土七八二立米、腹土三、二〇四立米を施行しただけで、はがね土は全く施行していないばかりでなく、つき固めも不十分なため、工事粗漏である。なお、工事費は十四年災害分七九六、一五〇円、二十六年災害分一、二九〇,〇〇〇円で、いずれも、国庫補助金を下回り、事業主体はその負担したとして、一、四二二、四〇〇円を全く負担していないばかりでなく、五五五、四五〇円の剰余を生ずることとなっている。

第二章 第四節 第九 農林省 (一三〇六—一三一一)

(一三一一)	同	下毛郡山国村大井手頭 首工二十七年災害復旧	山国村	一,一四〇,〇〇〇	七四一,〇〇〇	五二一,六五〇	一,一四〇,〇〇〇	七四一,〇〇〇 (三九三,五〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
--------	---	--------------------------	-----	-----------	---------	---------	-----------	----------------------	-------------------

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金額 のうち二十八 年度以降交付す る額 (定額中減額を 要する額)	摘 要
(一三二四) 大分県	西国東郡三浦村舟子迫溜池二十六年災害復旧	三浦村	一、五六〇、〇〇〇 円	七五二、二五〇 円	四九〇、〇〇〇 円	四〇四、七五〇 円	二、六三〇、〇〇〇 (二五二、一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一三二五) 同	西国東郡三重村篠子頭首工二十六年災害復旧	三重	一、三二八、〇〇〇	八六六、七〇〇	六〇〇、〇〇〇	四六二、〇〇〇	二、九八八、〇〇〇 (二五六、一〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一三二六) 同	速見郡北杵築村五田頭首工二十七年災害復旧	北杵築	一、〇四〇、〇〇〇	六九九、五〇〇	三三三、〇〇〇	一、〇四〇、〇〇〇	六九九、五〇〇 (三四五、〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三二七) 同	速見郡北杵築村石山溜池二十五年災害復旧	同	二、四三三、〇〇〇	一、四七六、六二五	一、四七六、六二五	八七六、八〇〇	五三六、二三三	出来高不足、事業主体負担不足
(一三一八) 同	南海郡郡青山村棚野頭首工二十六年災害復旧	青山村	一、四七五、〇〇〇	九五六、七五〇	三三三、五〇〇	五四六、四二二	三、五五一、七四〇 (三五五、七四〇)	同
(一三一九) 同	南海郡郡木立村大野溜池二十六年災害復旧	大野谷土地改良区	一、六五六、〇〇〇	一、〇七二、四〇〇	七五五、九〇〇	一、一五六、〇〇〇	七、五二四、〇〇〇 (三〇、〇四〇)	設計過大、事業主体負担不足
(一三二〇) 同	南海郡郡下堅田村西野頭首工二十六年災害復旧	下堅田村	一、一六二、〇〇〇	七三三、七〇〇	六三八、五〇〇	三、四三三、三六〇	三、三三〇、〇〇〇 (八五、一五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一三二一) 同	南海郡郡直川村大津留頭首工二十五年災害復旧	直川	二、三九〇、〇〇〇	一、五三三、五〇〇	一、五三三、五〇〇	二、三九〇、〇〇〇	一、五三三、五〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
計			三、八八九、五〇〇	二、二九四、五七五	一、五二七、一八五	一、六九九、五二二	一一、〇四九、六三四 (五、一〇九、三五九)	
(一三二二) 宮崎県	宮崎市片之田護岸二十五年災害復旧	受益者共同施行	一、一五〇、〇〇〇	七四七、五〇〇	七四七、五〇〇	一、一五〇、〇〇〇	七四七、五〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三二三) 同	小林市仲吾塚護岸二十年災害復旧	小林市	三、六五八、〇〇〇	二、三七七、七〇〇	二、三七七、七〇〇	一、二六〇、〇〇〇	八、三三二、五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一三二四) 同	小林市長者井堰二十五 年災害復旧	受益者共同施行	五、一〇〇、〇〇〇	三、一五五、〇〇〇	三、一五五、〇〇〇	一、七九七、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三二五) 同	日南市松永井堰二十四 年災害復旧	東郷土地改良区	一、五九〇、〇〇〇	一、〇三三、五〇〇	一、〇三三、五〇〇	八四〇、〇〇〇	五、四六、〇〇〇	同
(一三二六) 同	日南市楠原護岸二十五 年災害復旧	受益者共同施行	二、九五〇、〇〇〇	一、九一七、五〇〇	一、九一七、五〇〇	四、四四六、八五〇	二、八九〇、四四五	同
(一三二七) 同	日南市楠原護岸二十五 年災害復旧	飲肥農業協同組合	一、五二〇、〇〇〇	九六二、七〇〇	九四三、〇〇〇	四〇七、二五〇	二、五七二、六七九 (一八七、五〇)	同
(一三二八) 同	日南市山下農道二十四 年災害復旧	受益者共同施行	一、一六五、〇〇〇	七五七、二五〇	七五七、二五〇	一、一六五、〇〇〇	七五七、二五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三二九) 同	日南市沼川用水路二十 六年災害復旧	吾田農業協同組合	一、七五〇、〇〇〇	一、一四二、二五〇	一、〇九二、五〇〇	五、一五、〇〇〇	三、三三八、〇〇〇 (二七、五〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一三三〇) 同	日南市野中溜池二十三 年災害復旧	受益者共同施行	一、五二〇、〇〇〇	九八八、〇〇〇	九八八、〇〇〇	一、五二〇、〇〇〇	九八八、〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三三一) 同	延岡市川島溜池二十六 年災害復旧	同	一、一六六、〇〇〇	七七七、四〇〇	七三三、〇〇〇	四、四三、〇〇〇	三、三三三、〇〇〇 (四四、〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(一三三二) 同	日向市龜崎堤塘二十六 年災害復旧	日向市	一、五九〇、〇〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	三、三三、〇〇〇	六、二八二、〇〇〇	四、〇一八、三三三 (四〇、八三三)	同
(一三三三) 同	日向市塩見護岸二十五 年災害復旧	受益者共同施行	二、八五〇、〇〇〇	一、八三三、五〇〇	一、三三三、〇〇〇	一、〇九〇、一六一	六、九五六、六九九 (六一七、五〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三三四) 同	都城市沖水井堰二十五 年災害復旧	高木原土地改良区	四、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(一三三五) 同	井せき延長一〇三メート ルはえん体を高さ二メ ートル、幅九・三メート ルとし玉石コンクリート 九五四立米、止水壁コン クリート一六六立米を 施行したとして、厚さ二 センチメートルで配合比 一・四・八程度のコンク リート二四八立米を被覆 しただけで、止水壁コン クリートを全く施行せ ず工事が著しく粗漏で ある。なお、工費は国庫 補助金を下回る一、七九 七、八〇八円で足り、事 業主体はその負担した として、八〇〇、〇〇〇 円を全く負担していな いばかりでなく、八〇二 、一九二円の剰余を生 じたこととなっている。	沖水農業協同組合	一、〇九〇、〇〇〇	六九五、五〇〇	四九七、七五〇	三、三三三、〇〇〇	二、〇〇二、一九二	出来高不足、事業主体負担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年 度までに 交付した 額	補助工事費 から除外 すべき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十 八年 度以降交付 する額	摘 要
宮崎県	都城市有里堤塘二十五 年災害復旧ほか一	五十市農業 協同組合	二六二,000 円	一六六,五〇〇 円	六二,七〇〇 円	一,〇三,三九八 円	六九,一五八 円 (六七,八八六)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	北諸郡高崎町柏木井 堰二十五年度災害復旧	受益者共同 施行	七六〇,000	四七四,000	四七四,000	二,10,000	一,〇六,五〇〇 円	同
同	井ぞき延長四八メートルは えん体を配分比八・四の玉石 コンクリートで二八八立米を 施行したことにしているが、 実際はえん体および水たたき を五・七の玉石コンクリート で、止水壁を一・四・八程 度のコンクリートで施行し、 また、付帯練石積護岸二、〇 四四平米は平米当り胴込コ ンクリート〇・〇八立米、 裏込ぐり石〇・三立米、 総量六一・三立米を施行した ことにしているが、実際は 九五〇平米に胴込、裏込なし で施行したため工事費は 五、三三〇,〇〇〇円で足り、 事業主体はその負担したと して一、四七二、〇〇〇円を 全く負担していない。	受益者共同 施行	一,110,000	七二,五〇〇	七二,五〇〇	四五〇,三三三	二九,三七三	出来高不足、事 業主体負担不足
同	北諸郡庄内町東農道 二十四年度災害復旧	受益者共同 施行	一,110,000	七二,五〇〇	七二,五〇〇	四五〇,三三三	二九,三七三	出来高不足、事 業主体負担不足
同	北諸郡庄内町新開堤 塘二十六年度災害復旧	庄内町	一,三10,000	一,〇五三,000	九三〇,150	四〇四,000	二二六,六〇〇 (一三六,八五〇)	同
同	北諸郡三股町長田用 水路二十五年度災害復旧	受益者共同 施行	一,五二五,000	九二二,五〇〇	九九二,五〇〇	七七七,000	四六〇,050	同
同	北諸郡三股町植木井 堰二十五年度災害復旧	同	一,114,000	七五,六〇〇	七五,六〇〇	四〇〇,000	二七九,五〇〇	同
同	北諸郡山田村和田前 井堰二十四年度災害復旧	同	1,100,000	六〇,000	六〇,000	三三七,000	二四一,六〇〇	同
同	児湯郡都於郡村中水流 井堰二十五年度災害復旧	都於郡村	1,020,000	七八,五〇〇	七八,五〇〇	五〇〇,四九九	三三八,三四四	同

同	児湯郡都於郡村山田溜 池二十五年度災害復旧	同	1,510,000	九八八,000	七五,000	一,二四四,六六九	八〇九,〇〇〇 (七三三,〇〇〇)	架空工事、事業 主体負担不足
同	児湯郡新田村金丸堰用 水路二十三年災害復旧	金丸堰土地 改良区	1,000,000	六五〇,000	六五〇,000	三五六,000	三三,四〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
同	児湯郡新田村大和溜池 二十五年度災害復旧	新田村	三,五〇〇,000	二,1七五,000	一,五14,二五〇	七〇〇,000	四四五,〇〇〇 (四四五,〇〇〇)	同
同	東臼杵郡門川町尾畑頭 首工二十六年度災害復旧	門川町	1,100,000	七五,000	五〇六,六五〇	四八二,五〇	三七一,八六三 (10八,三五〇)	同
同	東臼杵郡北方村上水流 堤塘二十四年度災害復旧	受益者共同 施行	1,510,000	九八,一五〇	九八,一五〇	五10,000	三三,五〇〇	同
同	東臼杵郡北方村笠下堤 塘二十五年度災害復旧	北方村	1,910,000	1,1三六,九五〇	1,1三六,九五〇	五九二,000	三六四,八〇〇	同
同	東臼杵郡北方村中野頭 首工二十六年度災害復旧	受益者共同 施行	1,513,000	八九,四五〇	八五,一七〇	三六六,000	一三七,九〇〇 (〇七,七五〇)	同
同	東臼杵郡北川村夕風堤 塘二十四年度災害復旧	同	1,120,000	八五,五〇〇	六九五,五〇〇	三二四,000	110,100 (110,000)	同
同	東臼杵郡北川村本村堤 塘二十五年度災害復旧	同	二,三六〇,000	1,5四七,000	1,1二五,三八五〇	六六八,000	四三,四10 (二九,190)	設計過大、事業 主体負担不足
同	東臼杵郡北川村深崎護 岸二十四年度災害復旧	同	二,五五〇,000	1,六五七,五〇〇	1,1二〇,七三三	五10,000	三三,150 (三1,500)	出来高不足、事 業主体負担不足
同	東臼杵郡南方村鹿越堤 塘二十五年度災害復旧	同	二,1六三,000	1,四〇五,九五〇	1,四〇五,九五〇	四三二,150	二八〇,六三三	同
同	東諸郡郡本庄町須志田 井堰二十四年度災害復旧	同	1,000,000	九10,000	七四四,150	七九,000	四六七,三三〇 (1六五,七五〇)	同
同	南那珂郡榎原村流合頭 首工二十六年度災害復旧	榎原村	二,020,000	1,110,五〇〇	1,1二九,五〇〇	四六五,九五〇	二九二,二六 (15,000)	同
同	南那珂郡大東村高則農 道二十六年度災害復旧	大東	1,六九三,000	1,100,四五〇	1,〇五三,100	三五1,〇六〇	三三,八二八 (四七,三三〇)	同
同	南那珂郡北郷村梅檀井 堰二十四年度災害復旧	受益者共同 施行	1,590,000	1,〇三三,五〇〇	1,〇三三,五〇〇	四二八,000	二七八,二〇〇	同

第二章 第四節 第九 農林省 (一三五九—一三六八)

二五六

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額のうち 二十八年度 以降交付す る額	摘 要
宮崎県	南那珂郡酒谷村西之園 井堰二十五年度災害復旧	受益者共同 施行	1,000,000 円	910,000 円	910,000 円	475,000 円	308,887 円	設計過大、事業 主体負担不足
	南那珂郡酒谷村秋山井 堰二十四年度災害復旧	同	2,150,000 円	1,397,500 円	1,397,500 円	621,000 円	397,800 円	出来高不足、事 業主体負担不足
	南那珂郡福島町前鶴井 堰二十四年度災害復旧	福島町農業 協同組合	2,270,000 円	1,755,500 円	1,516,775 円	1,000,000 円	651,950 円	同
	南那珂郡福島町武佐衛 門河原水路二十四年度災 害復旧	受益者共同 施行	1,765,000 円	1,247,250 円	1,147,250 円	540,000 円	334,100 円	同
	南那珂郡細田町片平原 井堰二十五年度災害復旧	同	1,700,000 円	1,105,000 円	1,105,000 円	340,000 円	331,000 円	出来高不足、事 業主体負担不足
	南那珂郡木城村下千野 樋門二十六年度災害復旧	下千野土地 改良区	3,345,000 円	2,272,250 円	2,042,400 円	840,000 円	505,500 円	設計過大、事業 主体負担不足
	宮崎郡生目村九日田溜 池二十五年度災害復旧	受益者共同 施行	1,480,000 円	871,000 円	698,850 円	1,340,000 円	871,000 円	粗漏工事、事業 主体負担不足
	宮崎郡田野町飯屋原護 岸二十五年度災害復旧	同	1,000,000 円	600,000 円	600,000 円	335,000 円	247,750 円	出来高不足、事 業主体負担不足
鹿兒島 県	川内市庄籠水路二十五 年度災害復旧	受益者共同 施行	1,130,000 円	743,500 円	743,500 円	1,130,000 円	743,500 円	粗漏工事、事業 主体負担不足
	川内市宮内地区堤塘二 十四年度災害復旧	同	2,350,000 円	1,527,500 円	1,527,500 円	570,000 円	370,500 円	出来高不足、事 業主体負担不足
計			91,230,000 円	59,210,000 円	53,478,850 円	33,691,319 円	22,877,597 円	
			1,130,000 円	743,500 円	743,500 円	1,130,000 円	743,500 円	
			2,350,000 円	1,527,500 円	1,527,500 円	570,000 円	370,500 円	

(一三六九) 同	始良郡東襲山村世田地 区水路二十六年度災害復 旧	東襲山村	1,394,000 円	906,100 円	621,450 円	348,335 円	236,411 円	同
(一三七〇) 同	出水郡高尾野町下原橋 梁二十六年度災害復旧は か	高尾野町	3,940,000 円	2,561,000 円	1,119,050 円	940,000 円	611,000 円	同
(一三七一) 同	薩摩郡蘭牟田第二芦谷 地区農道二十四年度災害 復旧	受益者共同 施行	910,000 円	598,000 円	598,000 円	331,000 円	209,300 円	同
(一三七二) 同	薩摩郡永利村石神地区 水路二十六年度災害復旧	永利村	1,500,000 円	1,080,000 円	608,100 円	400,000 円	311,000 円	同
計			11,334,000 円	7,367,100 円	5,220,700 円	3,790,335 円	2,446,711 円	
合計			3,286,926,326 円	1,993,551,181 円	1,388,949,335 円	777,588,239 円	507,333,997 円	

(一) 漁 港 施 設

(一三七三) 漁港施設について市、町、村、水産業協同組合等の団体が施行する災害復旧工事に対する本院の実地検
 (一三四五) 査は、北海道ほか三七都府県の工事現場二、八九一のうち一〇・七%に相当する三一・一その工事費一、二六二、
 九六六、三六四四(国庫補助金八八〇、〇四三、六七四円)に及んだが、その結果は、農業施設と同様に防波堤の
 中詰石および捨石の規格、コンクリートの打設量等が設計と相違していたり、在石の使用可能量を過少に積算
 していたり、捨石等の単価数量を過大に見積つたり、またはその施行が全般的に粗漏で国庫補助金交付の目的
 を達していないなどのため国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の三五・三%に

相当する一一〇に上り、その額四六、八四二、六四五円に達した。しかも、農業施設と同様に事業主体が正当な自己負担を免かれていることの判明したものが、そのうち七五・四％に相当する八三、三九一、二八九円の多額に上っている。

漁港工事に対する国庫補助金は、水産業協同組合の維持管理に属するものについては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律により、また、市、町、村等の地方公共団体の維持管理に属するものについては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)によることとなっているが、その補助率は後者が前者に比べて高率となつてはいるばかりでなく、漁港管理者がまだ指定されていない関係もあり、実際には同組合が維持管理しているものでも形式上市、町、村を施行者として高率の補助を得しようとする傾向が強く、市、町、村は工事の実際を末端組合等に一任して単なる国庫補助金の取次機関に化しているものが多い。しかも、このようなものうちに、正当な自己負担をしないばかりでなく、国庫補助金を下回る額で請け負わせ国庫補助金に剰余を生じたこととなつてはいるものが相当に発見されている状況である。

いま、漁港施設関係の不当工事一一〇のうち、国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものを事業主体および事項別にあげると左表のとおり七三件四二、六四〇、七〇三円で、そのうち代表的な事例を説明すると次のとおりである。

(1) 愛媛県東宇和郡高山村が施行した高山漁港災害復旧工事は、五、五〇〇、〇〇〇円(国庫負担金四、九一七、

〇〇〇円)で防波堤を復旧したとして中請り石およびならし石の施行が設計より少量で足りたため工事費は国庫負担金を下回る一、五五〇、〇〇〇円で足り、同村はその負担したとして五八三、〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく三、三六七、〇〇〇円の剰余を生じたこととなっている。

(設計
事業主体
過
負担不足)

(2) 福岡県築上郡西角田村が施行した西角田漁港災害復旧工事は、七、五八八、〇〇〇円(国庫負担金六、五二五、六八〇円)で防波堤を割石練積で施行したとして中請り石の施行が著しく粗漏で工事費は国庫負担金を下回る四、四九〇、〇〇〇円で足り、同村はその負担したとして一、〇六二、三二〇円を全く負担していないばかりでなく二、〇三五、六八〇円の剰余を生じたこととなっている。

(粗漏
工事
事業主体
負担不足)

(3) 佐賀県東松浦郡呼子町小川島漁業協同組合が施行した小川島漁港災害復旧工事は、四、三六一、〇〇〇円(国庫補助金二、五六六、四五〇円)で船揚場およびけい船護岸を復旧したとして中請り石の施行が著しく粗漏で工事費は国庫負担金を下回る四、四八八、一〇〇円を全く負担していない。

(出来高
不足
事業主体
負担不足)

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 国庫負担(補 助)金相当額 うち二十八 年度以降交付 を要する額	摘 要
(一三七三)	岩手県	気仙郡吉浜村根白漁港	七五,000	五九,二一〇	五九,二一〇	一六,七九〇	二〇四,三六〇	出来高不足
(一三七四)	千葉	安房郡白浜町島崎東漁港 二十三年災害復旧	一九九,000	一三〇,〇五〇	一三〇,〇五〇	五五,〇八〇	三五六,〇一〇	設計過大
(一三七五)	同	安房郡富浦町富浦漁港 二十五年災害復旧	三三二,000	二二四,一〇〇	二二四,一〇〇	三六,〇〇〇	二八八,五三〇	出来高不足
(一三七六)	同	安房郡太海村太夫崎漁港 二十五年災害復旧	九三,000	五五,九四〇	五五,九四〇	三七,七〇一	三三〇,一〇五	出来高不足、事業主体負担不足
(一三七七)	同	市原郡八幡町八幡漁港 二十四年災害復旧	一,四〇〇,000	八七〇,八〇〇	八七〇,八〇〇	五四四,〇〇〇	三三二,八四八	設計過大、事業主体負担不足
(一三七八)	同	君津郡大貫町大貫漁港 二十六年災害復旧	一,三三八,七八	八六二,八八	六七〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二二四,四〇〇	出来高不足
計			八,六三,七八	五,七二七,二六八	五,五七九,九八〇	二,二二一,五〇一	一,三八,一七五	
(一三七九)	石川県	鳳至郡兜村甲漁港二十五年災害復旧	一九〇〇,000	一三二,八〇〇	一三二,八〇〇	五八,一六〇	四〇〇,五二四	出来高不足、事業主体負担不足
(一三八〇)	同	鳳至郡三波村藤波、矢波漁港二十五年災害復旧	四,三三〇,000	三,〇九二,三〇〇	三,〇九二,三〇〇	三六〇,三三〇	三三三,七五七	出来高不足
計			六,三三〇,000	四,四一〇,七〇〇	四,四一〇,七〇〇	九四〇,六六〇	六七七,二七一	
(一三八一)	福井県	坂井郡雄島村安島漁港 二十五年災害復旧	一,五五四,000	一,〇一〇,一〇〇	九七二,六〇〇	四二一,〇〇〇	三七七,一五〇	出来高不足、事業主体負担不足
計			一,五五四,000	一,〇一〇,一〇〇	九七二,六〇〇	四二一,〇〇〇	三七七,一五〇	

(一三八二)	同	丹生郡国見村大丹生漁港 二十五年災害復旧	一八八,八〇〇	一三〇,七〇〇	二七八,四〇〇	五〇一,二〇〇	三六六,〇〇〇	同
(一三八三)	同	丹生郡四ヶ浦町宿漁港 二十五年災害復旧	二六四,〇〇〇	一四六,一〇〇	一六七,二〇〇	五八七,〇〇〇	三二四,三三〇	同
(一三八四)	同	丹生郡城崎村米の漁港 二十五年災害復旧	四三九,〇〇〇	二三四,五六〇	二三四,一五〇	七六六,〇〇〇	三六五,五〇〇	同
(一三八五)	同	丹生郡城崎村高佐漁港 二十五年災害復旧	三四八,〇〇〇	二二四,七七〇	三四一,一五〇	三五八,〇〇〇	二二七,七〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一三八六)	同	三方郡三方町常神漁港 二十五年災害復旧	二二五,〇〇〇	一三九,八八〇	七四五,九五〇	三七〇,〇〇〇	一四〇,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
計			一,六〇五,〇〇〇	九六七,〇〇〇	五九七,〇五〇	二,九四四,〇〇〇	一,七六六,〇〇〇	
(一三八七)	静岡県	庵原郡由比町由比漁港 二十三年災害復旧	五,七七〇,000	三,八五三,〇〇〇	三,八五三,〇〇〇	六二一,〇三九	四〇七,五三三	設計過大
(一三八八)	同	賀茂郡安良里村安良里漁港 二十五年災害復旧	二二五,〇〇〇	一七三,〇〇〇	一七三,〇〇〇	三七四,二七一	三〇四,二七一	出来高不足、事業主体負担不足
(一三八九)	同	賀茂郡城東村大川漁港 二十四年災害復旧ほか	八四三,二八〇	七三三,四〇〇	七三三,四〇〇	一,三九九,九九九	一一六,九九二	出来高不足
(一三九〇)	同	賀茂郡下河津村谷津漁港 二十四年災害復旧	一〇一,二六〇	九三,九四〇	九三,九四〇	七三,三〇〇	六四六,三五六	設計過大、事業主体負担不足
(一三九一)	同	賀茂郡下河津村見高漁港 二十六年災害復旧	二八六,二〇〇	一九四,六〇〇	一六四,〇〇〇	三八九,五二二	二六五,六四七	出来高不足、事業主体負担不足
(一三九二)	同	賀茂郡白浜村白浜漁港 二十四年災害復旧	一,〇五九,〇〇〇	八二二,〇〇〇	八二二,〇〇〇	五四八,〇〇〇	四二五,二四八	出来高不足
(一三九三)	同	賀茂郡仁科村仁科漁港 二十七年災害復旧	二,三三三,〇〇〇	一,四八八,〇〇〇	九三三,三三〇	三八二,〇〇〇	二五四,七九四	出来高不足、事業主体負担不足
(一三九四)	同	賀茂郡浜崎村外浦漁港 二十三年災害復旧	一,〇四〇,〇〇〇	六二六,〇〇〇	六二六,〇〇〇	五三三,〇〇〇	三九九,九五〇	出来高不足

第二章 第四節 第九 農林省 (一三八二—一三九四)

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 国庫負担(補 助)金額(うち 二十八年度 度以降交付予 定額中減額を 除く)	摘 要
(一三九五) 静岡県	賀茂郡南崎村長津呂漁港二十五年度災害復旧	長津呂漁業協同組合	二,101,000	一,100,000	一,100,000	四,011,000	二,101,000	設計過大、事業主体負担不足
(一三九六) 同	田方郡宇佐美村宇佐美漁港二十四年度災害復旧	宇佐美村	一,910,000	一,817,000	一,817,000	九四四,000	八八,六九六	同
計			五,四九一,000	四,七三四,000	四,六三六,014	六,四四一,101	四,九四三,九三九 (五,004,447)	
(一三九七) 愛知県	渥美郡福江町小中山漁港二十五年度災害復旧	福江町	二,三三四,000	一,五八九,七七	一,五八九,七七	二,三三三,四〇〇	一,五八九,七七	粗漏工事、事業主体負担不足
計			二,三三四,000	一,五八九,七七	一,五八九,七七	二,三三三,四〇〇	一,五八九,七七	
(一三九八) 京都府	舞鶴市字千歳千歳漁港二十五年度災害復旧	千歳漁業協同組合	三,四九四,000	二,171,100	六五四,000	四四四,000	一,八八六,〇〇〇 (二,八八六,〇〇〇)	出来高不足
(一三九九) 同	与謝郡養老村岩ヶ鼻漁港二十五年度災害復旧	養老村	八八六,000	六10,000	六10,000	八八六,000	六10,000	粗漏工事、事業主体負担不足
計			四,三八〇,000	二,七八一,100	一,二六四,000	一,三三〇,000	八九六,〇〇〇 (一,八八六,〇〇〇)	
(一四〇〇) 島根県	簸川郡北浜村小津漁港二十四年度災害復旧	北浜	一,131,000	1,076,171	八〇1,318	一,131,000	二四一,八三七 (四四八,五二四)	出来高不足、事業主体負担不足
(一四〇一) 広島	加茂郡川尻町川尻漁港二十四年度災害復旧	川尻町	四,070,800	三,019,033	二,三九1,101	六三六,000	四四八,五二四 (四四八,五二四)	改良その他補助の対象としてはならない工事

船通し護岸延長六四メートルのから石張七六四平米は控四五センチメートルの雑割石を使用し裏込粗石は一個二〇キログラムから五〇キログラムのもので三三三立方メートルを施行したこととしているが、実際は控三〇センチメートルのものを使用し、裏込粗石は全く施行しないでかき込み土砂を充てんしているため天端石張りは一部沈下し、全体の安定を欠きその施行は著しく粗漏である。なお、工事費は一、五八九、七二七円で足り、事業主体はその負担したとして七九三、六七三円を全く負担していない。

(一四〇二) 山口	大島郡大島町小松漁港二十六年災害復旧	大島	三,070,000	二,四九二,八四〇	一,六六二,六四四	三九五,000	三,070,000 (三,070,000)	出来高不足
(一四〇三) 同	大津郡深川町湊漁港二十六年災害復旧	深川	三,四六五,000	二,四九九,四八〇	二,四九九,四八〇	五八九,000	四一八,四三八	同
(一四〇四) 同	吉敷郡秋穂町秋穂漁港久保条船溜二十五年度災害復旧	秋穂	1,108,000	1,050,384	1,050,384	1,108,100	三三二,九二七	同
計			六,六四三,000	六,042,704	五,二二二,〇二八	一,二八1,100	六八1,105 (三,070,000)	
(一四〇五) 徳島県	板野郡北灘村楠木漁港二十五年災害復旧	北灘村	1,833,000	1,788,310	1,644,100	三三三,000	104,110	出来高不足、事業主体負担不足
(一四〇六) 同	海部郡三岐田町木岐漁港二十六年災害復旧	三岐田町	二,120,000	1,958,880	1,958,880	三二,四二七	二七,179	同
(一四〇七) 同	那賀郡今津村江野島漁港二十五年災害復旧	今津村	1,170,000	八四四,740	八四四,740	三10,900	三三四,四六九	同
計			五,123,000	四,五九1,930	四,四四七,700	八五五,三九1	七二,六六八 (104,110)	
(一四〇八) 香川県	大川郡相生村馬宿漁港二十五年災害復旧	相生村	二,074,000	1,826,881	1,826,881	四14,000	三六九,四二二	出来高不足、事業主体負担不足
(一四〇九) 同	仲多度郡白方村白方漁港二十五年災害復旧	白方	1,181,000	九六三,311	九六三,311	三三三,000	二四二,144	同
計			三,二五五,000	二,七九〇,194	二,七九〇,194	七三六,000	六一,五五六	
(一四一〇) 愛媛県	今治市大浜漁港二十七年災害復旧	今治市	1,410,000	九四三,000	九四三,000	四10,000	二七四,二九〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一四一一) 同	宇摩郡豊岡村長田漁港二十三年災害復旧	豊岡村	三,120,000	二,177,000	二,177,000	四〇三,000	三〇六,六八三	同
(一四一二) 同	東宇和郡高山村高山漁港二十六年災害復旧	高山	五,550,000	四,777,000	1,268,000	三,九五〇,000	三,〇九〇,〇〇〇 (三,〇九〇,〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相当額 (うち二十八 年度以降交付予 定額中減額を 要する額)	摘 要
(一四一三)	愛媛県	東宇和郡津村俵津漁 港二十四年災害復旧	俵津村	二二五,000 円	一八七,000 円	三八,000 円	二四,000 円	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四一四)	高知県	安芸郡西分村西分漁港 二十六年災害復旧	西分村	一,057,000	七五,五八九	一,057,000	四三,一六四 (三,097,000)	粗漏工事、事業 主体負担不足
(一四一五)	同	安芸郡室戸岬町高岡漁 港二十五年災害復旧	高岡漁業協 同組合	一,六二二,000	九九五,九五	一,057,000	七五,五八九	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四一六)	同	高岡郡上ノ加江町上ノ 加江漁港二十三年災害 復旧	上ノ加江町 漁業協同組 合	七四六,500	四八四,〇二五	五三三,〇〇五	二九二,四〇七	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四一七)	同	幡多郡大内町柏島漁港 二十五年災害復旧ほか	大内町	四,四一〇,000	四,八四四,〇二五	七四五,三三八	四八四,四七〇	同
(一四一八)	同	幡多郡大方町浮津漁港 二十六年災害復旧	大方	一,八四七,000	四,二八二,二六四	六六二,二六	八三四,九五六	同
(一四一九)	同	幡多郡大方町伊屋漁港 二十四年災害復旧	伊屋漁業協 同組合	四,〇〇八,三〇〇	二,二八四,〇六一	三,〇〇〇,000	二二〇,二二〇	同
(一四二〇)	同	幡多郡小筑紫町栄喜漁 港二十五年災害復旧ほ か	小筑紫町	八四二,五八九	二,二八四,〇六一	四九九,三四〇	二二五,一〇四	同
(一四二一)	同	幡多郡宿毛町宇須々木 漁港二十三年災害復旧	宿毛町漁業 協同組合	四,三三三,三三三	七,七四一,五三三	一,三八一,五八九	一,二五六,三三八	設計過大、事業 主体負担不足
(一四二二)	同	幡多郡宿毛町藻津漁港 二十五年災害復旧	宿毛町藻津 漁業協同組 合	一,〇〇〇,000	六五〇,000	三三三,000	一〇九,000	同

(一四二三) 同

幡多郡月灘村周防形漁
港二十五年災害復旧

月灘村	三,一八七,四四	二,四九八,一八一	二,四九八,一八一	五四三,三五	五,三二八,三三	五,三二八,三三	出来高不足
-----	----------	-----------	-----------	--------	----------	----------	-------

計

(一四二四) 福岡県

糸島郡北崎村西浦漁港
二十四、二十五、二十六
年災害復旧

北崎村	五,七九〇,000	四,九九六,六一〇	四,九九六,六一〇	一,三五九,000	一,七五,九一〇	一,七五,九一〇	設計過大、事業 主体負担不足
-----	-----------	-----------	-----------	-----------	----------	----------	-------------------

防波堤延長七八メートルの捨石は一個二トン内外の重石九一二立米を起重機船で施行したとしていたが、実際は一
ン内外のものを二又船で施行し、また、港内たい積土砂八、一六五立米は立米当り二八〇円でしゅんせつしたこととして
いるが、実際は七、〇二六立米を立米当り二四〇円でしゅんせつしたもので工事費は国庫負担金を下回る四、三五〇、〇〇
〇円で足り、事業主体はその負担したとして七九九、三九〇円を負担してないばかりでなく五五九、六一〇円の剰余
を生じたこととなっている。

(一四二五) 同

糸島郡桜野村野北漁港

桜野村	五,六三三,〇〇〇	四,七三三,九三九	八四九,〇〇〇	一,一八三,〇〇〇	九八五,四三九	九八五,四三九	設計過大、事業 主体負担不足
-----	-----------	-----------	---------	-----------	---------	---------	-------------------

(一四二六) 同

糸島郡福吉村福吉漁港

福吉	二,四七九,〇〇〇	一,六七三,三五	一,六七三,三五	四八〇,〇〇〇	三三四,〇〇〇	三三四,〇〇〇	設計過大
----	-----------	----------	----------	---------	---------	---------	------

(一四二七) 同

粕屋郡志賀島村弘漁港

志賀島	三,七二二,〇〇〇	二,五五九,二四	七四〇,〇〇〇	六六二,〇〇〇	四四一,五五四	四四一,五五四	設計過大、事業 主体負担不足
-----	-----------	----------	---------	---------	---------	---------	-------------------

(一四二八) 同

粕屋郡和白村奈多漁港

和白	二,七四四,〇〇〇	一,九六六,六四	一,九六六,六四	四三三,〇〇〇	三〇四,九四四	三〇四,九四四	出来高不足、事 業主体負担不足
----	-----------	----------	----------	---------	---------	---------	--------------------

(一四二九) 同

築上郡推田町推田漁港

推田町	二,三三三,〇〇〇	一,七〇一,八〇	一,七〇一,八〇	二二五,〇〇〇	一七〇,一八〇	一七〇,一八〇	粗漏工事、事業 主体負担不足
-----	-----------	----------	----------	---------	---------	---------	-------------------

防波堤延長六六メートルの練石張一、〇〇八平米は控三三センチメートルおよび四五センチメートルの野づら石を使用
し平米当り胴込コンクリート〇・〇九立米および〇・一五立米総量一一三立米、裏込り石〇・三立米および〇・四立米総量
三四〇立米を施行したこととしているが、実際は控二五センチメートル程度のものを使用し胴込コンクリートを施行しな
いで裏込に切込砂利を使用しているなどのため工事の施行が粗漏である。なお、工事費は一、七七八、〇〇〇円で足り、事業
主体はその負担したとして六〇四、八二〇円のうち五三七、〇〇〇円を負担していない。

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 国庫負担(補 助)金相当額 うち二十八 年度以降交付 すべき額を 要する額	摘 要
(一四三〇) 福岡県	築上郡西角田村西角田 漁港二十五、二十六年 災害復旧	西角田村	七五八,〇〇〇 円	六五五,六六〇 円	四四九,〇〇〇 円	七五八,〇〇〇 円	六五五,六六〇 円 (二〇,三二六,〇〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
(一四三一) 同	宗像郡神湊町神湊漁港 二十六年災害復旧	神湊町	二,四四三,〇〇〇	二,二六六,六四八	二,二六六,六四八	三,七六〇,〇〇〇	二七,二七四	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四三二) 同	宗像郡岬村鐘崎漁港二 十六年災害復旧	岬 村	二,二二〇,〇〇〇	一,九三三,七五〇	一,九三三,七五〇	三,四〇〇,〇〇〇	二七,七〇〇	同
計			三,四九三,〇〇〇	二六,三五六,六〇〇	二〇,五六三,二二七	一四,六七九,六〇〇	一三,〇六二,四八一 (三,四五八,五九九)	
(一四三三) 佐賀県	神崎郡千歳村千歳漁港 二十六年災害復旧	千歳村	三,三八〇,〇〇〇	二,二五九,〇〇〇	二,二五九,〇〇〇	八六五,三〇〇	五九七,六〇〇	出来高不足
(一四三四) 同	東松浦郡湊村湊浜漁港 二十四年災害復旧	湊浜漁業協 同組合	六,一六二,〇〇〇	三,五五五,三〇〇	三,五五五,三〇〇	七〇,五五六	四六,八三五	同
(一四三五) 同	東松浦郡呼子町小川島 漁港二十四年災害復旧	小川島々	四,三三〇,〇〇〇	二,五六六,四五〇	二,三九九,四五〇	一,四八八,一〇〇	八七五,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
計			一三,七一一,〇〇〇	八,一三〇,七五〇	八,一三〇,七五〇	三,〇九三,一三六	一,九三四,五七 (二,四七〇,〇〇〇)	
(一四三六) 大分県	北海道郡佐賀関町小浜 漁港二十五年災害復旧	佐賀関町	二,一四三,〇〇〇	一,五八六,六七四	一,一一一,四〇一	六〇,〇〇〇	四三,二六〇	設計過大、事業 主体負担不足
(一四三七) 同	北海道郡佐賀関町秋の 江漁港二十五年災害復 旧	同	六,〇九一,〇〇〇	四,三三三,三三八	四,三三三,三三八	九〇,〇〇〇	六九三,二八〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四三八) 同	北海道郡佐志生村尾本 漁港二十六年災害復旧	佐志生村	一,四九七,〇〇〇	一,〇七九,三三七	一,〇七九,三三七	四〇〇,〇〇〇	三九〇,〇六	同
(一四三九) 同	速見郡川崎村小深江漁 港二十六年災害復旧	川崎 々	一,六五六,〇〇〇	一,一七四,七六七	一,一〇〇,五五〇	五〇,九〇〇	三三,七三三	同
(一四四〇) 同	速見郡杵築町加貫漁港 二十五年災害復旧	杵築町	五,八四四,〇〇〇	四,一四八,一三〇	三,九三三,七七二	五九,〇〇〇	三六,五八九	同
(一四四一) 同	東国東郡熊毛村島田漁 港二十五年災害復旧	熊毛村	一,九五五,〇〇〇	一,一七七,四〇〇	六七九,一九一	二二,二八一	二二,四四六	設計過大、事業 主体負担不足
(一四四二) 同	南海部郡上浦町浅海井 漁港二十五年災害復旧	上浦町	一,九四一,〇〇〇	一,一五〇,五三三	一,三四五,五九六	五三,六一〇	四一,六九五	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四四三) 同	南海部郡中浦村中越漁 港二十四年災害復旧	中浦村漁業 協同組合	四,二七四,六六元	二,四六六,四四二	二,四六六,四四二	七九三,四五〇	四六,二三五	同
(一四四四) 同	南海部郡中浦村敷揚漁 港二十六年災害復旧	中浦村	三,〇九一,六六〇	二,八〇九,一四七	二,六二五,七九九	七四六,〇〇〇	六五四,〇六七 (一,九三三,四八)	同
(一四四五) 同	南海部郡西中浦村吹浦 漁港二十五年災害復旧	西中浦 々	七,〇〇五,〇〇〇	六,七三八,八一〇	六,七三八,八一〇	六五〇,二〇〇	六二五,五〇〇	同
計			三三,五二九,三三九	二七,六四四,四〇八	二五,五〇三,三四二	五九,二二五,一一	四,五三三,一六七 (一,二六二,六六)	
合計			二四八,六五七,六一〇	一九二,〇〇三,〇五一	一七〇,三三三,七九八	五五八,八九五,七〇	四三二,六四〇,七〇三 (一,一四三,三九四)	

(三) 山林施設

(一四四六) 山林施設について町、村、森林組合等の団体が施行する林道開設および災害復旧工事に対する本院の実地検査は、全国都道府県の工事現場四、一七〇のうち五・五%に相当する二二二その工事費七一、一〇〇、三六

五円(国庫補助金相当額三九二、五八一、八七〇円)に及んだが、その結果は、林道工事において、硬軟岩、土砂

の切盛土量、石垣の面積およびその胴込、裏込が設計に比べ著しく不足していたり、練積石垣をから積で施行したり、あるいはコンクリート用骨材の採取場所を實際に比べ遠距離に見込んでいたなどのため国庫補助金を除外すべき額一工事十万円以上のものが検査済工事数の四六・九%に相当する一〇九に上り、その額四八、七六四、九七七円に達した。しかも、農業および漁港施設と同様に事業主体が正当な自己負担を免かれていたことの判明したものが、そのうち八二・五%に相当する九〇で三八、九六六、三八七円の多額に上っている。

昭和二十七年年度の林道開設工事は、その工事費総額の四五%に相当するものを森林組合が事業主体となって施行し、都、道、府、県が直接施行した三四%、市、町、村が施行した二一%に比べてはなはだ多く、これは同組合育成のために執られた処置であり、また、地元負担金の調達等において農林漁業資金通法（昭和二十六年法律第五号）による融資を利用することができるものであるが、同組合の工事施行能力等を考慮することなくことさらにこれに実施させたと認められるものもあり、技術の指導、現場の監督等が十分でなく粗漏工事、出来高不足等発生の一因にもなっている。しかして、これら組合および町、村のうちには、正当な自己負担をしないで国庫補助金だけで工事を施行しているものがあるばかりでなく、災害復旧工事に便乗して既設林道の幅員拡張等の改良工事を施行しようとする傾向が強い。

いま、山林施設関係の不当工事一〇九のうち国庫補助金を除外すべき額一工事二十万円以上のものを事業主

体および事項別にあげると左表のとおり四九件四一、九〇〇、五〇九円で、そのうち代表的な事例を説明すると次のとおりである。

- (1) 青森県上北郡天間林村森林組合が施行した林産物搬出林道白石線災害復旧工事は、二、〇七三、〇〇〇円（国庫補助金九六一、五〇〇円）で林道延長五〇メートルを復旧したこととしているが、橋りょうコンクリート骨材の運搬距離および木材の数量を過大に見込んだため工事費は一、一〇四、〇〇〇円で足り、同組合はその負担したとして一、一一一、五〇〇円のうち九六九、〇〇〇円を負担している。（設計過大）
- (2) 山梨県北巨摩郡増富村が施行した奥地開発林道檜山線および釜瀬線開設工事は、八、五〇〇、〇〇〇円（国庫補助金五、一〇〇、〇〇〇円）で林道延長四、六〇六メートルを開設したこととしているが、硬岩の切取量が不足し、また、練積石垣を施行したこととしているが、から積で施行しているため工事費は五、九五〇、〇〇〇円で足り、同村はその負担したとしている二、五五〇、〇〇〇円を全く負担していない。（出来高不足）

県名	工名	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち二十七年度までに交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する補助金額	摘要
青森県	上北郡七戸町奥地開発林道野佐掛線開設	七戸町森林組合	九六,000,000 円	五,700,000 円	五,700,000 円	二,073,000 円	一,780,000 円	出来高不足、事業主体負担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 <small>うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額</small>	摘 要
----	-----	------	-----	---------------------	-------------------------------	-----------------------	--	-----

林道延長三、〇〇〇メートルの開設にあたり、切土一八、八九〇立米、盛土七、八五二立米、筋芝五、三六五平米、敷砂利一、四三七立米を施行したこととして、実際は切土一五、四九〇立米、盛土六、四三九立米、筋芝四、五九九平米、敷砂利一、一七八立米を施行したにすぎないなどのため工事費は六、七二〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして、
いる二、八八〇、〇〇〇円を全く負担していな。

(一四四七) 青森県 上北郡七戸町林産物搬出林道倉岡線二十四年災害復旧 七戸町森林組合 一、〇〇〇、〇〇〇円 四七二、〇〇〇円 四八七、〇〇〇円 三九、一九二円 設計過大、事業主体負担不足

(一四四八) 同 上北郡天間林村林産物搬出林道白石線二十六年災害復旧 天間林村 二、〇〇〇、〇〇〇円 九六二、五〇〇円 九六九、〇〇〇円 四九、四四二円 同

(一四四九) 同 上北郡十和田村奥地開発林道片淵川線開設はか 十和田村森林組合 一、八九五、三六七円 一〇八、五五六六円 一〇八、五五六六円 五、五七六九四円 三〇、五六三〇八円 出来高不足、事業主体負担不足

右のうち奥地開発林道片淵川線開設工事(工事費一七、二〇〇、〇〇〇円、国庫補助金一〇、三二一〇、〇〇〇円)は林道延長四、六五〇メートルの切土一五、一四二立米、盛土二〇、二二二立米、筋芝九、六七一平米、敷砂利二、三五一立米を施行したこととして、実際は切土一三、一五六立米、盛土一七、一九〇立米、筋芝八、二二二平米、敷砂利二、三三一立米を施行したにすぎないなどのため工事費は一一、五四〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして、
〇〇円のうち四、六六〇、〇〇〇円を負担していな。

(一四五〇) 同 三戸郡上郷村林産物搬出林道滝沢線二十四年災害復旧 上郷村森林組合 八五〇、〇〇〇円 三九七、〇〇〇円 三九七、〇〇〇円 四一、七五〇円 二〇、六三三三円 出来高不足、事業主体負担不足

(一四五二) 同 三戸郡田子町林産物搬出林道滝ノ又線開設はか 田子町 二、四四〇、〇〇〇円 八九〇、〇〇〇円 八九〇、〇〇〇円 一、一五〇、〇〇〇円 四一、五三四四円 設計過大、事業主体負担不足

東津軽郡東平内村奥地開発林道大和山線開設 東平内村 一、六二〇、〇〇〇円 九七二、〇〇〇円 九七二、〇〇〇円 三九、六〇〇〇円 二、三六六〇〇〇円 出来高不足、事業主体負担不足

林道延長二、六三四メートルの開設にあたり、切土一三、七二八立米、盛土七、四七七立米、筋芝四、二二四平米、敷砂利一、二五五立米を施行したこととして、実際は切土一〇、九八二立米、盛土五、九八二立米、筋芝三、三七九平米、敷砂利一、〇〇四立米を施行したにすぎないなどのため工事費は一一、二四〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして、
する四、八六〇、〇〇〇円のうち三、九六〇、〇〇〇円を負担していな。

計 岩手郡葛巻町奥地開発林道浦子内線二十五年災害復旧 葛巻町 一、五五二、二〇〇円 九六六、三八〇円 九六六、三八〇円 五、四九八四一円 三、四八、三八四円 出来高不足、事業主体負担不足

(一四五三) 同 岩手郡築川村奥地開発林道根田茂川線二十五年災害復旧 築川村 一、八二五、〇〇〇円 一、二二二、四四〇円 一、二二二、四四〇円 四七、二五五〇〇円 二、九九、三三四円 同

(一四五五) 同 九戸郡山形村奥地開発林道日野沢線二十四年災害復旧 山形 一、六四八、〇〇〇円 一、〇九〇、四四〇円 一、〇九〇、四四〇円 五、九七、五五〇円 一、〇二、八六三円 同

計 秋田県 雄勝郡秋の宮村奥地開発林道役内線開設 秋の宮村森林組合 六、〇〇〇、〇〇〇円 三、六〇〇、〇〇〇円 三、六〇〇、〇〇〇円 五、四〇、七六六円 三、三三、四七二円 出来高不足、事業主体負担不足

(一四五七) 同 雄勝郡西成瀬村奥地開発林道狼半内線開設 西成瀬村 三、〇〇〇、〇〇〇円 一、八〇〇、〇〇〇円 一、八〇〇、〇〇〇円 五、〇四、〇一一円 三、〇二、二〇六円 出来高不足

(一四五八) 同 雄勝郡皆瀬村奥地開発林道生内線開設 皆瀬 七、二〇〇、〇〇〇円 四、三三〇、〇〇〇円 四、三三〇、〇〇〇円 九、七三、三四四円 五、六二、二四〇円 同

(一四五九) 同 山本郡沢目村奥地開発林道水沢線開設 沢目 一〇、〇〇〇、〇〇〇円 六、〇〇〇、〇〇〇円 六、〇〇〇、〇〇〇円 一、一〇〇、三九七円 六、六〇、二三八円 出来高不足、事業主体負担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 <small>うち二十八年 度以降交付予 定額中減額を 要する額</small>	摘 要
秋田県	山本郡塙川村奥地開発 林道塙線開設	塙川村	三,000,000 円	一,800,000 円	一,800,000 円	三,七六九 円	三六,六六 円	出来高不足、事 業主体負担不足
同	由利郡玉米村奥地開発 林道管倉線開設	玉 米 村	六,400,000	四,010,000	四,010,000	七,001,三三	四,010,000	同
同	由利郡直根村奥地開発 林道鳥海線開設	直 根 村	六,100,000	三,六六〇,000	三,六六〇,000	一,三三〇,000	七六,〇〇〇	同
計			四三,000,000	二五,100,000	二五,100,000	五,四九三,三六	三,一九六,〇一五	
山形県	西置賜郡鮎貝村奥地開 発林道黒鴨線開設	鮎貝村森林 組合	八,000,000	四,八〇〇,000	四,八〇〇,000	一,〇〇〇,000	六〇〇,000	出来高不足、事 業主体負担不足
同	東田川郡本郷村奥地開 発林道八久和線開設	本郷村	四,100,000	二,四六〇,000	二,四六〇,000	六〇〇,000	三六〇,000	同
計			一二,100,000	七,二六〇,000	七,二六〇,000	一,六〇〇,000	九六〇,000	
福島県	大沼郡尾岐村奥地開発 林道海老山線開設ほか	福島県	四三,八五〇,000	二五,七二〇,000	二五,七二〇,000	八,七三三,五五八	五,二七六,三二	出来高不足

右のうち、

(1) 奥地開発林道三条線開設工事(工事費一〇、二七〇、〇〇〇円、国庫補助金六、一六二、〇〇〇円)は林道延長七九二メートルの土石切取二、四七七立米、硬岩切取一三、九二三立米、路側練積石垣七一〇平米を施行したこととして、実際は土石切取一、九五六立米、硬岩切取九、五八九立米、練積石垣四七六平米を施行したにすぎず、土石切取五二二立米、硬岩切取四、三三四立米、練積石垣二三四平米が不足して、工事が未完成で開設の目的を達していない。

(2) 奥地開発林道五枚沢線開設工事(工事費七、三八五、〇〇〇円、国庫補助金四、四三一、〇〇〇円)は林道延長一、九三七メートルの土石切取七、九〇七立米、硬岩切取二、六三七立米、路側練積石垣一、一三九平米を施行したこととしてい

るが、実際は土石切取六、四三九立米、硬岩切取二、二二八立米、練積石垣二七七平米を施行したにすぎず、土石切取一、四六七立米、硬岩切取五〇八立米、練積石垣九六二平米が不足して、工事が未完成で開設の目的を達していない。

(一四六六)	同	耶麻郡上三ノ宮村林産 物搬出林道見頃線開設	上三ノ宮村	一,五〇〇,000	四五〇,000	四五〇,000	八六,三七五	二五九,二六	出来高不足
(一四六七)	同	耶麻郡北山村奥地開発 林道檜原大塩線二十五 年災害復旧	北山村外二 箇村組合	二,三三〇,000	一,四三二,八六九	一,四三二,八六九	三六九,四三六	二四九,七〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
計				四六,五八〇,000	二七,五九一,八六九	二七,五九一,八六九	一,〇〇四,六七〇	五,七四九,九五七	
(一四六八)	山梨県	北巨摩郡江草村奥地開 発林道小森川線開設	江草村	四,五〇〇,000	二,七〇〇,000	二,七〇〇,000	一,一五〇,000	八10,000	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四六九)	同	北巨摩郡増富村奥地開 発林道檜山線開設ほか	増 富 村	八,五〇〇,000	五,100,000	五,100,000	二,五五〇,000	一,五二〇,000	同
		(二六九ページ参照)							
(一四七〇)	同	北都留郡柗原村奥地開 発林道徳川線開設	柗原村	一,100,000	七10,000	七10,000	三六〇,000	三六〇,000	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四七一)	同	中巨摩郡宮本村奥地開 発林道御嶽線開設	宮 本 村	二,六六〇,000	六九六,〇〇〇	六九六,〇〇〇	二,九六〇,000	一,七二〇,000	同
		林道延長四、一七五メートルの開設にあたり、硬岩切取七、三四九立米、また、練積石垣二、四三二平米は胴込コンクリー ト平米当り〇・一立米総量二四三立米を施行したこととして、実際は硬岩切取四、七八八立米を施行しただけで二、 五六一立米が不足し、また、石垣の胴込コンクリートは全く施行しなかったなどのため工事費は八、七一〇、〇〇〇円で足 り、事業主体はその負担したとしている三、四九八、〇〇〇円のうち二、九五〇、〇〇〇円を負担していな							
(一四七二)	同	南巨摩郡富河村奥地開 発林道奥山線開設	富 河 村	四,五〇〇,000	二,七〇〇,000	二,七〇〇,000	六〇〇,000	五,四〇〇,000	出来高不足、事 業主体負担不足
(一四七三)	同	南巨摩郡穂積村奥地開 発林道仙洞田線開設	穂 積 村	一〇,140,000	六,110,000	六,110,000	二,〇六八,〇〇〇	一,140,〇〇〇	同

県名 工 事 事業主体 工事費 同上に對する 補助金相 同上に對する 補助金相 摘要

同 上 の うち 二十七年度 補助工事費 から除外す べき額 当 額 うち 二十八年度 以降交付す べき額 定額中減額を 要する額

林道延長一、七五九メートルの開設にあたり、練横石垣一、八一〇平米は胴込コンクリート平米当り〇・一五立米総量二七一立米を施行したこととして、実際はこれを全く施行しなかつたなどのため工事費は八、二七二、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして三、一〇二、〇〇〇円のうち二、〇六八、〇〇〇円を負担してはいない。

(一四七四) 山梨県 南巨摩郡都川村奥地開 都川村 二、二三五六 七三三、一六二 七三三、一六二 三、九九三五 二五三、〇〇六 出来高不足、事業主体負担不足

(一四七五) 同 南巨摩郡本建村林産物 本建村森林 九、四〇〇五六 四八二、〇二六 四八二、〇二六 四八二、〇二六 二四二、〇二四 同

(一四七六) 長野県 上伊那郡三義村奥地開 三義村々 四二、七六六二二 二五、六五一八九 二五、六五一八九 一一、〇四九三三 六、六〇〇、九一〇 出来高不足

林道延長七四〇メートルの開設にあたり、ずい道巻立は一、一五六立米、練横石垣一、〇一六平米は平米当り胴込コンクリート〇・一立米から〇・一五立米総量一三三三立米、裏込ぐり石〇・五立米から一立米総量七四五立米を施行したこととして、実際は、ずい道巻立は九九七立米を施行しただけであり、また、裏込ぐり石は平米当り〇・一立米から〇・二三立米総量一八〇立米、胴込コンクリートは石積五五四平米について平米当り平均〇・一一五立米総量六四立米を施行したにすぎないなどのため一、七七四、〇九八円が出来高不足となっている。

(一四七七) 同 上伊那郡美和村奥地開 美和村 二、五〇〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇 五、四九九 三四、九九三 出来高不足

(一四七八) 同 西筑摩郡三岳村奥地開 三岳々 六、〇一〇、〇〇〇 三、七五五、〇〇〇 三、七五五、〇〇〇 八、五一九六 五、五六六、〇七 同

(一四七九) 同 東筑摩郡波田村奥地開 波田々 五、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 五、四八三、〇〇 三、八六〇 同

(一四八〇) 同 南佐久郡田口村奥地開 田口々 一〇、〇〇〇、〇〇〇 六、〇〇〇、〇〇〇 六、〇〇〇、〇〇〇 八、〇四、九六六 四、八二九、七九 同

(一四八一) 岐阜県 大野郡丹生川村奥地開 丹生川村森林組合 三、三三〇、〇〇〇 七、七〇〇、〇〇〇 七、七〇〇、〇〇〇 七、七〇〇、〇〇〇 四、五〇〇、〇〇〇 出来高不足、事業主体負担不足

(一四八二) 同 郡上郡牛道村奥地開 牛道村 二、五〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇 一、五〇〇、〇〇〇 五、六五〇、〇〇〇 三、九〇〇、〇〇〇 同

(一四八三) 同 郡上郡高鷲村奥地開 高鷲々 六、三三〇、〇〇〇 三、八二六、〇〇〇 三、八二六、〇〇〇 一、三三七、一〇〇 八、〇一一、三〇 同

(一四八四) 同 本巢郡根尾村奥地開 根尾村森林 九、四九〇、〇〇〇 五、六四四、〇〇〇 五、六四四、〇〇〇 二、八四四、〇〇〇 一、七〇二、一〇〇 同

右のうち奥地開発林道大須線開設工事(工事費五、六七〇、〇〇〇円、国庫補助金三、四〇二、〇〇〇円)は林道延長二、九四二メートルの切土八、二六二立米、盛土一、七三八立米、練横石垣三三三七平米、から横石垣一、〇八七平米を施行したこととして、実際は切土五、六一三立米、盛土一、六五九立米、練横石垣二二六平米、から横石垣九七三平米を施行したにすぎないなどのため工事費は三、九六九、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、七〇一、〇〇〇円を全く負担してはいない。

(一四八五) 同 吉城郡坂上村奥地開 坂上村森林 一〇、五七〇、〇〇〇 六、四三二、〇〇〇 六、四三二、〇〇〇 一、〇六〇、〇〇〇 六、三六二、〇〇〇 出来高不足、事業主体負担不足

(一四八六) 静岡県 安倍郡梅ヶ島村奥地開 梅ヶ島村森林 五、七〇七、〇〇〇 三、四六二、〇〇〇 三、四六二、〇〇〇 一、三三三、三三六 七、七三、三三六 出来高不足、事業主体負担不足

(一四八七) 同 安倍郡玉川村奥地開 玉川村々 一三、〇〇〇、〇〇〇 七、八〇〇、〇〇〇 七、八〇〇、〇〇〇 七、五〇、七〇九 四、五〇四、三三三 同

第二章 第四節 第九 農林省 (一四七九—一四八七)

県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 補助金相 当額 うち二十八 年度以降交付 を要する額	摘 要
(一四八八) 静岡県	磐田郡龍川村林産物搬出林道大白木線開設	龍川村森林組合	二,八〇〇,〇〇〇	八四九,〇〇〇	八四九,〇〇〇	九二一,三六	二七三,五四	出来高不足、事業主体負担不足
(一四八九) 同	磐田郡水窪町奥地開発林道白倉川線開設ほか	水窪町	三,三六〇,〇〇〇	三,三六〇,〇〇〇	三,三六〇,〇〇〇	三,四五四,九五	二,七三〇,五七	同

右のうち奥地開発林道白倉川線開設工事(工事費一五,〇〇〇,〇〇〇円、国庫補助金九,〇〇〇,〇〇〇円)は林道延長一、五九メートルの軟岩切取二、六〇五立米、硬岩切取一四、八七一立米、擁壁コンクリート七七〇立米を施行したこととしているが、実際は軟岩切取二、二二三立米、硬岩切取一四、〇二〇立米、擁壁コンクリート五九八立米を施行したにすぎず、また、路側積積石垣一、三一六平米のうち九一五平米は裏込コンクリート平米当り〇・〇八立米総量七三立米を施行したことからしているが、実際は平米当り〇・〇五立米総量四一立米を施行したにすぎないなどのため工事費は一二、五〇〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして四、五〇〇,〇〇〇円のうち二、五〇〇,〇〇〇円を負担してない。

(一四九〇) 同	周智郡天方村奥地開発林道片吹線開設	天方村森林組合	二,一〇〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	一,一五〇,〇〇〇	四二四,〇〇〇	二四八,四〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一四九一) 同	周智郡気多村奥地開発林道京丸線開設	気多村	一,四八五,〇〇〇	八九〇,〇〇〇	八九〇,〇〇〇	八九五,〇〇〇	五五七,〇〇〇	同
(一四九二) 同	榛原郡中川根村奥地開発林道長尾川線開設	中川根村	一五,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	九,〇〇〇,〇〇〇	八三,七五一	四九三,一五一	同
計			七四,五〇〇,〇〇〇	四四,一〇九,〇〇〇	四四,一〇九,〇〇〇	八,四五九,九四〇	四八〇,二六二	
(一四九三) 愛知県	北設楽郡稲武町奥地開発林道段戸川線開設ほか二	愛知県	五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇一〇,〇〇〇	三,〇一〇,〇〇〇	六,五五二,〇〇〇	三,九三二,一〇〇	出来高不足、事業主体負担不足

(1) 奥地開発林道段戸川線開設工事(工事費二六,〇〇〇,〇〇〇円、国庫補助金一五,六〇〇,〇〇〇円)は林道延長二、右のうち、

四七八メートルの土砂切取八、二三六立米、土石切取五、九六一立米、硬岩切取一五、六〇九立米、盛土五、一三一立米、から積石垣一、九四七平米、練積石垣一、七六五平米を施行したこととしているが、実際は土砂切取五、二九九立米、土石切取四、八六二立米、硬岩切取一四、六五五立米、盛土四、五九五立米、から積石垣一、六〇五平米、練積石垣七一六平米を施行したにすぎないなどのため三、四五〇,〇〇〇円が出来高不足となっている。なお、工事費は二二、六一三、一五〇円で足り、事業主体はその負担したとして一〇、四〇〇,〇〇〇円のうち三、三八六、八五〇円を負担してない。

(2) 奥地開発林道古真立川線開設工事(工事費二二,〇〇〇,〇〇〇円、国庫補助金一三,二〇〇,〇〇〇円)は、林道延長二、一二五メートルの練積石垣二、八六〇平米を施行したこととしているが、実際は一、五五七平米を施行したにすぎないなどのため二、七四二、〇〇〇円が出来高不足となっている。なお、工事費は一、九二九、四五〇円で足り、事業主体はその負担したとして八、八〇〇,〇〇〇円のうち二、七〇〇,五五〇円を負担してない。

(一四九四) 愛知県	西加茂郡猿投村林産物搬出林道猿投山線開設	猿投村森林組合	三,〇〇〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	一,〇一〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	三七二,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
計			五,八〇〇,〇〇〇	三,一三〇,〇〇〇	三,一三〇,〇〇〇	七,七九二,〇〇〇	四,一〇〇,〇〇〇	
合計			四一三,一〇一,九九	二四四,三三三,三四	二四四,三三三,三四	七,二五四,三二二	四一,九〇〇,五〇	
(一四九五) 総合計			三八四,八六四,〇〇	二四九,八六六,四八七	二四九,八六六,四八七	九,五九五,〇七〇	五,九一九,一八一	

(食糧管理特別会計)

未 収 金

(一四九五) 食糧の売渡にあたり処置当を得ないもの

(一四九六) (款) 食糧管理収入 (項) 食糧売払代
第二章 第四節 第九 農林省 (一四九四)

東京、鹿児島両食糧事務所で、食糧売渡代金が期限内に納入されないのに、これをその支払保証をした銀行から取り立てる処置を執らなかつたり、また、延納担保を提供しないのに代金の延納を認めため売渡代金の収納に至っていないものが次のとおり二件あり、昭和二十八年十月末現在未納分八、八〇〇、三七三円となっている。

(一四九五) 東京食糧事務所で、昭和二十七年五月から六月までの間、東京都バン協同組合に帝国銀行木挽町支店の一五、〇〇〇、〇〇〇円までの支払保証を担保として五日間の延納を認め、消費者配給用として小麦粉(二二キログラム入)一六、八八八袋を一八、三一六、二三六円で売り渡しているが、代金が納入期限内に納入されないのに、それをその支払保証をした銀行から取り立てることなく、また、その保証が期限を経過しているのにそのまま売渡を続けたため、その後逐次回収に努めたが、結局売渡代金のうち一、〇〇〇、〇〇〇円は収納に至っていない。

(一四九六) 鹿児島食糧事務所で、昭和二十八年二月から三月までの間、宮路産業株式会社鹿児島支店に消費者配給用として内地米二、九九七俵、輸入米二一、八二三キログラムを一一、九三九、八六九円で売り渡しているが、担保の提供もないのに代金の延納を認め、しかも、その期限内に納入されないのに売渡を続けたため代金のうち七、八〇〇、三七三円が収納に至っていない。

物 件 (一四九七) (一五〇二)

(一四九七) ビルマ米の購入および売渡にあたり処置当を得ないもの

(項) 食糧買入費

食糧庁で、昭和二十七年七月から十二月までの間に、第一物産株式会社ほか二会社からビルマ米八二、七〇八トンを六、一一八、五九〇、一二七円で購入しているが、購入処置が適切でなかつたため黄変粒が混入し、その一部を原材料用として低廉に売り渡した結果約六億三千二百万円の損失をきたし、また、二十六年度に購入したビルマ米九、三八七トンについても黄変粒混入のため約一億九千八百万円の損失をきたしている。

(1) 二十七年購入のビルマ米は、輸入港本船側渡価格トン当り六〇、二九〇円から九一、二五二円で購入したもので、そのうち有毒な黄変粒の含まれていたものが五七、〇四九トンに達し、うち一三、一六七トン(価額九七四、〇七三、〇六一円)は黄変粒の含有率が多いため総合配給用に充てられず原材料用として売り渡すこととし、二十八年十一月末までに一三、一六〇トンを購入価額から六三二、〇九四、八八六円値引して売り渡したものである。しかし、このように黄変粒の多く含まれたものが輸入されたことは、ビルマ国の輸出米検査規格には黄変粒の含有についてなんら規定されていないこともその原因であると認められるが、輸入にあたって当局者の注意に欠けるところがあつたことにも因るものと認められる。

すなわち、二十六年八月から二十七年三月までの間に輸入されたビルマ米四五、二八四トンのうちに黄変粒混入のものが九、三八七トン(購入価額四九〇、六六四、五七〇円)あり、これは結局食糧に供せられず、原材料用として購入価額から一九八、二九四、〇一五円値引のうえ売り渡したものであり、また、二十七年三月、農林省食糧研究所から二十六年度輸入のビルマ米に混入していた黄変粒は有毒で配給米として適しない旨食糧庁に報告された状況であるから、二十七年輸入にあたっては当然予想される黄変粒含有米の混入防止について購入の協定または現品引取について適宜の処置を講じ損失を予防すべきであったのに、早期に適切な処置を執らなかつたばかりでなく、前記各会社に対してもあらかじめ委託買付業務取扱者としての注意内容について具体的指示を与えるべきであったのに、なんら特別の指示も与えずそのまま輸入を継続させたのは当を得ないと認められる。

(2) しかして、二十六年度輸入の黄変米は、アルコール原料用として、二十七年四月および八月、随意契約により日本糧穀株式会社に通商産業省アルコール専売事業特別会計および神谷酒造株式会社ほか一〇会社に売り渡させる目的でトン当り三〇、五九七円または二九、七〇〇円で五、六四九トン(シヤム米二トンを含む)を、また、同年五月指名競争契約により東洋醸造株式会社ほか二会社に対しトン当り平均三二、三一五円で三、七四〇トンをそれぞれ売り渡しているが、随意契約によつた分は指名競争契約によつた分比べ低価となつていて、特に日本糧穀株式会社を通じ売り渡すことなく直接需要者に売り渡し、黄変米に関する損害をなすべ

く少なくするよう努力すべきであつたものと認められる。

なお、指名競争契約により東洋醸造株式会社に対し売り渡した三、〇〇一トンのうち五一二トン一六、四五三、九四六円は和歌山県食糧事業協同組合連合会に二一、五八八、〇〇〇円で転売され、結局消費者へ配給外に転売されている状況である。

(一四九八) イラク大麦の購入にあたり処置当を得ないもの

(項)食糧買入費

食糧庁で、昭和二十七年四月、日綿実業株式会社ほか七会社からイラク大麦八五、四六六トンを三、四八〇、七二四、二五六円で購入しているが、高価であるばかりでなく品質が粗悪なため主食用として売行不良で飼料等に売り渡したが、二十八年三月末現在六六、一八一トンが在庫となつていて著しく不経済な結果をきたしている。

右イラク大麦は、他国産の大麦がトン当り平均三一、〇〇〇円から三八、〇〇〇円程度であるのに対し、三八、七七三円から四二、七二三円平均四〇、七二六円で購入したものであるが、品質が粗悪なため他の輸入大麦に比べて特に低価に売渡価額を定めたが、なお売行がはなはだ不良で、主食用として八、〇四四トンをトン当り二二、七五〇円から二三、八九〇円総額一八四、五六八、〇九三円で、飼料用として一、五九三トンをトン当り一九、一〇〇円から二三、一七〇円総額三〇、六四四、九五九円で、また、輸出用精麦原料等として五、三四七ト

ンをトン当り二九、四四三円から三〇、一七一円総額一五九、三三二、六八六円で、買入価額計五九九、五二五、三四三円から二二四、九七九、六〇四円を値引して売り渡し、ほかに四、二九七トンを経麦加工のため払い出しただけで、二十八年三月末現在なお六六、一八一トンが在庫となっていてこの間八三、六三一、〇八九円の保管料を支払っている。

しかして、イラク大麦は、二十六年度において二九、七〇〇トンを購入したが、品質粗悪なため加工が困難で、その大部分を二十七年度に持ち越し、二十七年度において主食用として三、八五二トン売り渡し、一九六トンを加工しただけで、飼料用として二二、四五七トン、原材料用として二四七トンを売り渡し、なお七五八トンが在庫となっている状況であるばかりでなく、イラク産の大麦は一般にブラック・バーレーが多く土砂等も混入し、主食用として不適当であることは購入当時既に判明していたのであるのに重ねてこのような食糧不適品を購入したのは、たとえ食糧取得の必要その他の事情があつたとしても適切な処置とは認められない。

(一四九九) パキスタン米の輸入にあたり処置当を得ないもの

(項)食糧買入費 ほか一科目

食糧庁で、昭和二十七年十月から二十八年六月までの間に、日綿実業株式会社ほか七会社から三、九六六、三四〇、三七五円で購入したカナダマニトバ小麦等一〇六、二一九トンをパキスタン国政府にカラチ港で引き渡し、交換にパキスタン米五三、一〇八トンを同港で受け取り、これを東洋棉花株式会社ほか二会社に運賃二

五八、三三三、一一六円で東京ほか三港に運送させ、麻袋代を合わせ計四、二七八、五六二、二三九円(うち二十八年度分五二四、〇五一、五八七円)を支出しているが、受領した米穀の品質が不良であり著しく不経済な結果をきたしている。

右は、パキスタン国政府がドル不足に困り小麦の輸入困難なため日本国政府に提案した結果、二十七年十月締結された「小麦と米穀の相互取引契約」により日本国政府は小麦一〇〇、〇〇〇トンカラチまたはチッタゴン港でパキスタン国政府に引き渡し、その半量に相当する五〇、〇〇〇トンのパキスタン米カラチ港で受け取ることとしたものであるが、受け取ったパキスタン米五三、一〇八トンのうちカングニイ(四等品)一七、五四二トンは、とう精度も悪く、そのうえ碎米および被害粒等が発地検定人の検査証によつても前記相互取引契約に定めた混入限度を超過し、着地における検査の結果によれば平均五〇%の多量に達し、また、バスマティ(一等品)三、六七一トンについてもみみの混入が多いのにそのまま受け入れている。他方、これに対し引渡に充てたカナダマニトバ小麦の購入代金、運賃等三、九六六、三四〇、三七五円、パキスタン米の運賃二五八、三二三、一一六円および麻袋代五三、八九八、七四八円計四、二七八、五六二、二三九円を支出した結果、取得した本件米穀の価額は輸入港本船船側渡価格トン当り八〇、五六三円となり、当局者が当初予想した七八、一三八円(トン当り発地二〇〇ドルに運賃、麻袋代を加算)を上回っているばかりでなく、前記のように品質不良なものを受け取り適切な処置が執られていないが、二十八年十月末現在において、一六、八三〇トンはそのままでは主食

用として配給することができず、再選または再とう精を要することとして正常外米の政府売渡価格トン当り五二、四三〇円ないし五三、一五〇円から一、四〇〇円ないし二、六一〇円計三〇、〇五六、九〇二円を値引して売り渡し、一二、三七六トンは在庫となつてゐる状況で、本件米交換はたとえ主要食糧取得上必要があつたとしても、品質粗悪なものを著しく割高に取得した結果となつていてその処置当を得たものとは認められない。

(一五〇〇) 輸入小麦の輸入港を変更し割増運賃を支払つたもの

(項)食糧買入費

食糧庁で、昭和二十七年四月、兼松株式会社から購入した高長丸積来の輸入小麦について、その輸入港を当初表日本諸港としていたのに、食糧の需給操作上必要があるとしてことさら裏日本諸港に変更し、割増海上運賃を支払つてゐるが、その変更の結果約六百二十万円不経済となつてゐる。

右は、輸入小麦九、四四九トンを表日本の横浜、清水、名古屋、大阪、神戸、門司各港に輸入することとして、本船船側渡価格トン当り三九、一五七円総額三七〇、〇一二、七二九円で同会社と契約を締結したところ、六月に至り食糧管理の円滑な推進を図るため、新潟、富山両県の要望にこたえて両県の港湾および港頭倉庫の利用を図るとともに、両県内の加工原料売渡用に充てる必要があるとして新潟、伏木両港に輸入することに契約を変更し、裏日本割増海上運賃としてトン当り一、〇六二円を加算して本船船側渡価格を四〇、二二〇円総額三八〇、〇五四、七二五円とし、新潟港に五、八一〇トン、伏木港に三、六一一トンを陸揚げしたものである。しか

し、食糧管理の円滑な推進を図るためとして、両県の要請にこたえて執られた処置とはいえ、新潟、富山両食糧事務所管内には大型製粉工場もなく、小麦の需要が少ないばかりでなく当時多量の在庫を有していたのであるから、ことさらこのように高価な割増海上運賃まで支払つて新潟、伏木両港に輸入する必要があつたものとは認められず、現に、本件小麦の処分状況をみると、新潟港に陸揚げした五、八一〇トンは二十八年三月までにそのうちわずか八二トンを県内加工原料用に売り渡しただけで、四、五〇〇トンを原麦のまま二十七年九月から十二月までの間に茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉各食糧事務所に運送し、その残量一、二二八トンを港頭倉庫等に保管させてあり、また、伏木港に陸揚げした三、六一一トンはそのうち九二二トンを二十八年三月までに富山県内加工原料用として売り渡しただけで、二、〇〇〇トンを原麦のまま同年一月までに群馬、埼玉、石川各食糧事務所に運送し、三月に至るもその残量六九九トンを港頭倉庫に保管させている状況である。いま、仮に本件小麦を表日本の港に輸入したとすれば、沿岸荷役料、保管料等を考慮しても約六百二十万円節減することができたものである。

(一五〇一) 不急の麻袋を購入したもの

(項)食糧買入費

食糧庁で、昭和二十七年十二月、随意契約により小泉製麻株式会社ほか二会社から小型ガンニ麻袋(一袋六〇キログラム入)以下小型麻袋という)五、〇〇〇、〇〇〇枚を一枚当り九三円総額四六五、〇〇〇、〇〇〇円

で購入しているが、多数の在庫があり本件は購入の要がなかったものである。

右は、同月から二十八年一月までの間に到着を予想される輸入食糧五七八、九三二トンの包装に要する麻袋を八、二七〇、〇〇〇枚(大型換算一袋一〇〇キログラム入)と見込み、食糧麻袋株式会社の供給する回収麻袋は四、〇五〇、〇〇〇枚にすぎないため、食糧庁が二十七年十一月末現在手持ちの大型新麻袋四、三四〇、〇〇〇枚のうち四、二二〇、〇〇〇枚をこれに充てると、二十八年一月末において二二〇、〇〇〇枚に減少することと見込み、これを補足する要があるとして二十七年十二月本件契約を締結し、二十八年三月までに納入させたものである。しかし、右の需給見込において、同庁手持ちの大型新麻袋を充てる必要があるとした四、二二〇、〇〇〇枚はその所要枚数の計算にあたって袋詰内容量の少ない回収麻袋の所要枚数実績で計算したため、その二二％に相当する約七十六万枚が過大に見込まれているから、同庁手持ちの大型新麻袋を必要とするのは約三百四十六万枚で足り、同年一月末には約八十八万枚が残ることとなるばかりでなく、食糧麻袋株式会社の回収量も順次増加していた状況で、二月以降は新麻袋を必要とせず、回収麻袋でも余裕を生ずる見込であったのであるから購入する必要はなかったものと認められる。しかし、二十七年十二月から二十八年一月までの間に到着した輸入食糧に要した麻袋の実際所要数は五、八八二、八七二枚(大型換算)で足りたもので、回収麻袋を充てたほか、同庁手持ちの麻袋を使用したのは年度末までに大型新麻袋二、四三三、四九九枚、小型新麻袋五一八、八〇二枚計大型換算二、七五九、三三三枚にすぎず、本件購入前の二十七年十一月末現在において同庁の保有していた大

型新麻袋四、三八八、三二八枚をはるかに下回り、結局、年度内に本件を購入する必要はなかった結果となつてゐる。

同庁においては、二十六年八月、前記小泉製麻株式会社ほか二会社から大型新麻袋三、〇〇〇、〇〇〇枚を購入し、二十七年十一月に至るもほとんど使用しないで保管していたのに重ねて本件の購入を行ったものであるが、二十八年度においては、回収麻袋だけで全部の需要をみたし、新麻袋は二十八年十月末に至るも全く使用することなく政府倉庫および営業倉庫に保管し、同年七月以降二、一〇〇、〇〇〇枚を営業倉庫から政府倉庫へ保管換えしたにもかかわらず、本件購入後同年九月分までの麻袋保管料として営業倉庫に支払った額は一四、二七〇、〇〇〇円に達している。

(一五〇二) 食糧の管理当を得ないもの

大阪食糧事務所で、昭和二十七年十月、日本食産株式会社に災害対策備蓄用ビーフンの加工を委託し、この原料として輸入梗碎米二七・九八トンを引き渡したが、うち二三・八九トンを同会社によつてほしいままに処分され、その弁償金八六〇、五七一円は二十八年九月末現在まだ収納に至っていない。

右は、加工業者の不信行為もさることながら、加工委託にあたり業者の選定ならびに現品引渡後の監査が十分でなかったことに因るものであつて当を得ない。

役 務 (一五〇三) — (一五〇六)

(一五〇三) 集荷奨励金の支払にあたり処置当を得ないもの

(項)管理費

食糧庁で、昭和二十七年産米の特別集荷制度による集荷および超過供出を促進するため、二十八年三月から十月までの間に、集荷業者の特別集荷米および超過供出米の集荷事業に対する集荷累進奨励金として全国販売農業協同組合連合会(以下全販連という。)に対し三九五、五九一、七一五円、その他の集荷団体にに対し三三三、二七八、二九〇円計四二八、八七〇、〇〇五円(うち二十八年度分一四八、五二二、六一五円)を支出しているが、その交付が適切でなかったため中間の全販連等に多額の奨励金を保有させる結果となっている。

本件集荷累進奨励金は、多量の超過供出等を促進するため、当初単位集荷業者(主として農業協同組合)約一万五千を予定し、それぞれの集荷数量に応じ累進して交付することとしていたが、その後農業協同組合(以下農協という。)系統分については、単位農協が集荷した数量を各都道府県の同連合会(以下県連合会という。)を経て全販連が取りまとめた数量に対し一括して、また、農協系統以外の分については、各集荷業者が集荷した数量を県ごとにその所属の集荷団体に取りまとめた数量に対してそれぞれ左の奨励金累進額表により算出した金額を全販連その他の団体に交付したもので、結局、農協系統分を取りまとめた全販連には全国の集荷数量千

百四十三万余俵に対し一俵当り平均三四円六〇、また、農協系統以外の分については百七十七万余俵に対し一俵当り平均一八円七四を交付したこととなっている。

奨 励 金 累 進 額 表	一俵につき	一俵につき
三〇〇俵まで	〇円	一〇〇、〇〇一俵以上
三〇一俵以上	一五円	三〇〇、〇〇一俵以上
一〇、〇〇一俵以上	二〇円	五〇〇、〇〇一俵以上

しかし、集荷累進奨励金は、米穀の特別集荷および超過供出の促進に最も尽力したと認められる単位集荷業者すなわち農協等に対しその集荷した数量に応じて交付するのが最も適切な処置と認められるのに、一俵当りの配分の結果をみると、農協系統分については、食糧庁から全販連への交付額三四円六〇、全販連から各県連合会への交付額三〇円七九、各県連合会から県内各農協への交付額一七円四〇となっていて、本件奨励金の交付は適切であったとは認められない。すなわち、これを全販連についてみると、食糧庁から交付を受けた奨励金三九五、五九一、七一五円を各県連合会に対し全額配分することなく、各県連合会ごとに集計した集荷数量に応じ前記累進額表による奨励金に一俵当り五円を加算して計三三六、一八一、七六五円および集荷助成費一五、八七〇、〇〇〇円合計三五二、〇五一、七六五円(一俵平均三〇円七九)を支払っただけで四三、五三九、九五〇円を保有し、自らの集荷促進活動に要する経費と称して六、九七五、〇五九円、外部団体助成費として一〇、二〇〇、〇〇〇円を支払い、二六、三六四、八九一円の残余を生じており、また、各県連合会の集荷累進奨励金の処

理について調査したところ、各県連合会が全販連から交付を受けた額三三六、一八一、七六五円のうち県内各農協に配分した額は一九七、七五〇、九六四円で、その間に著しく差異があり、各県連合会では全販連から交付を受けた額の四一%に当る一三八、四三〇、八〇一円の残余を生じている状況である。

なお、右集荷累進奨励金のほかに集荷促進奨励金として全販連に五九、〇〇〇、〇〇〇円、全国主食集荷協同組合連合会に二、四六〇、〇〇〇円、全国食糧事業協同組合連合会に一、五一〇、〇〇〇円計六二、九七〇、〇〇〇円を交付しているが、全販連についてみると、二十八年十月当時全くこれを使用しないまま保有している状況である。

(一五〇四) 食糧の輸送にあたり不経済な運送をしたもの
(一五〇六)

(項)管理費

食糧庁で、日本通運株式会社ほか四会社に輸入小麦等の食糧を運送させるにあたり、運送時における発地食糧事務所の在庫量および需給状況を十分考慮しないで運送を実施した結果、他の事務所から再度運送を必要とした事態を生じたなどのため不経済な結果をきたしたものが次のとおり三件あり、節減することができた認められる運送賃その他計六、三三〇、六〇二円となっている。

(一五〇四) 食糧庁で、神奈川食糧事務所保管の米國小麦一、〇〇〇トンを昭和二十七年十二月から二十八年一月までの間に千葉食糧事務所へ運送し、その運送賃として一、四二二、七二六円を支出しているが、他方、神奈川

食糧事務所では供給に不足をきたし、同時期に静岡食糧事務所から米國小麦一、五〇〇トン(この運送賃一、九四七、六一七円)を受け入れている。しかし、右千葉食糧事務所への運送は二十七年十月三十日の命令により十二月から実施したものであるが、実施した当時は米國小麦の輸入量削減等により神奈川食糧事務所の需給見込において供給の不足することが判明していたものであり、また、前記運送命令を変更することも可能であったのに、十月の命令のまま実施して不足をきたし、これを補うため静岡食糧事務所から前記運送を行うに至ったのは妥当の処置ではなく、千葉食糧事務所の所要量一、〇〇〇トンは静岡食糧事務所から運送すべきものであったと認められる。

しかして、静岡食糧事務所から神奈川食糧事務所へ運送しても千葉食糧事務所へ運送しても、その県間運送賃は同額の扱いであるから、もし静岡食糧事務所から運送したとすれば、前記運送賃一、四二二、七二六円の全額を節減することができたものである。

(一五〇五) 食糧庁で、愛知食糧事務所保管の濠洲小麦(白わら扱)三〇〇トンを富山食糧事務所へ、また、濠洲小麦(白わら扱)三〇一トンおよび米国白わら小麦五〇一トンを石川食糧事務所へ昭和二十七年十二月から二十八年一月までの間に運送し、その運送賃として一、五四〇、二七七円を支出しているが、他方、愛知食糧事務所では、二十八年一月から三月までの間の需給見込において供給が不足するものとして前記運送と同時期に静岡食糧事務所から米国白わら小麦四、九九九トンを受け入れている状況であるから、愛知食糧事務所から富山、

石川両食糧事務所へ運送したのは妥当の処置ではなく、静岡食糧事務所保管の小麦を富山、石川両食糧事務所へ運送すべきものであったと認められ、もし静岡食糧事務所から運送したとすれば、前記運送賃一、五四〇、二七七円の全額を節減することができたものである。

(一五〇六) 食糧庁で、兵庫食糧事務所における輸入小麦粉手持量のうち一、二九九トンと昭和二十七年四月から五月までの間に大阪食糧事務所へ運送し、その運送賃として一、八〇二、一五四円を支出しているが、当時大阪食糧事務所においては一〇、八〇二トンの手持ちがあり、これは従来の委託加工制度に代えて原料売渡制度が実施された四月以降においては、少なくとも二箇月から三箇月分の販売予定量に当るものと認められるから、確実な売行状況をみて運送しても支障はなかつたと認められるのに、大部分神戸港頭倉庫に保管されていた本件小麦粉を取急ぎ高価な県間運送賃を支払って運送したのは当を得ない。

しかして、本件小麦粉の大部分に当る一、〇四九トンは、五月に至り、日清製粉株式会社ほか一会社に輸出用として売り渡すことに決定し、神戸港までの運賃諸掛相当額一、五六五、四四五円を差し引いて売り渡し、重ねて損失をきたした状況である。

(国有林野事業特別会計)

物 件 (一五〇七)―(一五一〇)

(一五〇七) 国有林野整備にあたり処置当を得ないもの

(一五〇九)

(款) 国有林野事業収入 (項) 林野売払代

東京、名古屋両営林局で、国有林野整備臨時措置法(昭和二十六年法律第二百四十七号)により国有林野を随意契約で売り渡すにあたり、同法所定の整備事由に該当しないものを処分したり、地上立木のうち用材として利用することができるものを薪材としたため売渡価額が低きに失したなどの次のとおりある。

(一五〇七) 東京営林局で、昭和二十七年十月、茨城県西茨城郡北那珂村に同村所在国有林二三町一反を地上立木

(用薪材九、九一四石および幼令林)とともに六、八七二、七九六円で売り渡しているが、用材として価格を算定すべきものを薪材としたため約六十万円が低価となっている。

右は、売渡予定価格を土地二五二、九九八円、地上立木用材および薪材五、六〇〇、八八四円、幼令林一、〇一八、九一四円計六、八七二、七九六円とし、これと同額で売り渡したもので、立木のうち林令四五年、胸高直径一二センチメートルから二〇センチメートルまでの赤松一、四七四石を薪材として石当り二二〇円総額三二四、二八〇円としているが、これは用材として利用することができるものと認められ、現に、本件国有林を管理している笠間営林署における近傍地域のこれと同種の立木を処分する場合は用材として評価するのを例としているのに本件においてこれを薪材と評価の内申をし、これによる価格決定をみたのは当を得ない。

いま、仮に前記一、四七四石を用材として評価したとすれば七、四九一、五四六円となり、本件売渡価額はこ

れに比べ約六十万円低価となっている。

(一五〇八) 東京営林局で、昭和二十七年六月から二十八年三月までの間に、神奈川県足柄下郡真鶴町ほか四箇町村に左のとおり保安林である 国有林野五二町九反を地上立木五六、二四三石とともに一一、五〇七、七四五円で売り渡しているが、売渡後における伐採制限に対する値引率が過大であったため約七百五十万円低価となつてゐる。

右は、魚つきおよび水源かん養等のため地上立木の伐期を二二〇年程度として択伐するよう伐採制限を受けた保安林であるため、通常の森林に比べ経営上不利であるとして、普通林野価額二六、七七一、五三八円から施業制限林地に対する減額率最高の六割を適用して控除した額一一、三三三、六八九円を予定価格とし、前記価額で売り渡したものであるが、林野庁の通ちようにおいては、前記六割の減額率は全林が禁伐林となつていない場合に適用するのを例とし、施業制限の程度に従つて適宜これを低率にすることとなつていゝるもので、現に、他局においては、本件と同様の択伐を認める保安林の処分にあつては三割の減額率を用いていゝるものであるから、本件についても三割程度とするのが適切と認められる。

いま、仮に三割の減額率によつたとすれば予定価格は一九、〇四七、六二二円となり、前記売渡価額に比べ約七百五十万円高価に売り渡すことができたものである。

処分年月	所在地	買受人	種別	立木材積	売渡価額	普通林野とした場合の価額	三割の減額率による価額
三、六	神奈川県足柄下郡真鶴町官林	真鶴町魚	つき	三町四反 四五七石	六三、〇〇七	一五、八五二、四四	一、〇四七、六一
二	茨城県東茨城郡大場村下入野	大場村	水源かん養	一町一反 一三三石	二九、九三〇	七四七、三三	五三、二六
一	多賀郡多賀町大字金沢	多賀町	潮害防備その他	四町九反 一五七石	六六、七七八	一、一三三、三三	八九、三九四
三	千葉県市原郡鶴舞町大字鶴舞	鶴舞	防風	四町七反 二九四石	九五、〇〇〇	二、〇六八、三三六	一、四四七、八三五
三	茨城県東茨城郡磯浜町磐船山	磯浜	土砂流出防備、防風その他	九町六反 四九六石	三二、〇〇〇	七、〇〇九、一〇一	五、一〇六、五九四
計				五町四反 五六一石	一、一五七、七四五	二、六七二、五八	一九〇、七六三

(一五〇九) 名古屋営林局で、昭和二十七年十一月、愛知県北設楽郡三輪村に同村所在国有林六〇六町一反のうち一三九町四反を地上立木九四、六八一石とともに一九、二〇〇、〇〇〇円で売り渡しているが、整備事由に該当しない林地であるばかりでなく同地域の立木の集材、搬出が実際よりも不便なものとして、その地価を低く評定したため約六十万円低価となっている。

右は、国有林と民有林との境界が入り組んでいゝるため経営に支障があるとして、国有林野整備臨時措置法第一條第一項第三号により売り渡したものであるが、同法所定の整備事由のいづれにも該当しないばかりでなく、右国有林地は六〇六町余の一団の国有林で特に経営上支障があつたものとは認められない。

しかして、本件林地は農業水利用宇連川ダム建設に伴い、たん水地域となるため失われる三輪村の一部山林の代替として売り渡したが、水没地のうち山林一〇三町は蓄積三四、〇〇〇石程度であるのに対し、本件売渡地は一三九町余の樹令二八年以上の最も成績良好な人工造林地で、蓄積も九四、〇〇〇石をこえるものであり、また、地価も本件林地は集材地点まで一・四キロメートル、集材地点から発駅まで一二キロメートルで、その地利級は少なくとも標準地（地利級三級指数一〇〇%、林地から集材地点までおおむね二キロメートル、集材地点から発駅までおおむね二〇キロメートル）で評定すべきものと認められるのに、これを四級の低位に評定したため約六十万円低価となっている。

(一五二〇) まくら木の調達および処分が適切でなかったもの

(項) 伐木造林事業費

札幌営林局で、昭和二十七年五月、指名競争により岩神産業有限会社から森林鉄道用くりまくら木一〇、三〇〇丁を二、六七八、〇〇〇円で購入しているが、前橋営林局から保管転換を受けることができる事態があつたと認められるのに同局の処置当を得なかつたため約七十万円不経済となっている。

右は、札幌営林局が直轄施行の林道工事に使用するくりまくら木を調達するため、同年四月、前橋営林局において直営生産したくりまくら木の手持状況および保管転換の可否について調査したところ、その手持品は自局署の軌道用材として必要なものを除き販路開拓の目的で処分計画済の旨の報告があつたので、改めて五月、

前橋営林局のあつせんによる業者のうち前記会社と一丁当り運賃諸掛等を含め二六〇円で売買契約を締結し、六月から八月までの間に、札幌営林局管内で納入を受けたものである。しかし、四月当時前橋営林局においては、くりまくら木新規販路開拓の計画はあつたが現品はまだ処分してゐなかつたものであるから、札幌営林局に対し直接保管転換等の処置を講ずべきであつたと認められるのに、販路開拓を行うものとして、四月から七月までの間に管内営林署から同会社に一四、五一〇丁を随意契約により一丁当り平均二一八円九四で特売したもので、他方、札幌営林局においては、同会社から一丁当り二六〇円の高価で購入することとなつたものである。

いま、仮に関係部局間の連絡よろしきを得て前記会社から購入することなく直接保管転換等の処置を執つたとすれば、運賃諸掛分の負担増一丁当り約七十円を考慮しても総額約七十万円は節減することができたこととなる。

不正行為

(一五二一) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(一五二二) 釧路、三本木両営林署で、昭和二十七年八月から二十八年五月までの間に、関係職員により立木売渡数量に付掛けするなどの方法により、立木一八、〇一七石をほしほしに領得されたものが左のとおり二件三、六四

二、七八一円(うち二十八年九月末現在補てんされた額一、〇九二、三二七円)ある。

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(一五二一) 釧路営林署	釧路担当区 農林事務官 杉沢 某	二七、 二八、 八から 五まで	立木一〇、六〇四石 評価額 一、五五七、三九四円
(一五二二) 三本木	奥瀬担当区 農林事務官 鈴木 某	二七、 二八、 八から 三まで	立木 七、四一三石 評価額 二、〇八五、三八七円
計			立木一八、〇一七石 評価額 三、六四二、七八一円

(農林漁業資金融通特別会計)

その他

(一五二三) 農林漁業資金の貸付けにあたり審査または管理不十分なもの

農林省で、業務委託金融機関を通じて貸し付けた農林漁業資金のうちで、貸付けにあたり審査不十分と認められるもの、または貸付け後の管理不十分と認められるものが次のとおりある。

- (1) 昭和二十七年八月から十月までの間に、農林中央金庫扱いで、愛知県海部郡富田町農業協同組合ほか二箇所にかんがい排水工事ほか二件の資金として計六九、六〇〇、〇〇〇円を貸し付けているが、右は、いずれも審査不十分のため、工事計画が過大であり、または実情にそわないものに貸し付けたものと認められ、二十

八年五月から九月までの本院会計実地検査当時において、工事の一部に着手したにすぎないかまたは未着手のため貸付金のうち六七、三〇〇、〇〇〇円が前記金庫に預金として留め置かれている。

- (2) 二十七年四月から九月までの間に、農林中央金庫扱いで、福島県岩瀬郡白方村農業協同組合ほか三箇所に耕地災害復旧工事ほか三件の資金として計一八、五〇〇、〇〇〇円を貸し付けているが、右は、いずれも審査不十分のため、既に国庫補助指令を受けているものを国庫補助金を受けない事業として貸し付けたもので、国庫補助金を受ける事業として貸し付けることのできる限度を五、八〇六、〇四〇円超過している。

- (3) 二十七年四月から十二月までの間に、農林中央金庫扱いで、岩手県江刺郡羽田農業協同組合ほか七箇所に、井ぞき農道等災害復旧工事ほか八件の資金として計四三、八六〇、〇〇〇円を貸し付けているが、右は、補助金の交付を受けたときはこの補助金相当額を期日前に償還することを条件として貸し付けているのに、管理不十分のため、二十七年度中に既に補助金八、二九五、八〇〇円が交付済となってもその償還の処理を執らないままとなっている。

- (4) 二十六年八月から二十八年三月までの間に、農林中央金庫ほか四箇所扱いで、宮城県登米郡石越村南部土地改良区ほか三八箇所にかんがい排水工事ほか六九件の資金として計二七三、七四〇、〇〇〇円を貸し付けているが、管理不十分のため、このうち農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第百五号)第四条第一項の規定に違反して貸付けの目的以外の工事の資金、運転資金等に使用されたものが一八一、五一〇、〇八八円ある。

(5) 二十六年七月から二十八年三月までの間に、農林中央金庫ほか三箇所扱いで、岩手県江刺郡黒石村農業協同組合ほか三五箇所に水路災害復旧工事ほか三八件の資金として計一六五、一五六、〇〇〇円を貸し付けているが、このうち、管理不十分なため借受人が当初申請どおりの工事を施行しなかったりまたは実際の工事費が申請額より少額で完成したなどのため、同法第三条第二項に規定する貸付けの限度をこえる結果となったものが四一、五四七、〇六六円ある。

右のように審査または管理が不十分と認められるものが多数あるのは、主として次のような事由に因るものと認められる。

(ア) 農林省での部内連絡が不十分と認められ、このため既に国庫補助指令を受けているものを国庫補助金を受けない事業として貸付決定をしたり、貸付後に補助事業となって、国庫補助金の交付を受けたものを償還させないままとなっている傾向がある。

(イ) 監査機構が整備されていないため、受託金融機関に対する指導監査が十分でない傾向がある。

(ウ) 受託金融機関は、農林漁業資金の受託業務に関する準則を定める省令(昭和二十六年大蔵、農林省令第二号)第二条第二項の規定に「必要があると認めるときは関係都道府県知事の意見を求めることができる。」とあることによつて意見書を徴すれば責任を果したものとされていて、確認についての積極性に欠ける傾向がある。

第十 通商産業省

貿易特別会計の残務処理

昭和二十六年四月一日貿易特別会計の廃止に伴い、同特別会計に属する債権、債務等を一般会計に引き継ぎその残務を処理してきたものであるが、引継後二十七年年度末までの収入総額百九十三億八千八百余万円、支出総額八十五億九千余万円となり差引百七億九千七百余万円の剰余を生じている。しかして、貿易特別会計に属していた債権、債務の關係は、同特別会計が貿易資金特別会計を承継して発足し、その後一部が米国対日援助物資等処理特別会計に分離するなどの変遷を経てきた事情もあり、また、取り扱った業務も膨大かつ複雑であったことなどのため各会計間の入狂い等誤びゆうも多く、特に対外債権、債務等の關係については、当初連合国軍總司令部で取り扱っていたものを引き継いだのであるが、關係書類が整備されていないものなどもあつて、これが完全な処理を終るためには今後相当の日時を要するものと認められる。国内債権等の關係は比較的よく整備されているが、公団等から引き継いだ債権で相手方が解散したり、無資力となつたり、あるいは相手方において異議を申し立てているものなど未処理のものが約七億三千万円あり、貿易外受取勘定五億五千余万円等についてはその経緯はほぼ明確になっているが、なお未処理となつている状況であるからこれが処理の促進については一層の留意が望まらる。

不 当 事 項

(一 般 会 計)

予 算 経 理

(一五二四) 経理のびん乱しているもの

工業技術院地質調査所および同北海道ほか二支所^(注)で、旅費を架空に支出して庁舎等の土地、建物を購入し、かつ、これを売り渡した代金等を予算外に経理していたものが次のとおりある。

(1) 工業技術院地質調査所および同北海道支所で、昭和二十三年十月から二十四年一月までの間に、架空の旅費の名義により一、〇一〇、二四一円を支出し、うち一、〇〇〇、〇〇〇円を二十三年十月予算外に北海道支所職員宿舎用として購入した札幌市大通所在木造二階建延六一・二五坪の代金に充て、一〇、二四一円をその雑費に使用した。

(2) 工業技術院地質調査所で、二十四年五月から八月までの間に、架空の旅費の名義により五〇九、六七二円を支出し、これを別途資金として保有し、うち二〇〇、〇〇〇円と社団法人東京地学協会に負担させた五〇、〇〇〇円とを合わせ計二五〇、〇〇〇円で二十四年七月仙台支所庁舎用として仙台市原ノ町所在木造平家建四七・

七三坪および付属倉庫二四坪を購入し、これを同協会名義で保存登記し、その後、仙台支所で同協会に対し二十五年四月から二十六年七月までの賃借料として二十五、二六兩年度庁費から三八、二四四円を支払ったが、二十六年八月同支所が他に移転したため、二十七年三月右庁舎を三六〇、〇〇〇円で、また、二十八年五月右倉庫を九〇、〇〇〇円で売り渡し、その代金については、庁舎分は全額、倉庫分は三〇、〇〇〇円計三九〇、〇〇〇円を同地質調査所で受領し、残額六〇、〇〇〇円は二十九年十月末までに受領することとしている。

(3) 工業技術院地質調査所で、前記(2)旅費の名義による架空支出額五〇九、六七二円の使用残額三〇九、六七二円と、別に職員から旅費の一部を拠出させた三二八円とを合わせ計三三〇、〇〇〇円で、二十四年九月福岡支所職員宿舎として福岡県筑紫郡大野村所在木造二階建延二七坪および土地一〇〇坪を購入し、二十七年三月同支所が廃止されたのに伴い不用となったので、五月三〇〇、〇〇〇円でこれを売り渡した。

(4) 工業技術院地質調査所および同北海道ほか二支所^(注)で、前記(2)、(3)仙台、福岡両支所が土地、建物の売渡により受領した六九〇、〇〇〇円および三支所の宿舎貸付料として職員から徴収した一八四、四二三円をそれぞれ別途に経理し、二十四年十二月から二十八年九月までの間に、二二八、八六六円を宿舎関係経費に、一四九、四八七円を会議費、交際費に、一一一、一四四円をその他に使用し、残額三九四、九二五円を銀行預金および現金で保有していた。

(注) 工業技術院地質調査所北海道、仙台、福岡各支所

物 件 (一五一一)(一五一一)

(一五一一) 国費で支弁した施設の処分について処置当を得ないもの

通商産業省で、外国貿易使節団に使用させるため賃借したホテル・トウキョウ、ホテルヤマ、芝パークホテル、ホテル洛陽およびホテル浪速に国費で支弁した施設等について、賃貸借契約が解除されたのに長期にわたり有益費の償還等の処理をしないままホテル経営者に使用させているものがある。

右のホテルに使用していた建造物は民有のもので、昭和二十二年八月、通商産業省(当時貿易庁)が経費総額二二三三、二七一、六九四円を使用してその土地、建物、工作物等に対し水道、ガス、照明、暖房装置等の新設および模様替工事等を施行したものであるが、二十五年四月から右ホテルが民営に切り替えられることとなったので同年三月三十一日本件賃貸借契約を解除し、これを所有者に返還したものである。しかし、国が前記のように施設したものについては、当初の賃貸借契約において、契約の終了または解除の際当事者間で協議のうえこれを定めることとなっていたものであるから、賃貸借契約の解除とともにすみやかに施設費については善後処理をしなければならなかったのに、その処理が進ちよくしていないのは遺憾である。

すなわち、本件国費支弁で施設したもののうち、帳簿価額六、六一一、四〇七円の施設等については、二十六年十月から二十八年八月までの間に各所管財務局に引継を了し、売渡または貸付けの処理をしたが、残余の二

二六、六六〇、二八七円については明らかに有益費と認められるものたとえば水道、ガス、照明、暖房、通信、作業装置等があり、すみやかにこれが評価を行い求償等の処置を講ずべきであるのに、民営切替時以来ホテル経営者の使用に任せたままとなっている。

(一五一一) 機械類の管理等当を得ないもの

通商産業省および大阪、福岡両通商産業局で、同省所管の機械類を貸し付けまたは保管させていたものうち、借受人または保管者によってほしいままに処分されたものなどが、左のとおり貸し付けていた分三三三台(評価額約五百七十四万円)、保管させていた分九一台(評価額約五百七十八万円)ある。

(1) 貸し付けていた分

主 管 庁	貸 付 先
通商産業省	亡失機械および台数
	万能研ま盤ほか一台
	型削盤ほか一台
	ボール盤ほか四台
	旋盤ほか五台
	旋盤ほか六台
大阪通商産業局	甲陽産業株式会社
福岡	水圧押出機一台
	西日本金属工業株式会社

(2) 保管させていた分

同省で、富士産業株式会社大宮工場ほか六箇所保管させていた内面研ま盤ほか九〇台を、保管者により

ほしいままに処分されたりまたは第三者にへん取されたりしたものなどがある。これらの機械は、各地に散在してその現況のは握は困難を伴う事情もあるが、調査を徹底し管理の適正を期すべきものと認められる。

既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況

既往年度決算検査報告において不当と認められた事項のその後の処理状況について、特に記載を必要と認める事項は次のとおりである。

(一) 昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第八中不当事項に掲記した分

(各件の上部の数字は昭和二十六年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は同検査報告の番号を示す。)

二二二(八三一) 輸入実務委託契約にあたり処置当を得ないもの

通商産業省 損害未補てん額一八、八五〇、〇四四円のうち、一八、〇六一、四〇六円についてはまだ補てんの報告に接してゐない。

二二九(八三六) 物品の売渡にあたり処置当を得ないもの

(1) 通商産業省 収納未済額一、六六一、七九一円についてはまだ収納の報告に接してゐない。

(2) 東京通商産業局 収納未済額二、五八七、〇〇〇円のうち、二、三五一、四五一元についてはまだ収納の報告に接してゐない。

(二) 昭和二十六年年度決算検査報告第二章第四節第八中既往年度決算検査報告掲記事項に対するその後の処理状況に掲記した分(昭和二十四年度決算検査報告第五章第三節第三参照)

(各件の上部の数字は昭和二十六年年度決算検査報告のページ数を示し、()内の数字は昭和二十四年度決算検査報告の番号を示す。)

(鋳工品貿易公団)

(七三八) 物資の管理当を得ないもの

(七四一)

二二三(七三八) 鋳工品貿易公団機械鋳産部(旧機械部) 損害未補てん額一九、二八〇、一四一元についてはまだ補てんの報告に接してゐない。

同 (七三九) 鋳工品貿易公団物資処理部(旧原材料部) 損害未補てん額一〇、四六八、九八六円についてはまだ補てんの報告に接してゐない。

第十一 運輸省

不当事項

(一) 一般会計

予算 経理

(一五二七) 経理のびん乱しているもの

(一五一九)

第一管区海上保安本部ほか一三箇所、正規の経理をすることなく架空の修繕費、職員旅費等の名義により資金をねん出し、職員宿舎等を新築または購入してこれを他人名義とし、その一部は財務局に公務員宿舎として賃借契約をさせ、同局から支払われた賃借料および居住者から徴収した宿舎料を予算外に別途経理したり、架空の船員旅費等の名義により支払に立て、これを職員旅費、会議費等に使用したり、スクラップ類を帳簿外に保有してほしのままに売り渡すなど経理のびん乱しているものがある。

(一) 架空名義により支払に立て職員宿舎等の新築または購入をしたもの

(一五二七) 第一ほか五管区海上保安本部^(注)で、昭和二十三年五月ごろから二十五年十二月ごろまでの間に、当時新設された各管区本部の宿舎事情が著しく悪く、しかもその整備費予算も十分でなかったため、これが対応策として架空の修繕費、職員旅費等から七、一五一、八五〇円をねん出し、民間からの寄付金等二、一四〇、一五〇円

を合わせ職員宿舎等一九むねおよび敷地七〇三坪を新築または購入したものがあつたが、国有財産として処理することをほばかり、おおむね財団法人海上保安協会名義としてその一部六むねについては財務局をして賃借契約をさせることとなり、同局等から支払われた賃借料九七二、四三二円および居住者から徴収した宿舎料四三九、八三六円計一、四一二、二六七円を予算外に別途経理したものである。

(注) 第一、第二、第五、第六、第七、第九各管区海上保安本部

(二) 架空の名義により支払に立て職員旅費、会議費等に充当したもの

(一五二八) 第六管区海上保安本部ほか八箇所^(注)で、昭和二十六年一月から二十八年六月までの間に架空の船員旅費、航海日当、修繕費等から六九六、五七九円をねん出し、そのうち六六八、三六二円を職員旅費、会議費、食糧費等に使用し、第八管区海上保安本部舞鶴海上保安部では、二十八年六月会計実地検査当時二八、二二七円を手に保有していた。

(注) 第六管区海上保安本部、第二管区海上保安本部塩釜、小名浜、酒田、秋田、青森、八戸、釜石各海上保安部、第八管区海上保安本部舞鶴海上保安部

(三) 物品の売渡または購入にあたり会計処理当を得ないもの

(一五一九) 第六管区海上保安本部で、昭和二十六年六月から二十七年五月までの間に、帳簿外のスクラップ類をほしのままに売り渡したり、物品の購入にあたり不実の経理をしたものが次のとおりある。

(1) 二十六年六月から二十七年三月までの間に、徳山警備救難署前物品置場および本部鯛尾分室倉庫にあった帳簿外スクラップ約八十三トンおよび起重機一台(約四・五トン)を広瀬産業株式会社に七〇〇、〇〇〇円で売り渡し、代金のうち三四〇、〇〇〇円を船員詰所用地の使用に伴う補償料等に使用しているが、三六〇、〇〇〇円についてはその使途が明らかでない。

(2) 二十七年五月、芸南石炭株式会社に対し石炭二〇〇トンの購入代金として一、五九六、〇〇〇円を支出しているが、当時実際に搬入されたのは一八七トンで他の一三トンは一年余を経過した二十八年七月搬入されてゐる。

なお、一三トン分代金相当額一〇三、七四〇円については関係職員が二十七年八月起訴されている。

(3) 二十七年四月、株式会社井上商店から購入した白ペイント一八かん、コールドール一五かんの代金として八四、六〇〇円を支出しているが、実際は二十六年度末において物品出納簿と現品が不符であつたのを調整する手段として、過剰品となつていた前記物品を購入したように書類を作成し、不足となつていたマニラロープその他二十数点および医薬品、食料品、書籍の購入費等に七六、一〇〇円を使用し、八、五〇〇円を手数料および税金相当額として支払つたものである。

工 事

(一五二〇) 必要のない工事を施行したもの

(組織)海上保安庁 (項)昭和二十七年発生災害復旧事業費

第二管区海上保安本部で、昭和二十八年二月、鬼某に青森港第三号燈浮標災害復旧工事を一四〇、三〇〇円

(ほかに官給材料等七七一、五七〇円)で請け負わせ施行しているが、本燈浮標は、二十七年七月浮標維持費で復旧工事施行済のものであるから、ことさら工事を施行する要はなかつたものである。

右燈浮標は、二十七年三月の暴風雨により流失沈没したものであるが、青函連絡船航路の重要地点にあるため早急復旧の要があるとして、同本部では、六月前記鬼某に浮標維持費八八、五〇〇円(ほかに官給材料等三九九、三五七円)で標体、鉄鎖、燈器等一式の新規取替工事を請け負わせ七月完成したもので、八月復旧した旨告示しており、航路標識としての効果を十分發揮していたものであるにもかかわらず、二十七年七月本燈浮標の災害復旧費予算一、一五〇、〇〇〇円の示達があつたため、本件燈浮標取替工事を災害復旧として施行したものであつて、予算を徒費したものといわなければならない。

補 助 金

(一五二一) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの

(一五八六)

(組織)運輸本省 (項)港湾災害復旧事業費 (ほか一科目)

地方公共団体が施行した港湾工事費七、一一八、五三〇、〇八三円に対する国庫負担金(国庫補助金を含む)。以

下同じ。四、〇二四、〇二一、五九〇円の経理および工事施行状況について、本院においてその工事現場一、九八〇のうち九一八を実地に検査したところ、防波堤の捨石、しゅんせつ等の出来高が不足しているのに設計どおり完成したこととしているもの、設計にあたって在石を考慮すべきであったのにこれをしなかつたり、しゅんせつにおいて土質の調査を誤り単価を過大に積算したもの、災害復旧とは認められない改良工事または工事が粗漏で補助の目的を達していないものなどが多数あり、さらに、本年度においては、設計過大あるいは出来高不足等の不当事実を工事費の経理の面からも裏付けることに配意した結果、事業主体として当然負担すべきものを負担しないで国庫負担金相当額あるいはこれを下回る金額で工事を請け負わせ工事の出来高が不足しているものなどが相当あり、そのうちには再度被災のおそれがあると認められるものも見受けられた。

地方公共団体施行の工事についてはこのような事態を生じたのは、連年の災害によって工事量が著しく増加し、運輸省が査定にあたり必ずしもその全部について実地を調査しないで机上でこれを行ったこと、工事監督および検収が徹底を欠いたことなどに因るものであるが、相当大規模な事業であっても町村等が事業主体となる場合もあり、これらのうちには、工事の監督、検査および財政力において十分な能力を備えているとはいえないものもあり、事実上工事の施行を請負人に一任し、その不誠実と相まち更に地元負担の軽減を図ろうとするものもあり不当な結果を誘発しているものと認められる。

この種事態の発生原因および防止対策については、別項農林省所管(一六六ページ)に記述したとおり主務省

(別表)

都府県	類	改良その他国庫負担の対象としてならない工事	工事の達したもの	計	類	別 守 県 名
	別					

(別表)

都府県別	改良その他国庫負担の対象 としてはならない工事		工事の施行が粗漏で目的を 達していないもの		工事の出来高が不足してい るもの		工事の設計が過大なもの		改良その他国庫負担 としてはならない	
	工事数	金額 円	工事数	金額 円	工事数	金額 円	工事数	金額 円	工事数	金額 円
青森県			一	一、一二、三三〇	一	一六三、三七三				
秋田県						二七六、六六六				
千葉県							一	三二二、九二二		
東京都					一	五六二、七七七				
新潟県					四	九六九、〇三三				
石川県					二	三七〇、〇二三				
静岡県					一	六五四、四〇三				
愛知県	一	九二五、七四〇	四	九三五、六三八	三	六二六、一一一				
三重県			二	三三三、三一六						
大阪府	一	一二〇、九六五	二	一、〇〇〇、〇九四	二	六九二、四五二				
兵庫県	一	七八一、三三三	一	二〇一、四〇八	一	一八六、〇九三				
和歌山県					一	二七〇、四二五				
島根県	一	一四三、二七二	三	九六八、四八一						
岡山県			二	三三九、〇三〇	一	二〇五、六六二				
広島県			一	七二三、〇二〇						
山口県			九	二、二二二、八一九						
徳島県			六	一、四三二、四七四	一	二〇六、五四七			一	一一、一一
香川県			九	三、三〇四、八一〇	一	二三八、九九九				
愛媛県	一	一、八〇七、五六五	一	三四六、三三三						
高知県			五	一、六三三、八五〇						
長崎県			二	一、〇一二、〇四七	二	四〇七、二四四				
大分県	一		三	五五〇、四六四	二	六五四、七二七				
宮崎県				九四〇、〇四四					一	二
合計	五	三、七七八、八七五	四	二、四六一、一七九	五九	一八、一八五、八七六	一六	三、九六四、五四四	二	二、三

下の
○の
り完
せつ
粗漏
不足
のを
るも
し、
地
およ
る場
ない
るも

に意見を表示した。

しかして、これら不当事項のうち国庫負担金を除外すべきことの判明したものが、青森ほか二都府県において国庫負担金を除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると一三三工事四五、九六一、一八三円に上る状況で、これを事項別に分類して示すと別表(折込)のとおりである。しかして、このうち一工事二十万円以上のものを事業主体および事項別にあげると左表のとおり六六件三九、〇一〇、三八七円で、そのうち代表的な事例を説明すると次のとおりである。

(1) 愛知県が一、四四五、〇〇〇円(国庫補助金五七八、〇〇〇円)で施行した師崎港修築工事は、練石積護岸延長七〇メートルの積石に約四分の一は規格外のものを使用し、また、護岸の水中部分の胴込コンクリートを全く施行していないなど工事の施行が著しく粗漏であり、完成後わずか五箇月で延長三五メートルが倒壊している。(粗漏工事)

(2) 山口県大津郡日置村が施行した掛淵港災害復旧工事は、五、三二〇、〇〇〇円(国庫負担金三、六八六、七六〇円)で港内のたい積土砂三〇、一五〇立米をしゅんせつしたこととしているが、実際は一二、三九〇立米をしゅんせつただけで、残余は河水の自然流下による洗掘でしゅんせつの要がなかったため工事費は国庫負担金を下回る二、二七七、五二四円で足り、同村はその負担したとして一、六三三、二四〇円を全く負担し

に意見を表示した。

しかして、これら不当事項のうち国庫負担金を除外すべきことの判明したものが、青森ほか二都府県において国庫負担金を除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると一三二工事四五、九六一、一八三円に上る状況で、これを事項別に分類して示すと別表(折込)のとおりである。しかして、このうち一工事二十万円以上のものを事業主体および事項別にあげると左表のとおり六六件三九、〇一〇、三八七円で、そのうち代表的な事例を説明すると次のとおりである。

- (1) 愛知県が一、四四五、〇〇〇円(国庫補助金五七八、〇〇〇円)で施行した師崎港修築工事は、練石積護岸延長七〇メートルの積石に約四分の一は規格外のものを使用し、また、護岸の水中部分の胴込コンクリートを全く施行していないなど工事の施行が著しく粗漏であり、完成後わずか五箇月で延長三五メートルが倒壊している。(粗漏工事)

- (2) 山口県大津郡日置村が施行した掛淵港災害復旧工事は、五、三二〇、〇〇〇円(国庫負担金三、六八六、七六〇円)で港内のたい積土砂三〇、一五〇立米をしゅんせつしたこととしているが、実際は一二、三九〇立米をしゅんせつしただけで、残余は河水の自然流下による洗掘でしゅんせつの要がなかったため工事費は国庫負担金を下回る二、二七七、五二四円で足り、同村はその負担したとして一、六三三、二四〇円を全く負担していないばかりでなく一、四〇九、二三六円の剰余を生じたこととなっていて、同村は一、五四〇、〇〇〇円を

府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除 すべき額	同上に対する 国庫負担(補 助)金相違額 うち二十八年 度以降交付す る額を要する額	摘 要
(一五三三) 大阪府	泉大津市天津港地盤変 動対策	大阪府	八九七、八二五 円	四八五、〇八二 円	四八五、〇八二 円	一〇七、五八六 円	五八一、五三〇 円	出来高不足
(一五三四) 同	大阪市大阪港天保山運 河護岸修築	大阪市	一三三〇、〇〇〇	六一五、〇〇〇	六一五、〇〇〇	八三七、二二六	四八八、五六四	同
(一五三五) 同	貝塚市貝塚港二十六年 災害復旧	貝塚市	四四〇、〇〇〇	二九三、〇〇〇	二九三、〇〇〇	五〇一、三〇一	三三四、三六八	設計過大
(一五三六) 同	泉南郡尾崎町尾崎港二 十六年災害復旧	尾崎町	一七七、〇〇〇	一三六、八三五	一三六、八三五	四九三、九〇八	三五八、〇八三	同
(一五三七) 兵庫県	印南郡曾根町曾根港二 十五年災害復旧	兵庫県	一、九三〇、〇〇〇	一、三三三、九七〇	一、三三三、九七〇	二九〇、八一六	一、六九二、五四五	出来高不足
(一五三八) 同	三原郡福良町福良港地 盤変動対策	同	二、二七二、五五五	一、四八八、四〇〇	一、四八八、四〇〇	一、一七二、四五五	七八一、三三三	改良その他国庫 負担の対象とし てはならない工 事
(一五三九) 同	神戸市神戸港新築島二 十六年災害復旧	神戸市	八八八、〇〇〇	五九二、一九六	五九二、一九六	三四五、〇〇〇	三三〇、二二五	粗漏 工事
(一五四〇) 和歌山 県	有田郡広町湯浅広港二 十三年災害復旧	和歌山県	四、九九五、二五	三、三六六、〇六六	三、三六六、〇六六	一、八〇九、五六六	一一二八、五六六	設計過大
(一五四一) 広島 島	瀬摩郡宅野村宅野港二 十六年災害復旧ほか一	宅野村	一、五〇〇、〇〇〇	八三三、八〇〇	八三三、八〇〇	三七七、〇〇〇	二、〇六四、四五	出来高不足
(一五四二) 岡山 山	和気郡伊里町片上港二 十五年災害復旧	岡山県	一、一〇〇、〇〇〇	三七八、二〇〇	三七八、二〇〇	二、八六、〇〇〇	八四八、七四六 (一九二〇年)	出来高不足
(一五四三) 同	和気郡福河村福河港二 十四年災害復旧	福河村	八六六、七六六	五八〇、六六六	五八〇、六六六	三〇七、六九六	二六二、二二二	出来高不足
(一五四四) 広島 県	安芸郡音戸町音戸港二 十四年災害復旧ほか二	広島県	一、九七九、七六六	一、三四八、八三三	一、三四八、八三三	六〇四、八九〇	四二一、八二四	出来高不足
(一五四五) 同	賀茂郡川尻町川尻港二 十五年災害復旧	川尻町	三、一〇五、〇〇〇	二、二四九、九一〇	一、〇五五、〇〇〇	四九四、七七八	三、四七三、三三三 (八四七七)	同
(一五四六) 同	佐伯郡大野町塩屋港二 十五年災害復旧	大野市	二、〇〇〇、〇〇〇	一、七六六、一〇〇	一、七六六、一〇〇	三三〇、七四六	二八九、〇八八	同
(一五四七) 同	豊田郡鷺浦村小佐木港 二十六年災害復旧	鷺浦村	九九三、〇〇〇	八四四、〇五〇	八四四、〇五〇	三三三、七七七	二〇〇、三六七	粗漏 工事
(一五四八) 同	豊田郡久友村沖友港二 十六年災害復旧	久友市	七〇〇、〇〇〇	七三三、〇一〇	七三三、〇一〇	七四〇、〇〇〇	七三三、〇一〇	設計過大、事業 主体負担不足
(一五四九) 同	沼隈郡千村常石港二 十四年災害復旧ほか一	千村市	三、五五五、〇〇〇	二、二七三、四六六	二、二七三、四六六	九五三、七〇二	五八六、九九五	出来高不足
(一五五〇) 同	御調郡中庄村鏡浦港二 十五年災害復旧	中庄市	一、一〇〇、〇〇〇	九六六、四四〇	九六六、四四〇	三〇五、五五六	二七九、五五六	出来高不足
(一五五一) 山口 県	豊浦郡粟野村粟野港二 十六年災害復旧	山口県	三、二六六、〇〇〇	一、五八八、八五六	一、四六九、六二六	四三三、一三五	三、二五二、九元 (一八四七七)	出来高不足
(一五五二) 同	大島郡安下庄町真宮港 二十四年災害復旧	安下庄町	二、五八八、〇〇〇	三、三〇三、七一〇	三、三〇三、七一〇	三七七、三三六	三、九六五、〇四六	設計過大
(一五五三) 同	大津郡日置村掛淵港二 十三年災害復旧	日置村	二、七七〇、〇〇〇	二、一五〇、二七八	二、一五〇、二七八	二六六、四四三	二、〇六四、四七 (六二二七二)	設計過大、事業 主体負担不足
(一五五四) 同	大津郡日置村掛淵港二 十五年災害復旧 (二二二二一参照)	同	五、三三〇、〇〇〇	三、六六六、七〇〇	三、一七二、二二四	三、〇四二、四六六	二、一〇八、四三三 (三三三三七)	改良その他国庫 負担の対象とし てはならない工 事、事業主体負 担不足

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 濟額	國庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 國庫負担(補 助)金相当額 うち二十八 年度以降交付 する額	摘 要
山口県	熊毛郡上関村上関港二 十四年災害復旧	上関村	三、八〇〇,〇〇〇	三、三〇九,八〇〇	三、三〇九,八〇〇	五、九〇〇,〇〇〇	五、三〇七,八〇〇	出来高不足
		佐波郡富海村富海港二 十五年災害復旧	富海	二、〇〇〇,〇〇〇	一、五三六,〇〇〇	一、五三六,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	六、三〇〇,〇〇〇
徳島県	徳島市徳島港二十四年 災害復旧ほか三	徳島	一〇、一六八,〇〇〇	一、一〇四,一九八	三、六三六,〇〇〇	五、九二四,四七三	四、三三三,五三九	出来高不足
		右のうち富岡港二十五 年災害復旧工事(工事費八、 九三六、八三六円、國庫 負担金八、一〇五、七一〇 円)は、防波突堤延長一 〇八メートルの被覆捨石二、 八八三立米を施行したこと として、實際は二、二二一 立米を施行したにすぎず 六六一立米が不足している。	徳島	三、二七二,八七九	八、七七七,二六六	一、八七七,二六六	二、八五三,八八〇	二、五五八,八四八
徳島県	海部郡浅川村浅川港改 修	徳島	六、二七四,八四七	二、五〇九,九三八	二、五〇九,九三八	五、九七四,九	二、八九九,九	設計過大
		板野郡松茂村長原港二 十四年災害復旧	松茂村	二、七〇〇,〇〇〇	一、九四八,八〇〇	九八七,七四四	三、八六六,〇	二、四二一,四二一
徳島県	海部郡鞆奥町鞆港二十 三年災害復旧	鞆奥町	三、〇六六,六八九	二、七〇四,八九九	二、七〇四,八九九	四〇〇,〇六四	三、五三三,三三八	出来高不足、事 業主体負担不足
		海部郡三岐田町木岐港 二十六年災害復旧	三岐田	四、三一一,〇〇〇	三、七二六,〇八二	三、七二六,〇八二	七、八〇〇,〇〇〇	六、六六一,一五六
徳島県	那賀郡椿町椿港二十五 年災害復旧ほか一	椿	一、六二四,五〇〇	一、四七八,七三七	六、四六七,八三五	二、九五八,六七三	二、五九七,〇〇三	設計過大、事業 主体負担不足
		計	五、四七五,四一五	四、四四〇,二八〇	三、五、一四、六六四	七、八八六,三〇五	六、五九四,四九四	(一、四一〇,五九九)

(一五六三)	香川県	木田郡牟礼村役戸港二 十五年災害復旧	牟礼村	一、四九二,〇〇〇	一、〇四四,四一〇	一、〇四四,四一〇	四、九四四,〇八	三、四六、三三	出来高不足
(一五六四)	愛媛県	新居浜市大島港二十五 年災害復旧	新居浜市	二、三〇〇,〇〇〇	二、二二〇,九〇〇	二、二二〇,九〇〇	一、八七九,〇九五	一、八七九,〇九五	改良その他國庫 負担の対象とし てはならない工 事

護岸延長一、一五七メートルの練石積一、六〇二平米を復旧するものとして査定を受けたが、うち九九八メートル一、二四
五平米は施行の必要がなく、これによって生じた余剰の工事費一、六九三、八九五円をもって査定外の波よけコンクリート
延長九一三メートルを施行し、また、練石積護岸は三五七平米を施行したこととして、實際は二六五平米を施行し
たにすぎないなどのため一八五、二〇〇円が出来高不足となっている。

(一五六五)	同	越智郡宮窪町友浦港二 十四年災害復旧	宮窪町	一、八〇〇,〇〇〇	九八五,三二〇	九八五,三二〇	三、六〇〇,〇〇〇	二、七二三、〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五六六)	同	北宇和郡北灘村鶴ノ浜 港二十四年災害復旧ほか一	北灘村	五、二二〇,〇〇〇	四、一三三,七五九	三、一九六,三〇六	一、〇七六、四四一	八、三二、六五	同
(一五六七)	同	西宇和郡伊方村中之浜 港二十六年災害復旧	伊方	二、八三三,〇〇〇	二、五〇七,八九五	二、五〇七,八九五	二、八、七七五	三、八九二七	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五六八)	同	西宇和郡町見村九丁港 二十四年災害復旧ほか一	町見	四、六四四,〇〇〇	三、九九九,九三四	三、九九九,九三四	八、八〇、八四四	七、五、六、四九〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五六九)	同	東宇和郡高山村高山港 二十四年災害復旧	高山	七、〇五、一〇〇	五、九七九、四四六	五、九七九、四四六	一、一八三、六五	一、〇〇六、九〇	出来高不足

防波堤延長三二メートルの被覆捨石一、四四五立米、同ならし一、八〇七平米、中詰捨石四、三二四立米を施行したこと
としているが、實際は被覆捨石一、三六三立米、同ならし一、七〇四平米、中詰捨石三、九三八立米を施行しただけで被覆捨
石八二立米、同ならし一〇三平米、中詰捨石三七六立米が不足しているばかりでなく、被覆捨石は、一個当り四〇〇キロ
グラム以上、中詰捨石は八〇キログラム以上のものを使用したこととしているが、實際はそれぞれ規格外の二五〇キログ
ラム程度のもの約二百七立米、五〇キログラム程度のもの約二千七百五十立米を使用している。

県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 國庫負担 (補助)金	同上のうち 二十七年度 までに交付 済額	國庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 國庫負担(補 助)金額(補助 うち二十八 年度以降交付予 定額中減額を 要する額)	摘 要
(一五七〇) 高知県	安芸郡佐喜浜町佐喜浜 港二十七年災害復旧	高知県	二,四〇六,〇〇〇 円	一,六〇四,八〇二 円	一,六〇四,八〇二 円	三,九七三,九三三 円	二,五〇六,一〇六 円	設計過大
(一五七一) 同	幡多郡宿毛町片島港二 十三年災害復旧	同	一,七五五,〇〇〇	一,六三三,一〇〇	一,六三三,一〇〇	八,八四八,四〇〇	八,三三,五九〇	出来高不足
計			一九,九五六,〇〇〇	一八,一三六,九〇二	一八,一三六,九〇二	一,二八二,三三三	一〇,九八五,八〇〇	
(一五七二) 長崎県	南高来郡多比良町多比 良港二十五年災害復旧	多比良町	二,五三三,〇〇〇	一,九二二,九〇〇	一,九二二,九〇〇	三,一〇〇,〇〇〇	二,四一五,五六六	設計過大
(一五七三) 同	南松浦郡有川町太田港 二十六年災害復旧	有川	五,八七六,二〇〇	四,二五一,八八七	一,六〇八,一〇〇	七,七二〇,〇〇〇	四,四三三,一六一	同
計			八,四一九,二〇〇	六,一三四,七八七	三,五三〇,〇〇〇	八,八二〇,〇〇〇	(三五七,七一九)	
(一五七四) 大分県	宇佐郡長洲町長洲港二 十四年災害復旧	長洲町	二,三六七,〇〇〇	一,七二二,〇七	一,七二二,〇七	三,五〇一,三三三	二,五二四,四三八	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五七五) 同	北海郡坂ノ市町坂ノ 市港二十五年災害復旧	坂ノ市	四,五〇〇,〇〇〇	三,一七五,〇〇〇	三,一七五,〇〇〇	一,〇五〇,五二二	七,四六三,三三三	同
(一五七六) 同	北海郡下ノ江村下ノ 江港二十五年災害復旧	下ノ江村	一,一九〇,九七	八六五,八三三	七六,一七五〇	三,三五一,三三四	二,三六三,七二	事業主体負担不 足
(一五七七) 同	下毛郡和田村中ノ浜港 二十五年災害復旧ほか	和田	五,四七五,〇〇〇	三,八二二,五〇六	三,八二二,五〇六	一,六四七,三三八	一,一六六,八二八	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五七八) 同	西国東郡具崎村高田港 二十四年災害復旧	具崎	二,二二四,〇〇〇	一,六二六,三三〇	一,六二六,三三〇	三,六六四,〇〇一	二,六七,四七二	同
(一五七九) 同	西国東郡真玉村真玉港 二十六年災害復旧	真玉	二,二五八,〇〇〇	一,五九八,六六四	一,五九八,六六四	五,六〇,二五六	三,九六,六六一	同

(一五八〇) 同	速見郡大神村真那井港 二十五年災害復旧ほか	大神	六,六六〇,〇〇〇	五,四六六,七三二	五,四六六,七三二	一,二四二,四八	九,六五五,九九	同
(一五八一) 同	東国東郡東町国東港 二十五年災害復旧	国東町	一,一〇一,〇〇〇	九四〇,〇四四	九四〇,〇四四	一,一〇一,〇〇〇	九四〇,〇四四	粗漏工事
(一五八二) 同	東国東郡富来町富来港 二十五年災害復旧	富来	三,三三〇,〇〇〇	二,八九八,〇〇〇	二,八九八,〇〇〇	三,四三〇,〇七〇	三〇八,七三三	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五八三) 同	南海郡名護屋村丸市 尾港二十五年災害復旧	名護屋村	三,〇四二,〇〇〇	二,七五六,〇五二	二,七五六,〇五二	二,九六四,六一	二,八五九,三	出来高不足
(一五八四) 同	南海郡西中浦村松浦 港二十六年災害復旧 (一一四ページ参照)	西中浦	四,一三〇,〇〇〇	三,二二七,一七〇	三,二二七,一七〇	九二七,三三〇	七,一〇,六一	出来高不足、事 業主体負担不足
(一五八五) 同	南海郡東中浦村梶寄 港二十五年災害復旧	東中浦村	一,六九八,〇〇〇	一,六四七,九六	一,六四七,九六	二,九二,九七	二,六六,二二	出来高不足、事 業主体負担不足
計			三六,〇七六,九七	二九,七五四,六四六	二九,七五四,六四六	八,六四二,一七九	六,五八,七九	
(一五八六) 宮崎県	南那珂郡市木村市木港 二十四年災害復旧	市木村	三,五七〇,〇〇〇	三,三二六,六六六	三,三二六,六六六	三,〇六,七〇	三,九〇,〇七	出来高不足、事 業主体負担不足
計			二六,三三三,六三	二二,六一二,〇九三	二二,六一二,〇九三	五,一七四,九六	三,九〇,〇七	

第十二 郵 政 省

郵政事業特別会計

(事業損益について)

郵政事業特別会計は、昭和二十四年六月設置以来独立採算制を立前としながら、毎年度収支の均衡がとれず欠

第二章 第四節 第十一 運輸省 (一五八〇—一五八六) 第十二 郵政省

損を続け、二十六年度末繰越欠損金は七十六億余万円に上っていた状況であったが、二十七年年度決算の結果初めて八億九千三百余万円の利益を生じ、本年度末繰越欠損金は六十七億六百余万円に減少した。

このように本会計が本年度において利益をみるに至ったのは、二十六年十一月の郵便料金の値上げおよび郵便貯金、簡易生命保険、電気通信各事業の業務受託収入の増加等のため、事業収入が前年度に比べ百四十四億四千四百余万円を増加しているのに、一方事業支出においては給与ベースの改訂等に因る支出の増加が前年度に比べ百十二億九千九百余万円にとどまったことに因るものと認められ、毎年度一般会計から歳入不足補てんのための繰入を受けていた従来の業態からみて著しい好転であるが、事業支出における人件費の占める割合は二十五年年度六三・五%、二十六年年度六四・八%に対し、二十七年年度は六七・八%と漸増して、このうち超過勤務手当および特殊勤務手当は七十一億四千三百余万円で人件費の一五・四%を占めている状況であり、一層諸経費の節約が必要であると認められる。

(財務諸表について)

二十七年年度決算は、前記のとおり八九三、九六九、四三五円の利益となつて、本院会計検査の結果、その修正を要すると認められるものが左のとおりあり、これにより修正計算したとすれば二十七年年度の利益金は六五五、四〇七、五六四円となる。

決算箇所	過誤の内容	金額
簡易保険局および東京郵政局	固定資産の計上を漏らした	四九九、一六二
経理局および東京郵政局	固定資産を過大に計上したもの	△ 九三三、二九二
経理局および東京ほか八郵政局	未払金の計上を漏らしたもの	△ 二三八、五五八、四一一
東京郵政局	減価償却引当金を過大に計上したもの	四三〇、六六九
差引		△ 二三八、五六一、八七一

(渡切費の経理について)

二十七年年度の渡切費の決算額は二十一億三千二百余万円であつて、予算額十五億六千六百余万円に対する超過額五億六千五百余万円は物件費から流用されているが、このように超過しているのは、二十七年七月、従来渡切費でなかつた通信費、貯金奨励維持費(奨励施設経費)、保険年金募集維持奨励費、切手類売さばき手数料を渡切費に切り替えたことおよび二十七年途中で渡切費全般にわたり支給率を改訂したためであつて、二十六年年度決算額が十五億千五百余万円であつたのに比べ二十七年年度決算額は著しく増大している。

渡切費は、年度末に残額を生じても返納させず、翌年度において郵政局長の承認を得てこれを事務の研究、事業上有益な圖書の購入、見学、当該局に勤務する職員全部のための訓育、福利厚生施設等に使用することができるとしているものであるから、その支給については特に慎重を期すべきであるが、二十七年末においては一億千四百余万円に上る残額を生じている状況で、支給にあつては各特定郵便局から各郵政局へ四半期ごとに提出される渡切経費経理報告書等によつてその使用実績を勘案して支給するなど一層の考慮が望まれるものがある。

(物品の経理について)

二十七年度における貯蔵品の購入額は三十三億七千百万円、使用額は三十五億七千百万円で、翌年度繰越額は九億八千百万円となっていて、この繰越額は前年度に比べると一億九千百万円の減少となっている。しかし、このうち消耗品の繰越額は三億四千三百百万円で、これに事業品として保有している額四億八千二百百万円を加え八億二千五百百万円のを在庫としているが、この在庫量は年間使用実績五億三千六百万円の約一年六箇月分に相当して、なお規制の余地があるものと認められる。

(郵便物運送料について)

二十七年度中の専用自動車による郵便物運送料は十四億六千百万円に達しているが、本件請負はきわめて特殊な請負で、競争入札に付してもごく限られた少数の業者だけが参加したにすぎない実状であり、一度契約が成立すれば郵便物運送委託法(昭和二十四年法律第二百八十四号)第七条の規定により四年以内は継続することができものであるから、その予定価格の算出にあつては特に慎重を期する必要がある。

しかし、この予定価格算出の基礎は、郵政省の内規で定められているが、その基礎である車種の選定標準として、たとえば、郵袋積載量一四個から三五個の場合は中型車とし、これに対し道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八条の規定によつて一般に認可されている二トン車相当料金三、一二〇円を積算することとしているが、現行専用自動車の荷台容積平均からみても一トン車(認可料金二、七三〇円)で郵袋三〇個まで積載する

ことができるものであるから一トン車で足りる場合があり、前記車種の選定はその部分だけ高価に予定価格を積算する結果となっている。同様の事例は、他の車種の選定にも見受けられるから全面的に再検討の必要がある。

なお、前記内規で定めている予定価格算出基礎のうち深夜および悪路区間の作業に対する割増運賃の計算方法が適切を欠いていると認められるものなどがあつたので注意したところ、二十八年十月以降改善することとなつた。

不 当 事 項

(一 般 会 計)

物 件

(一五八七) 真空管の調達当を得ないもの

(組織) 郵政本省 (項) 電波監理総局

郵政省電波監理局で、昭和二十七年度中、東京芝浦電気株式会社ほか五会社から真空管一R五ほか六点(二、九四七個)を二、六四〇、七六〇円で購入しているが、二十七年度所要量はほとんど全部が前年度からの繰越数量で足りたものであるのに、各地方部局の受払の実態を把握していなかつたため過大調達となっている。すなわち、二十六、二十七両年度における本品受払状況は左のとおり

品名	二十六年 度			二十七年 度		
	受入	高払	出高残	受入	高払	出高残
一R五真空管	六〇五個	三〇三個	三〇二個	八二五個	一、一二七個	三三八個
一U五	六一八	二三九	三七九	七八八	一、一六七	三七五
CZ一五〇一V	四七〇	七六	三九四	二三〇	六二四	一〇三
CZ一五〇四V	四四〇	四四	三九六	一九〇	五八六	五二一
CZ一五一	五〇五	二〇五	三〇〇	二一五	五一五	五九
六AS七GT	一九〇	三一	一五九	三一〇	四六九	八三
六AC七GT	四六一	一八四	二七七	三八九	六六六	六一
備考	二十五年度から繰り越した全数量を一応精度が悪いものと認め除外した。					
繰越	三〇二個	三七九	三九四	三九六	三〇〇	一五九
購入	八二五個	一、一二七個	七八八	二二五	六二四	一〇三
計	一、一六七	一、一六七	一、一六七	一、一六七	一、一六七	一、一六七
出高残	三七五	三七五	三七五	三七五	三七五	三七五
高	七九二	七九二	七九二	七九二	七九二	七九二

であつて、二十六年年度末の残高は払出に比べて最高九箇年分から最低一箇年分を保有していることとなるから、二十七年年度の所要量は前年度の繰越数量でほとんど足りるものと推定することができたのに、二十七年年度に更に前記のとおり購入したため、同年度末において過剩残高は更に著増しているものである。

(郵政事業特別会計)

予算経理

(一五八八) 給与の支給額が予算総則の限度をこえたもの

(項)業務費 ほか一科目
郵政省および管下各局所で、昭和二十八年一月から三月までの間に、郵政事業特別会計所属の職員に対して職員給与、超過勤務手当、特殊勤務手当および休職者給与として一一、一四六、五九八、〇二二円を支給しているが、右支給額は、昭和二十七年年度特別会計予算補正総則第十一条本文に定める給与総額一〇、三二六、七二七、〇〇〇円に昭和二十七年年度特別会計予算総則第十条により予算増額を認められた五四〇、〇〇〇、〇〇〇円の全額を加えた額一〇、八六六、七二七、〇〇〇円に対しても二七九、八八一、〇二二円の支給超過の結果となっている。

物 件 (一五八九)(一五九〇)

(一五八九) 式紙を過大に調達したもの

(昭和二十六年度)

郵政省で、昭和二十六年年度中、株式会社久栄社印刷所に原紙二五四、二八〇枚(価額六、三六二、八九八円)を官給して保険契約申込書七、九一〇、〇〇〇枚の生産を請け負わせ、その工賃として一、五六八、七六〇円を支払っているが、調達計画が適切を欠いたため約五百五十万枚(原紙代約四百四十万円、工賃約百十万円)が過大な調達となっている。

右は、調達計画を立てるにあたって、募集目標件数を基準とせず、各郵政局の準備要求数量をそのまま基準としたもので、各郵政局の二十六年度分準備要求数量一三、七九二、三五〇枚に予備量としてその二五%を加え

た一七、二四〇、四〇〇枚を総所要量とし、これから本省および各郵政局の二十五年度末在庫見込量五、八一九、二〇〇枚を控除した一一、四二二、二〇〇枚を一一、五〇〇、〇〇〇枚と査定して要調達数量とし、そのうち一七、九一〇、〇〇〇枚を調達しているが、この計画を立てるにあたっては、当然保険募集目標件数を基準とし、これに必要な予備量および持越在庫量を勘案して要調達数を決定すべきものと認められる。もし計画にあたってこれらの点を考慮したとすれば、既に二十五年十二月には二十六年保険募集目標は六、〇〇〇、〇〇〇件と決定されていたのであるから、目標件数相当量六、〇〇〇、〇〇〇枚に予備量としてその二〇%とこれは次年度第一・四半期分として更に総数の三〇%を加えた計九、三六〇、〇〇〇枚程度を総所要見込量とすべきであり、他方、本省および各郵政局の二十五年度末実在庫量は七、〇三六、一〇〇枚であるから、これを差し引いた二、三二四、〇〇〇枚程度のものを購入すれば足りる計算となる。現に、二十六年度末においては、本省および各郵政局の在庫は九、五〇三、七五〇枚の多量に上っている。

(一五九〇) 物品を過大に調達したもの

郵政省で、昭和二十七年六月から二十八年二月までの間に四回にわたり、東京通信化学工業株式会社ほか二社から黒色肉じゅう一四、四〇〇かんを七、六六七、一〇〇円で購入しているが、調達計画が適切を欠いたため約八千八百かん価額約四百六十七万円のもの過大調達となつている。

右は、その調達計画を立てるにあたって、本省の標準在庫量を約一万かん、各郵政局を通じた標準在庫量を

約一万二千かんとし、毎四半期末にこれに対する不足分を報告させ、この不足分を補充するため購入したものであるが、二十五、二十六両年度の払出平均は一六、四六三かんであるから前記標準在庫量は著しく多量に失したものであって、いま、仮に右一六、四六三かんを基礎とし、これに翌年度第一・四半期分として三箇月分四、一一五かんを加えた二〇、五七八かんを年間総所要量とし、これから前年度繰越量一五、〇七二かんを控除した五、五〇六かんを要調達数とすれば、約八千八百かん価額約四百六十七万円ものは購入する必要がなかつた計算となり、現に、二十七年年度末においては、二十七年中の払出量一〇、九九八かんを上回る一九、二六〇かんを保有している状況である。

(郵政事業特別会計)

(簡易生命保険及郵便年金特別会計)

不正行為

(二五九一) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

(二六〇七)

浅草ほか四一郵便局^(注)で、昭和二十四年三月から二十八年四月までの間に、関係職員により歳入金、歳出金等をほしいままに領得されたものが二三、一〇一、一四一円(うち二十八年九月末現在補てんされた額五、一七二、四六〇円)あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり一七件一五、六五七、五〇二円(う

ち二十八年九月末現在補てんされた額二、八二〇、九〇三円)である。

この不正行為をその態様により分類すると、

- (ア) 窓口で現金受払事務に従事中、(a) 受入関係書類を破棄したりまたは作成しなかったもの、(b) 受入関係書類に受入額を減額して記載したもの、(c) 払出金の受領証を偽造したもの、
- (イ) 局外で積立貯金預入金、簡易生命保険保険料等の集金事務に従事中、(a) 受入関係書類に受入記入しなかったもの、(b) 受入関係書類を破棄したりまたは作成しなかったもの、(c) 受入関係書類に受入額を減額して記入したもの、(d) 集金票を不当に局外に持ち出し使用したものの、(e) 払出金の受領証を偽造したものの、
- (ウ) 窓口および集金関係に属しないものについての領得である。

(注) 浅草、江戸川、九段、江戸川船堀、横浜伊勢佐木、明治、松本、新潟、妙高、千種、中村、岐阜、羽咋、阿倍野、東淀川、東成、吹田、伏見、奈良、大阪住吉長居、岸和田稲葉、神戸熊内、尾道、倉敷、西大寺、長府、宇部藤山、大井、博多、西福岡、久留米、西唐津、青山、弘前、八戸、陸奥常盤、赤湯、砂川、比布、札幌南一条西、滝ノ上、琵琶瀬各郵便局

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年 月	不正行為金額 円
(一五九一) 浅草郵便局	出納員 富沢 某	二六、九から 二七、八まで	六三九、〇〇〇
(一五九二) 江戸川	出納員 田某	二六、五から 二七、五まで	一、四五九、六六四

(一五九三) 九段	同 佐藤 某	二六、七から 二七、五まで	一、〇六九、九四八
(一五九四) 江戸川船堀	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 嶋村 某	二五、四から 二七、四まで	一、二九七、八〇二
(一五九五) 松本	出納員 榎 某	二六、七から 二七、九まで	一、一六八、六七八
(一五九六) 妙高	同 山川 某	二六、一〇から 二七、一〇まで	一、〇一〇、四〇〇
(一五九七) 岐阜	同 杉本 某	二八、三から 二八、三まで	七二九、二〇〇
(一五九八) 羽咋	分任繰替払等出納官吏 郵政事務官 佐藤 某	二五、一〇から 二七、一〇まで	五一五、五五三
(一五九九) 伏見	出納員 新官 谷 某	二七、六から 二七、一〇まで	一、二〇〇、〇〇〇
(一六〇〇) 奈良	出納員 郵政事務官 平尾 某	二五、一一から 二七、一一まで	七四七、四六一
(一六〇一) 大阪住吉長居	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 小森 某	二五、三から 二七、九まで	一、二八八、二九九
(一六〇二) 岸和田稲葉	出納員 事務官 桜井 某	二六、四から 二八、二まで	一、六一六、四六七
(一六〇三) 神戸熊内	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 沢田 某	二五、八から 二七、五まで	五二六、四五九

第二章 第四節 第十二 郵政省 (一六〇四—一六〇七) 第十三 労働省

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額
(一六〇四) 尾道郵便局	出納員 藤原某 事務員 藤原某	二五、四月から 二七、一〇まで	六〇一、一一五円
(一六〇五) 大井	出納員 野某 郵政事務官 野某	二四、一三から 二七、一三まで	五五六、五二七
(一六〇六) 久留米	出納員 森某ほか一名 事務員 森某ほか一名	二六、一〇から 二七、一五まで	五四三、〇〇〇
(一六〇七) 札幌南一条西	出納員 小葉松某 郵政事務官 小葉松某	二六、一から 二七、六まで	六八七、九九七
計			一五、六五七、五〇二

第十三 労働省

不当事項

(一) 一般会計

補助金

(一六〇八) 国庫補助金の経理当を得ないもの
(一六〇九)

(組織労働本省 (項) 失業対策事業費補助
労働省で、昭和二十七年に交付した失業対策事業費補助金は七十九億七千五百余万円あり、この国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)に基き労働大臣が定めた内容の事業で、事業費に対し労力費が一定の割合以上を占めるものに対し交付するものであるが、本院において右国庫補助金の一部について会計実地検査を実施した結果によると、事業費に対する労力費の割合が指定の率に達しないものおよび所定の目的に適合しない事業を行うものに対し国庫補助金を交付したものが次のとおりある。

(一六〇八) 山形県ほか四府県で、山形市ほか一二事業主体^(注一)に対し国庫補助金計三三、二二三、六三七円を交付しているが、各事業主体において本件事業を行うため要した事業費に対する労力費の割合は指定の率に達していない状況である。

(注一) 山形県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県
(注二) 山形市、酒田市、大津市、滋賀県神崎郡八日市町、同県同郡能登川町、同県粟太郡草津町、大阪府泉北郡高石町、尼ヶ崎市、鳥取県、鳥取市、長浜市、鳥取県岩美郡津ノ井村、同県東伯郡西郷村

(一六〇九) 北海道で、釧路市に対し失業対策事業費補助金の昭和二十七年分として二十七年五月、七月、九月および二十八年二月に交付した一、二五六、三〇〇円は、同市において公共用地の整理を行うものとして交付したものであるが、同市が実際に施行した事業は公共の用に供する土地に対して実施したものとは認められな

右は、国が自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)により牧野として旭興業株式会社から買収した釧路市松浦町所在一五、一一七坪の土地を同市が学校敷地等として借り受け、これに二十五年以降失業対策事業として整地盛土を実施してきたものであるが、北海道農地委員会において牧野に該当しないとして買収計画承認の取消を決定し、二十六年六月釧路地区農地委員会に通達したもので、同市と同会社との間においては、既に同年四月、本件土地を国から正式に同会社に返還を受けた場合は同市はこれを整地のうえ同会社に無償で提供し、その代替として同会社はこのうち約四千坪(二十七年実施の分はこのうちに含まれていない。)だけを市立中学校校舎敷地として同市に寄付する旨の覚書を取りかわしていたものである。したがって、本件国庫補助金は、公共の用に供する意図のなくなった土地の整地費について交付されたものといわなければならぬ。現に、同会社は、本件土地のうち同市が整地済の四、二三五坪を二十七年七月学校敷地として同市に寄付し、その他の大部分は住宅地として個人に売渡の処分をしている状況である。

なお、二十六年分国庫補助金で、二十六年七月以降の工事費分に対し交付したものが一、三二一、七五〇円ある。

(一) 一般会計)

(失業保険特別会計)

予算経理

(一六一〇) 架空の名義により支出したものの

奈良県民生労働部で、昭和二十五年六月から二十八年一月までの間に、架空の名義によりまたは正当支払額に付掛けして旅費、自動車借上料、印刷代等計一、四七八、六四五円を支出し、一、四七七、三五一円を諸会議費、接待費、職員厚生費等に使用し、二十八年二月本院会計実地検査当時その残額一、二九四円を現金で保有していたものがある。

不正行為

(一六一一) 職員の不正行為に因り国に損害を与えたもの

福岡ほか二公共職業安定所^(注)で、昭和二十五年五月から二十七年八月までの間に、関係職員により、現金の出納保管等の事務を処理する地位を利用し、失業保険金、政府職員等失業者退職手当支払のための前渡資金をほしいままに領得されたものが一、〇五六、〇四八円(うち二十八年九月末現在補てんされた額二〇、〇〇〇円)あるが、そのうち不正行為金額五十万円以上のものをあげると左のとおりである。

(注) 福岡、小樽、鳥栖各公共職業安定所

庁 名 福岡公共職業安定所

不正行為をした職員 労働事務官 荒木 某

不正行為期間 二五、
二七、
六から
六まで

不正行為金額 八七〇、九八〇円

是正させた事項

未 収 金 (一六二二)―(一六二八)

(一六二二) 労働者災害補償保険料等の徴収不足を是正させたもの
(一六二八) (労働者災害補償保険特別会計) (款)保険料収入 (項)保険料収入

(同) (款)雑収入 (項)雑収入

労働者災害補償保険の適用事業場は全国で約三十七万二千あり、そのうち一、三七八事業場について調査した結果、保険料および追徴金についての徴収不足を是正させたものは二〇〇事業場で一二、〇七八、六九八円あり、そのうち一事項十万円以上のものを労働基準局ごとに集計すると左のとおり七件九、四七一、六四八円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる賃金についての事業主の調査または他の関係機関との連絡が十分でなかったことがおもな原因と認められる。

労働基準局	徴 収 不 足		納 付 義 務 者
	保 險 料	追 徴 金	
(一六二二) 茨 城	九二六、五九五円	九二、六六〇円	東京電力株式会社茨城支店ほか一事業場
		計	
		一、〇一九、二五五円	

(一六二三) 神 奈 川	一、五七九、六三四	一五七、九六四	一、七三七、五九八	藤木企業株式会社ほか三事業場
(一六二四) 大 阪	二八七、九四九	二八、七九五	三一六、七四四	株式会社 淀川製鋼所
(一六二五) 徳 島	一五三、九八九	一五、三九九	一六九、三八八	四国電力株式会社徳島支店
(一六二六) 愛 媛	一五六、四九〇	一五、六四九	一七二、一三九	阪南工業株式会社
(一六二七) 長 崎	五、三三九、九三五	五三三、九九三	五、八七三、九二八	三菱鉱業株式会社崎戸鉱業所ほか三事業場
(一六二八) 鹿 児 島	一六五、九九六	一六、六〇〇	一八二、五九六	神岡鉱業株式会社串木野鉱業所
計	八、六一〇、五八八	八六一、〇六〇	九、四七一、六四八	

(一六一九) 失業保険特別会計 (款)保険料収入 (項)保険料収入
(一六二八) (同) (款)雑収入 (項)雑収入

失業保険の適用事業所は全国で約二十万七千あり、そのうち一、三三〇事業所について調査した結果、保険料および追徴金についての徴収不足を是正させたものは一七四事業所で一七、〇八六、三八八円あり、そのうち一事項十万円以上のものを都府県ごとに集計すると左のとおり一〇件一三、三三二、二二三円である。

右のような徴収不足をきたしたのは、保険料算定の基礎となる賃金についての事業主の調査または他の関係機関との連絡が十分でなかったことがおもな原因と認められる。

都 県 名	徴 収 不 足		納 付 義 務 者
	保 險 料	追 徴 金	
(一六一九) 山 形 県	一、二九二、〇八八円	一二八、九八〇円	田川炭礦株式会社ほか三事業所
(一六二〇) 東 京 都	三〇〇、四五〇	三〇、〇一〇	株式会社久保田鉄工所隅田川工場
計			
			三三三〇、四六〇

府県名	徴収不足		計	納付義務者
	保険料	追徴金		
(一六二一) 神奈川県	一〇五、一三六	一〇、四五〇	一一五、五八六	株式会社立野製作所
(一六二二) 山梨県	一三二、九七九	二二、〇三〇	一五六、〇〇九	富士山麓電気鉄道株式会社
(一六二三) 大阪府	七、四九六、〇四九	七四九、三七〇	八、二四五、四一九	大阪製鋼株式会社ほか一三事業所
(一六二四) 兵庫県	一、七〇四、二三二	一七〇、三七〇	一、八七四、六〇二	柴田ゴム工業株式会社ほか一事業所
(一六二五) 奈良県	一一七、二五八	一一、七二〇	一二九、九七八	日本アスベスト株式会社王寺工場
(一六二六) 徳島県	二一〇、〇八六	二〇、九二〇	二三一、〇〇六	大塚製薬工場
(一六二七) 愛媛県	五七八、三三三	五七、七一〇	六三六、〇三三	大王製紙株式会社ほか一事業所
(一六二八) 長崎県	一六四、六二二	一六、四四〇	一八一、〇六二	株式会社間組高島出張所
計	一一、一一一、二三三	一、二二〇、〇〇〇	一二、三三一、二二三	

第十四 建設省

直轄工事に関しては、工事費から架空の人夫賃等の名義により支払に立て、多額の資金をねん出してこれを手元に保有し、ほしのままに工事請負代金等に使用する不正規の経理は当局の努力によって一掃されたもののように認められたが、工事自体については直営により施行したもののうちにその計画または施行が当を得ないため不経済な結果をきたしたものの、請負に付したものにおいて出来高が不足しているものがあり、また、建設機械整備費をもつて多数購入している重建設機械の購入および管理当を得ないと認められるものが別項に記載したとおり一五件(一六二九—一六三六、一六四〇—一六四六)ある。

また、地方公共団体の施行する国庫負担工事については、災害復旧工事に重点を置き検査したが、その結果、国庫負担金または国庫補助金を除外すべき額一工事十万元以上のものをあげると三〇二工事一億八千七百余万元となっている。

なお、公共事業費については、従来特にその箇所別配分が総花的に流れ、全体にわたって工事の完成が遅延したため経済効果の発生が遅れ、予算が効率的に使用されていない傾向が見受けられる。

不当事項

(一般会計)

予算経理

(一六二九) 予算がないのに機械を購入したものの

(組織)建設本省 (項)鬼怒川外二河川綜合開発事業費
 関東地方建設局で、昭和二十七年四月、栃木県から購入した五十里堰堤工事に用機械ケーブルクレーンほか四品目の代金として一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を支出しているが、実際は二十五、二十六両年度に予算がないのに購入した同機械の代金を同県に支払わせ、これを二十七年予算から返済したものである。

右は、同局が二十六年二月および三月安全索道株式会社ほか四会社と五十里堰堤工事用のケーブルクレーンほか二品目価額一二四、九八二、〇〇〇円の購入の仮契約を結び、三月から六月までの間に、その大部分をすえ付けまたは工場検収したが、二十五年にはその全部を購入する予算がなかったため、予算の範囲内で安全索道株式会社ほか一会社の分五六、五七六、〇〇〇円を支出して五会社に分配させ、さらに、二十六年六月から二十七年三月までの間に栃木県から一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円の立替を受け、これを前記契約額のうち未払となっていた六八、四〇六、〇〇〇円に充当したうえ、別に東日本重工業株式会社ほか一会社からバッチャープラントおよびミキサー各一台を三一、五九四、〇〇〇円で購入したもので、二十七年四月に至り栃木県から一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円の機械を購入したることとしてこれを返済したものである。

工 事 (一六三〇)―(一六三九)

(一六三〇) 直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの (一六三六)

(組織)建設本省 (項)河川等事業費 ほか二科目

東北ほか三地方建設局で、昭和二十七年に施行した河川、道路の改修、災害復旧工事のうち、工事の計画および施行を誤つたため手もどりまたは不経済な結果をきたしたものの、工事の監督および検収不十分ため工事の出来高が不足しているのに設計どおり完成したものととして請負代金の全額を支払つたものが次のとおりあり

り、いずれも直轄工事の施行にあたり処置当を得ない。

(一六三〇) 東北地方建設局北上川上流工事事務所で、昭和二十七年に直営により一八、八七六、五八六円をもつて施行した岩手県稗貫郡花巻町および宮野目村地内北上川支川瀬川付替工事において、護岸の根固工を行うことなく法おおい工を施行したなどのため工事費五三五、二四〇円の手もどりをきたしたものがあつた。

右工事は、瀬川付替のため二十五年度から新水路掘さくを施行し、二十七年において掘さく六〇、七〇〇立米、護岸法おおい九、〇九六平米、床固三箇所五三八平米を施行するもので、新水路は上流部の河幅が六二メートルであるのに対し下流部は一八メートル程度で著しく狭くなつていて、二百分の一の急こう配であるため流速が急となり、護岸の水衝、河床の洗掘等を生ずることは計画当時十分予想することができたものであるから、護岸には根固を行い、床固には水たたきを設けるべきであるのにこれを施行しなかつたため、二十八年三月右付替水路に通水したところ、わずか数日にしてコンクリートブロック張等護岸延長九〇メートルが決壊したほか床固一箇所二〇平米も流失し、他も危険な状態となつたものである。これがため二十八年直ちに新水路の上流を締め切り、根固工を実施したが、仮締切工事費に一四四、五〇〇円、護岸および床固復旧費に三九〇、七四〇円計五三五、二四〇円の手もどりをきたしている。

(一六三一) 東北地方建設局阿賀川工事事務所で、昭和二十七年に直営により三、四二六、五九五円をもつて施行した福島県河沼郡金上村地内宮川新水路掘さく工事において、設計どおりに掘さくしなかつたため二四三、二

一六四の手もどりをきたしたものである。

右工事は、阿賀川および支川宮川をその中流部で合流させるため新水路(掘さく土量二二、〇〇二立米)を掘さくするもので、設計ではドラグラインにより八、〇九〇立米だけを掘さくすることとなっているのに、実際は設計断面以上に一〇、〇八〇立米を掘さくしたため一、九九〇立米を埋めもどす必要を生じ、上流部から所要土量を掘さく運搬のうえ埋もどしを行い二四三、二一六四の手もどりをきたしている。

(一六三二) 東北地方建設局江合鳴瀬両川工事事務所で、昭和二十七年に直営により二、九九四、五七五円をもって施行した宮城県遠田郡涌谷町地内江合川筋右岸桜丁掘さく築堤工事において、土取場の選定を誤つたため工事費二一七、二九三円の増大をきたしたものである。

右工事は、右岸延長一、〇一〇メートルの間に土量四〇、〇八六立米の築堤を行うもので、そのうち六、六五四立米は築堤箇所から一、二〇〇メートルを隔てた左岸寄りの河川敷からラダーエキスカベーターで掘さくするのうえ蒸気機関車で運搬し、工事費七四六、九五二円を要したものであるが、右築堤箇所付近の高水敷は計画五五、五七四立米の掘さくを必要とし、付近築堤全部に利用してもなお二、三四六立米を堤内地に捨土する予定の地区であるから、本件築堤土はこの高水敷から採取すれば足りたもので、いま、仮にこの工法によつたとすれば工事費において二一七、二九三円を節減することができたものである。

(一六三三) 中部地方建設局三重国道工事事務所で、昭和二十七年に直営により二、七五一、三六六円をもって施

行した鈴鹿市一ノ宮町地内鈴鹿橋右岸取付道路工事において、土取場の選定および施行方法を誤つたため工費約五十一万円の増大をきたしたものである。

右工事は、延長二七四メートル、土量八、八〇〇立米の路床かさ上げを行うものであるが、年度末までに施行した土運搬のうち六、四三二立米は、巻揚機および四トンガソリン機関車を使用して鈴鹿川左岸寄州から仮橋を渡つて採取したもので、その立米当り単価は一六四円一〇となつている。

しかし、本件工事箇所に隣接して同年度に鈴鹿工事事務所で施行した鈴鹿川本川右岸高岡地先改修工事においては、築堤用土を約八百メートル上流の右岸寄州から採取のうえ七トンディーゼル機関車により運搬したもので、その立米当り単価は五五円〇三となつており、これに比べると本件工事の単価は著しく高価となつているが、前記取付道路に要する土量六、四三二立米は、鈴鹿工事事務所が前記築堤用土を採取した上流右岸寄州の土取場から採取することが適当であつたばかりでなく、これを七トンディーゼル機関車で運搬する余裕もあつたものであるから、このような接続した工事箇所の土運搬工事にあつては両工事事務所において協議のうえ最も有利な方法で施行すべきものと認められ、いま、仮に本件工事用の六、四三二立米を鈴鹿工事事務所に委託し、前記改修工事と同様の方法で施行したとすれば、単価は八四円七五となり、約五十一万円は節減することができたものである。

(一六三四) 近畿地方建設局で、昭和二十七年五月、株式会社山形組に福井県坂井郡大石村および木部村地先九頭

龍川木部第四護岸工事を三、一八〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため二六六、七三九円が出来高不足となっている。

右工事は、延長七四〇メートルの護岸を復旧するもので、法おおい工二、四一八平米の裏込砂利またはぐり石は厚さ平均二五センチメートルで総量六〇五立米を施行したこととしているが、実際は三九三立米を施行しただけで二一二立米が不足し、また、法おおい天端延長六九〇メートルは幅六〇センチメートル、厚さ平均六センチメートルで配合比一・三・六のコンクリート二五立米を施行したこととしているが、実際はコンクリートとしての強度をもたない粗悪なもので施行しているため、工事費相当額二六六、七三九円が出来高不足となっているのに設計どおり完成したものととして前記請負代金の全額を支払ったものである。

(一六三五) 近畿地方建設局淀川工事事務所で、昭和二十七年四月から十一月までの間に、直営により五、四二二、九八四円をもつて施行した寝屋川市仁和寺地先護岸工事において、護岸床掘りの機械施行が可能であったのに人力で施行したため約六十三万円が不経済な結果となっている。

右工事は、延長三七一メートルの間に床掘土砂七、七三〇立米、埋もどし土砂三、六六〇立米、石張三、三三九平米等を施行するもので、床掘土砂のうち四、一五〇立米はドラグライン掘さくにより立米当り平均一三円四〇で施行し、また、三、五八〇立米は人力掘さくにより立米当り単価一八九円四二で施行しているが、四月から七月下旬まで大阪機械整備事務所において直ちに本工事に使用することができるドラグライン一台を保有し

ていたのであるから、これを利用すれば前記人力掘さくによつた土量は機械掘さくにより低価に施行することができたものと認められ、いま、仮にこの工法によつたとすれば工事費約六十三万円を節減することができたものである。

(一六三六) 中国四国地方建設局で、昭和二十六、二十七兩年度に、智頭土建株式会社ほか二名に鳥取県八頭郡池田村地内鳥取国道改良工事を一八、七五〇、〇〇〇円で請け負わせているが、検収等が不十分なため一、四三四、五九三円が出来高不足となっている。

右工事は、二十六年十月から二十八年七月までの間に、延長九二二メートルの道路改良を施行するもので、切土二二、七二〇立米、擁壁工の練積石垣三、〇〇九平米を施行したこととしているが、実際は切土一九、〇九七立米、練積石垣二、七三九平米を施行しただけで切土三、六二三立米、練積石垣二七〇平米が出来高不足となっているのに、設計どおり完成したものととして検収し、前記請負代金の全額(うち二十六年度分一一、二二〇、〇〇〇円、二十八年年度分一、〇一八、〇〇〇円)を支払ったものである。

(一六三七) 工事の設計が過大なもの

(総理府) (組織)保安庁 (項)警察予備隊施設費
関東地方建設局で、昭和二十七年中、習志野警察予備隊施設汽かん設備工事を一五、二三〇、六〇〇円で施行しているが、その施設は部隊の必要をこえた過大なものと認められる。

右工事は、ちゅう房および浴場設備への給汽給湯のため水管式汽かん二基を設備するもので、田熊汽罐製造株式会社につねきちボイラーB—七〇型(常用蒸発量二、三七〇kg/h、最大蒸発量二、七三〇kg/h)の汽かんの手持ちがあることを事由とし、汽かんすえ付は同会社に請け負わせたものであるが、同部隊の蒸汽所要量は全負荷時において一、六〇〇kg/h程度であるから、松戸駐とん部隊等に施設したつねきちCD—五〇型(常用蒸発量一、六二〇kg/h、最大蒸発量一、九〇〇kg/h)をすえ付ければ十分と認められるのに、特に燃焼効率が低く現在前記会社においても製作を行っていない旧型で過大な汽かんを使用し施設したのは不経済と認めざるを得ない。

いま、仮に前記松戸駐とん部隊程度の施設をしたとすれば、汽かん施設で八五〇、〇〇〇円、その他汽かん室煙突および付帯施設等の過大分を合わせ工事費総額において約二百万円を減額することができた計算となる。

(一六三八) 工事費の支払にあたり処置当を得ないもの

(総理府) (組織) 保安庁 (項) 警察予備隊施設費

関東地方建設局で、工事請負金額の減額を行うべきであったのに、基礎事実についての連絡不十分ためその処置を執っていないものが次のとおりであったので、本院会計実地検査の際注意したところ、それぞれ請負人から返納させる旨の回答があった。

- (1) 昭和二十七年六月、工事費九、六一一、〇七九円で田熊汽罐製造株式会社に請け負わせた警察予備隊土浦施設汽かん設置工事は、工事完成の際請負人が汽かんの乾燥だき試運転を行うこととなっていたが、所要石炭一九・八トンが請負人持ちの契約であったのに実際には部隊のものを使用したのであるから、その際、右石炭代金および付帯経費計一八二、四二〇円は請負代金の減額改訂をすべきものであった。
- (2) 二十八年三月、工事費一、五九〇、〇〇〇円で日本理装工業株式会社に請け負わせた保安隊久里浜施設A地区給汽その他工事は、既設汽かんのれんが積を解体して、汽かん第二節から第四節までの間の周つぎ手をコーキングし、かつ、各種れんが七、七九〇枚の補足を行うこととなっているのに、実際はれんが積の解体を行わず汽かん下部煙道部のつぎ手をコーキングし、れんがも二〇枚を補足したにすぎないものであるから、工事検収の際、諸経費を合わせ二二二、四一六円は請負代金の減額改訂をすべきものであった。

(一六三九) 工事の施行にあたり予備品を多量に納入させたもの

(総理府) (組織) 保安庁 (項) 警察予備隊施設費

九州地方建設局で、昭和二十七年六月保安隊竹松、大村両部隊の汽かん新設工事(竹松部隊分つねきちCD—五〇型二基工事費九、二六三、〇〇〇円、大村部隊分つねきちCD—七五型三基工事費一七、九四三、〇〇〇円)を田熊汽罐製造株式会社に請け負わせ施行するにあたり、後日の予備品として工事に使用する数量と同数量の異型耐火れんが約十六トン、耐火鞘五基分価額九七九、二〇〇円のを工事設計額に積算し、これを納入さ

せているが、この種物品はいずれも短時日の使用で取替を要するものではなく、また、必要に応じ購入することも困難とは認められないから常置すべき予備品としては多量に過ぎるものと認められる。

物 件 (一六四〇)―(一六四六)

(一六四〇)

機械の管理当を得ないもの

(一六四五) 建設省において、河川、道路の改修、災害復旧等の工事を機械化施行するため購入したブルドーザー、ドラグライン、パワーショベル等重建設機械の購入、管理等の取扱が当を得ないと認められるものについては、昭和二十六年年度決算検査報告に掲記したが、なお二十八年中も引続きその是正を期し、主として前年中に会計実地検査を実施しなかつた工事事務所について検査を行ったところ、これら建設機械の管理に関し処置当を得ないものがあり、そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(一六四〇) 建設省で、昭和二十六年十一月、浦賀船渠株式会社から五、〇五〇、〇〇〇円で購入し、同月九州地方建設局へ保管転換したラダーエキスカベーター一台は、配付後性能不良なため実用に適しないものとして二十八年十一月に至るまで約二箇年間全く使用されないで同局久留米機械整備事務所に放置されている。

右機械は、同省において二十六年中前記会社から一括購入した同種同型のもの九台のうちの一台で、他の地方建設局等に配付された八台はいずれもか働良好な状況であり、特に本件機械だけが性能不良であったもの

とは認められないのに、建設省は適確な指示、指導を行わず、また、同局も、他の同種の機械の使用状況について積極的に研究することもなく漫然と使用もしないで長期にわたり放置する結果をきたしたのは当を得ない。

5。

(一六四一) 東北地方建設局で、昭和二十三年度に四〇三、〇〇〇円で購入した中古ドラグライン一台は、当初同局北上川上流工事事務所で使用する目的で二四五、七一〇円をもって同局塩釜工作事務所へ輸送し、同工作事務所において二十五年五月から十月までの間に二四九、一二七円で組立、修理を実施したところ、当時既に前記工事事務所では使用の必要がなくなったため同局阿賀川工事事務所において使用することとし、さらに、仙台市において栗原工業株式会社の請負により一、五三〇、〇〇〇円でボイラーおよび原動機等の全般修理を実施し、二十六年六月から七月までの間に二八五、六〇〇円で阿賀川工事事務所へ運搬したものであるが、機関部の性能が不良なため全くか働することなく工事現場に放置し、結局二十八年四月不用品として処分することとして

5。

(一六四二) 東北地方建設局で、昭和二十三年九月、五五〇、〇〇〇円で購入した中古スチームショベル一台は、当初同局北上川上流工事事務所で施行する一ノ関地区中里築堤工事に使用する目的で二十四年五月から二十五年十二月までの間に一〇四、七二七円で組立、修理等を実施したものであるが、前記築堤工事は二十五年八月既に完成していたのに、これを他に転用もしないでその後引続き工事現場に放置し、結局二十八年四月不用品と